

が、兎に角ロシア軍の滿洲撤退は斯くして世界各國共通の利害問題となつた。しかし此の問題に對して、當のロシアでは、外務大臣ラムズドルフ伯は、滿洲問題は列國が共同に支那と談判しつゝある諸問題とは全く別である、ロシアには其の軍隊を撤退させるについて如何なる條件をも勝手に附ける権利がある、支那が條件を承諾せねば占領を繼續するだけの事である、ロシアは條件を以て支那に迫らない、支那が早急の撤退を以てロシアに迫るのである、イギリス政府は支那がロシアの條件を承諾することに固く反對するから支那は承諾ができないのであると支那人は云うてゐる」と空嘯いてゐるので、イギリス側では、支那が他國に對する條約義務を免れむとしたり、又は他の債權者との談判中に、其の政治上、領土上、財政上、商業上の地位に永久に影響を及ぼすやうな特別協定を取結ぶ事には同意し難い由を唱へた。三月十一日附で外務次官パーチーが書き留めた覺書には

「日本に於て一般に思はれてゐるところに依ると、ロシアの危険は速かに進みつつある、ロシアが朝鮮を其の勢力範圍に取込まうとするのも遠くはあるまいから、若し日本が朝鮮の爲に戦はねばならぬとすれば、ロシア鐵道の完成する前に

イギリス  
の外務次官  
の覺書

滿洲協定を獨佔に取るがよからう。

若しフランスにロシアの加擔をさせ、彼等が日本を挫くならば、結果は三國——即ちロシア、フランス、ドイツ——の打合せ更新となり、此の三國は擅權を支那に揮ふべく、我等は壁に押附けられるであらう。

若しロシアが單獨か或はフランスと合同して日本を破り、我等が日本の敗滅を妨げるために應援に赴くとすれば、我等はロシア、フランスの永遠の敵意を買ふべきで、敗れて而も恐らく感謝する意のない日本は、ロシアの侵略に對して我等の爲に餘り多分の用をなさぬであらう。

日本がロシアに勝つならば、遠東に於てエウロパの利害のために重大の危険とならうとの説がある。

ロシアのやうな無限の天然資源と、莫大の人口を有してゐる一大陸海軍國は、恐らく永久に其の敗北をこらへまい、彼の國は其の力を更に試みるために組織を改めるであらうが、斯かる試みは永年に亘らうから、日本が遼東半島を戦利品として取るならば大いに遅れるであらう、日本が遼東半島を領有するのはロシア



と日本との間に、何等の和解も成るまじき保證となるであらう、此の事はイギリス及びエウロパにとつて利益であらう、黄色危険はロシアに依り、ロシア危険は日本に依つて抑制せられよう。

若し日本がロシア・フランスに對して、其の友人であり、事によれば同盟者である。と我等を見るやうに、我等に於て日本に仕向ける事がなければ、我等は日本を絶望の政策に陥れるであらう、そしてロシアとの間に何とか話をつけさせる事に成るかも知れない。尤も斯やうな時宜に立到らうと見込むわけではないが、これは有得る事である、若し日本がさうしたならば、我等の利害は大いに傷むであらう。

とある。當時のイギリス外務省の空氣は實に斯の如くであつた。

四 ロシア外相の滿洲協定案修正

ところが三月十九日附の報告に依ると、ラムズドルフ伯は滿洲協定案に左の修正を加へる旨をベテルブルグ駐在の支那公使に提議した。

第四條

支那はロシアを攻撃したるに願み、滿洲鐵道の保護建設を保障し、ロシア國境に於て騒亂の再發を防遏する目的を以て支那はロシアと協議の後、滿洲に於ける其の兵數並に之が駐屯する場所を決定すべし、兵器彈藥の滿洲輸入禁止は列國と取結ばるべき共同協定によつて規定せらるべし、其の間支那は其の自發に由る臨時の措置として、斯の如き輸入を禁止すべし。

第五條

滿洲に於て平和を保障せむが爲に外國關係につき不都合の取扱を爲し又は爲しかねまじき將軍又は高級地方官はロシアよりの申立に由り一議に及ばず他の任地に轉せらるべし、支那は警察の目的の爲に歩兵騎兵を維持することを得、其の兵力は滿洲の完全なる平定に至るまでロシアと協議の上決定さるべし、但し砲兵は許可せられず、只支那人に限つて此の職務に任用することを得べし。

第七條

遼東に於ける借入地協定第五條に基く中立地帯の附近に於ける地方官憲は平和秩序を維持するために特別規定を定むべし。





支那はロシアとの前以ての協議なくして滿洲の全領土に於て鐵道及び鑛山特許又は何等かの商業上の利益を何れかの他國又は其の臣民に與へざるべし

第十條 支那は其の領土に於て鐵道及鑛山の權利を他國に讓渡し得ざるべし

鐵道及び鐵道會社使用人の財産の破壊並に又工事の遲延よりする損失に對する賠償として支拂はるべき償金は支那政府と鐵道會社との間に於て取定めらるべく、取定めは北京に於ける外國代表者の間に協定し、列國に依つて是認せられたる評價の原則に準據すべし

第十二條

一八九八年九月中の私立會社よりの借入金をも以て山海關より牛莊新民屯に到る滿洲鐵道を敷設することは、支那とロシアとの先協定に違反す。此の違約の賠償として又速かに滿洲に於て靜謐を回復せむがために支那は支那東鐵道會社に其の幹線又は支線より滿洲と直隸省との境上に於て長城に至る鐵道を敷設する權利を讓與すべし

第一第二第三第九及び第十一の各條は原案通り之を維持し、第六條は全く之を削除す

此の提議を突きつけた上でロシア外務大臣は、若し三月十三日から三週日の間に支那が此の案に調印しなかつたならば、ロシアは之を撤回すべき旨を支那公使に聲明した。

五 日本イギリスの對支抗議

日本イギリスの兩國は、ロシアが斯の如き修正案を提議した旨の報告に接して互に協議した上、支那に對する忠告を繰返す事としたが、日本外務大臣は、極度に強硬な語氣を以て支那に抗議したにも拘らず、なほ支那の態度を危ぶみ、恐らく支那はロシアを憚つて修正案に調印するであらうとした。併し當時のイギリスはと云ふと、南アフリカ戦役の影響で軍事上にも財政上にも餘裕が無く、外交上の活動の外には手が出せない有様で、随つてフランス艦隊のロシア應援の行動を抑制するまでの決心は附かないらしいし、ドイツも甚だしくロシアを憚つて、嚴正中立を守る位が關の山であつたので、日本としても滿洲問題の爲にロシアを向ふに廻し



で、飽くまでも獨力で戦ふだけの勇氣は出なかつた。

そこで栗野は、北京に於て條約調印國の議にかけたかどうかとの意見をラムスドルフ伯に提出したが、伯は體よく之を辭退した。此の時、四月三日附で漢口駐在のイギリス總領事フレージャーから本國への報告に依ると、張之洞の見るところでは、滿洲協定案は不都合の規定に満ちてゐる、修正は問題外である、北京に於ける外國代表者に案を通知するは、或る度合の模様かへで承諾せられるかも知れないことを意味する、此の不都合の外に李鴻章は、斯かる案の發表はロシアに於て開戦の理由と考へる旨を上奏してゐるし、又李鴻章に依ると、ロシアが定めた期間に案が承諾せられなければ、滿洲を支那に還附する問題を廢棄するとロシアは聲明したと云ふ事であるから、滿洲事情の決定を北京に於ける列國公使の議事題目に加へたと思ふ、ついでには支那の全權委員に命じて正式に此の事を公使團に申出でさせてはどうか、提議された協定を、斯ういふ風に脇へそらしたならば、ロシアも支那を憤る口實がないであらうし、又今までに取つて來た押付けがましい態度から引下がりが易からう、若しランスマウン侯が此の議に賛同せらるるならば、總督は必要な

漢口駐在  
イギリス  
總領事  
の報告

る勅命を確に得られるであらうとの事であつたが、五日の日に、ロンドン駐紮のロシア大使レツサルは、イギリス外務省を訪づれて、永久次官サンダーソンに通牒を手渡した、其の通牒は左の如き意味のものであつた。

ロシア  
イギリス  
に對する  
通牒

帝國政府は先頃來、事情の許し次第滿洲を支那に還附致さむとのロシア聲明の意圖を漸次に決行する心組にて協定を取結び候件につき再々支那と談判致し、此の目的の爲に彼の洲を撤退する條件について支那政府との一致を得申し候、何事にも時機を存知候事は申すまでもなく必要の儀に御座候、接手仕候報告により候へば、現在の事情にては、類似の一致は支那に對してロシアの友情の明白なる證據とは相成り申さず、却つて彼の國に重大の困難を起す事となるやも計り難く相見え申し候故、帝國政府は支那政府に對して敢て協定の取結びを固執致さざるのみならず、此の問題については今後一切の談判を相斷り、最初より取り來り候方針を堅固に守り候て、靜に後日の發展を相待ち申すべく候

之と同趣旨の通牒は、ドイツ外務省へも四日の午後提示せられてゐるが、つまり



ロシアは滿洲のロシア化、滿洲支那人の懐柔が或る程度に渉るまで、こゝ暫くの間、黙つて居すわる方針を立てたのであつて、斯くして約二年の後には略ぼ其の目的を達した。

一九〇二年八月六日より八日に涉りドイツ帝ウイヘルム二世はロシア帝ニコライ二世をレワルの港に訪問あらせられ、大宰相ビュローロ之に供奉した、其の節ニコライ二世は「予は一九〇四年に日本を伐つ」とドイツ帝に明言せられたる由一九〇四年一月十五日附ベテルブルグ駐紮のドイツ大使アルフンスレーベン伯の外務省宛報告の批答に見え、又この折にロシア帝がビュローロに仰出された諸種の題目に渉る懇切を窮めさせられた御懇談の中東アジアに關する分に就いて伯の記録に

ニコライ帝が東アジアに就いて予に仰出されたところより推すに、又しても帝は彼處の情況を格別の興味を以て取調べられ、世界の彼の部分に於けるロシア利害の固定及び擴張を其の治政の主眼と御考慮あらせられる事明かである、ツァーラーには御個人として日本に對する或る程度の御不満あらせられる事見逃し

ドイツ帝  
のロシア  
帝訪問

難い、これは朝鮮に於ける日本の企圖以外に會て一日本人が帝を犯し奉つた兇舉に歸すべき事、これに反し帝は皇太子としてシベリアを旅行あらせられたのが遠東に於けるロシアの勢力發展に興味を覚えさせらるゝ出發點と成つたと書留めたのは確實の觀察であつたらう。

#### 六 ロシアの滿洲撤退案

一九〇二年四月八日、ロシアは滿洲について支那と協定し、三期に分つて滿洲を撤退する案を立て、其の第三期を一九〇三年十月八日と定めたが、而も其の撤退については勿論或る交換條件を提示した。交換條件は六ヶ條とも七ヶ條とも傳へられたが、其の年四月下旬に、北京駐紮の日本公使内田康哉が内偵した條件は左の七ヶ條であつた。

#### 第一條

ロシアより支那に還附されたる領土殊に牛莊及び遼河の流域に於ては如何なる部分と雖も何等の事情あるに拘らず之を他の如何なる國にも貸與又は賣却せられざるべし。若し斯かる賣却又は貸與が取定められたるときは、ロシアは

ロシアの  
滿洲撤退  
案



斯かる賣却若くは貸與を以てロシアに對する脅威と考ふるが故に、其の利害防護のため斷然たる措置を取るべし

第二條

蒙古の處在に現に行はるる政體は變改せられざるべし、斯かる變改は人民の動搖を招き、騷亂の如き憂ふべき形勢をロシアの國境沿ひに發生する虞あるが故に、此の事については極度の警戒を要す

第三條

支那はロシア政府に前以ての通牒なくして滿洲に於て新規の港灣若くは市街を開かざることを其の自發によつて約束すべし、又支那は是等の市街又は港灣に外國領事の居住することを許可すべからず

第四條

何等の事務を問はず行政の爲に支那が備聘する外國人の職權はロシアが優越なる利害を有する北部諸州(直隸を含む)に及ぼさしむべからず、支那が北部諸州の行政事務の爲に外國人を備聘せむと欲するときは、ロシア人

の管理のために特別の役所を設置すべし、例へば蒙古滿洲の鑛山事務に關する職權は鑛山行政の爲に支那に備聘されたる外國人に與へらるべからず、斯かる職權はロシア技術家の手に全く放任せらるべし

第五條

牛莊及びポート・アーサーに電信線ある間は牛莊北京線は維持せらるべし、牛莊ポート・アーサー及び盛京處在の電信線はロシアの管轄の下にあり、牛莊、ポート・アーサーと北京との間の聯絡は極めて重要なればなり

第六條

牛莊を支那地方官憲に還附して後の稅關收入は、現在の如くロシア・支那銀行に預入れらるべし

第七條

ロシア占領の間にロシア臣民及び外國會社が滿洲に於て獲得したる權利は滿洲撤退の後と雖も何等の影響を被らざるべし、なほロシアは鐵道線路の通過する各地に於て居住する人民の生命を保障する義務あるが故に鐵道列車によつ



支那の  
新要  
求拒

て旅客貨物を運輸するため北部諸州に流行病の蔓延することを豫防するため、牛莊に於て其の地が支那へ還附されたる後、検疫所を設置する必要あり、ロシア民政官は其の目的を達するために最上の途を考慮すべし、税關長税關醫の職には只ロシア人のみ任用せらるべく、彼等は帝國海關總稅務司の監督の下に置かるべし、是等の官員は誠實に其の職務を執行し、帝國海關の利害を防護し、ロシア領土に流行病の蔓延を豫防することに全力を盡すべし、海關道臺の提理する永久衛生委員會は設立せらるべく、外國領事税關長税關醫及び支那東鐵道會社の代理人は委員會の委員たるべし、委員會の設立及び其の事務の取扱に關しては海關道臺はロシア領事と協議すべく、海關道臺は目的を達するために必要なる資金を得る最上の途を工夫すべし

併し滿洲に關する此のロシアの新要求は、慶親王によつて拒絶せられた。北京駐紮のロシア事務官が總理衙門を訪うて、

- (一)遼河流域は何れかの他の國に讓與せざること
- (二)滿洲に於て新港灣若くは新市街を外國貿易又は外國領事の居住のために開

かざること

(三)蒙古に於ける政體は變改せざること

以上三ヶ條の保證を支那に求める新通牒を慶親王に提出したのは、實に四月二十九日の事であつて、事務官はなほ其れに附添へて、若し是等の保證が與へらるゝならば、ロシアの軍人派も満足するであらうし、必要な準備は既に済むのであるから、滿洲の撤退は何時でも遲滞なく實行することができると述べたが、慶親王は、斯かる保證を與へることは支那の主權に關するとして、言下に之を拒絶したのであつた。

### 七 日本政府の滿洲對策

此の時ロシア事務官は、滿洲のロシア軍事官憲に示したいからと云つて特に書面の答を求めたが、六月末に至つてロシア公使は上に述べた七ヶ條の要求は談判の基礎とならぬとの理由で之を取下げたとの事が日本公使の耳に入つた。七月三日ロンドン駐紮の日本公使林子は外務省にランスマウン侯を訪づれて秘密に日本政府の意向を漏らしてゐるが、今、左に其の概略を述べると、日本政府は滿洲に

日本  
政府  
の  
對  
滿  
洲  
策



於ける形勢の進展を注視してたが、今や彼處の現状を甚だ容易ならずと觀察する。撤退と關聯して支那から新條件を要求したり、滿洲に於ける其の掌握を緩めるよりも寧ろ之を固めるロシアの近頃の行動によつて、日本政府はロシアが曾ては眞面目に撤退を考慮したとしても、今や其の目的を拋棄したものと信せざるを得ぬ次第である。ロシアの勝手極まる永久の滿洲占領は、イギリス・日本の同盟締結の目的であつた防護の主體たる利害に對して甚だ有害の形勢を發生しよう。斯かる占領は機會均等の原則を破壊しよう、又支那の領土保全を明白に毀損しよう、將又日本が自己の靜謐安全のために一切を賭けて維持せねばならぬ朝鮮の獨立に對して常住の脅威とならう。日本政府は其の從來執り來つた忍耐政策を以て實明の策であると信するが、今や其の政策に變改を加へる時機が到達したとの結論を容れざるを得ないことになつた、此の事情の下に日本政府は茲に其の危殆に臨むのである利害を防護するために、如何なる方針を執るべきかを考慮すること絶對に必要となつた。此の問題を調査するに當つて日本政府は、イギリス政府との其の特別關係を常住に考慮に留めた、ロシアが滿洲に於て若干の法律上に獲得し、確

實に設定せられたる特殊利害を有する事は、我等に於て知らぬはおろか、否むは寧ろ不可能であらう事實である、此の論點から出發して日本政府は其の側に於ても、其れ等の利害並に朝鮮に於ける日本の利害の明瞭なる定義に基いて、現状の解決を先づロシアに提示し、それ等の利害が脅されたとき、又脅かさるゝ間は、防護の爲に若干の定義した措置を執る兩國の權利について相互に承認し、又支那朝鮮の獨立及び領土保全を尊重し、是等兩國に於て總ての國民の商工業に對し機會均等の原則を維持する相互の約束を遂げる意向である。是等の原則を包含する協定は一切の側に全く公平であらう、と信じられたのであつた、斯の如き提議をロシアが拒絶したときには如何にすべきかとの事は、當時考へる必要がなかつた、如何なる結果とならうとも責任は獨りロシア側にあつたらう、林子はイギリス・日本協約第四條及び第五條に基いて、ロシアの行動に由り危險に迫つた兩國の共同利害に關してイギリス政府と十分に又腹藏のない意見の交換を遂げむとして上述の方針にイギリス政府の賛同を求める」と云ふにあつた。

#### 八 イギリス武官の滿洲事情報告



イギリスの  
事情の  
報告

又此の頃の満洲事情を知るに便宜な報告がある、それはイギリスの陸軍中佐ウ  
 イングートから七月二十九日附で其の陸軍省に通知されたもので、即ち中佐の説  
 に依ると、東三省に於ける宗との政治上又將來の統治力としてロシアの覇權は確  
 立した——少くとも何れかの國が銃槍の切尖で彼を逐出さぬまでは——之を退ける  
 事は仲々容易でない、日本人は滿洲の支那人が提供するかも知れぬ助力に依頼  
 するが、中佐は之を甚だ疑はしい成分であると考へる、奉天其の他の重要な市街  
 地の富裕な支那商人は、權勢があつてそれが永續する成算を示してゐる間は、如何な  
 る政府をも悦んで迎へよう、ロシア語を話し、又習ひおぼえる各階級の支那人の數  
 は頗る目に立つて多い、彼等は言語を甚だ容易に習ひおぼえる、之に反してロシア  
 人は支那語を習はうとはしない、如何にも彼等は滿洲に居住し又は旅行する者に  
 悉くロシア語を押しつける心算であることを公然と述べてゐる。ポート・アーサ  
 ーは迅速に遼東のクロンスタットとなりかゝつてゐる、六萬人ほどの支那労働者  
 は新市街、港灣、ドック、要塞、軍用道路の建造に働いてゐる、場所は速かに一の弱點もな  
 い尤大の要塞となるであらう、明年は舊市街から一切の實業家を逐出すつもりで

其の跡は燒拂はれ、場所は暫く休め地として措いた上、やがて陸海軍の用地として  
 使用せられよう、商人其の他は或は今建造中の新市街に行くか、或はダルニーに引  
 移らねばならぬであらうといふ事で、中佐が滿洲訪問によつて得たところの確信  
 は、

- (一)ロシア人は普通に想像せられるよりも一層堅固に國を掌握したること
- (二)彼等は滿洲が事情の力に由りロシアの一州となるまでは徐ろに國內に其の  
 勢力を張らむとする其の計畫について全く眞面目であること
- (三)武力の外何ものも彼等を引下がらしめるに足りないこと
- (四)彼等は鬭争を避けることに甚だ力めてゐるが、而も退去するよりも寧ろ挑戦  
 に應ずべきこと

- (五)單獨の日本との鬭争は日本の大災難となり得よう、よし日本が戦に於て最上  
 の成績を挙げ得たとしてもロシアは其の割に苦まぬであらうといふこと
- (六)ロシアは其の遼河の左岸を以て兎角に宜しからぬ大自然の國境であるとし  
 てゐるから茲に止まることには満足せぬであらうとのこと



といふにあつた。

此のウインゲートの情報は、支那及び支那人に就て格別の調査を積むだとは思はれぬ。一イギリス武官の觀察であるから、滿洲が一九〇三年夏にロシア化された實況を其のまゝに述べたものであると信ずる。由來支那人は支那の事を天下と唱へる、天下とは天の下の地即ち世界である、此の世界には曾て數多の民族が居住してたが、二千五百年の昔に概ね合同して支那人となり、是等支那人は同姓の小團體を組立て、村里に住まひ、父老の監督の下に共働して農民生活を送つてゐた者らしく、爾來幾星霜、碧海原が桑畑となつた變りはあつても、支那人の社會觀には、何等の變りもないやうである。此の村人たちは孰れも同等の人間で、其の間に階級別はなく、父老とても宗との村人であるといふだけで、やはり人並の人間であつた、されば只村人一同が平らけく安らけく暮らして行けるやうに氣を配つてやりさへすれば、それで父老の役目は動まるわけで、此の職務を忠實に勤める者でさへあれば、甲乙を問はず争つて其の命令に服従するのである。斯の如くであるから、百般の政務は之を人民の自治に委任することを原則とし、爲政者は萬止むを得ぬ警

滿洲の  
シリア化の  
状況は  
實に

察權と司法權とだけを執行へばそれで事足るのであつて、其の爲政者たる役目は郷紳が勤めるのが當然である。併しながら今日の支那は二千五百年の古文化を有する大國であるから、人口は勿論多過ぎるし、生活は固より苦しいし、人情は云ふまでもなく浮薄であるし、産業は幼稚極まつたものであるし、遠く滿洲三界までもさすらへて漸く露命を繋がうとするあふれ者どもに至つては、殊に煮ても焼いても食へない手あひであつた。滿洲のロシア官憲は、斯かる人間を相手に種々の貨物を特別の高價で買上げ、其の勞銀にも思ひきりの多額を支拂うて、ツールの檀那ぶりを立派に發揮して見せたのであるから、利慾に眼のない支那人が、割のよい金儲けにありつきたさに、元來が外國語を習得する事に堪能な其の特性を利用して、我勝ちにロシア語をおぼえ込むだのは尤もの次第であるが、しかし之を以て支那人が心からロシアに心服したものと心得ては大間ちがひである。

### 九 日本政府の滿洲協定案

八月十二日、ペテルブルグ駐紮の日本公使栗野慎一郎は次の協定案をラムスドルフ伯に提示した。



第一條

日本・ロシア兩帝國は支那朝鮮兩帝國の獨立及び領土保全を尊重し竝に兩國に於ける各國の商工業のため機會均等の主義を維持すべき相互の約束

第二條

ロシアは朝鮮に於ける日本の優越なる利害を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營についてロシアの特殊利害を承認し、併せて本條約第一條に規定せる兩國各自の利害を防護するために必要な措置を、日本は朝鮮に於て、ロシアは滿洲に於て執る權利の相互の承認

第三條

日本・ロシア兩帝國は本條約第一條の規定に違反せざる限り朝鮮に於ける日本、及び滿洲に於けるロシアの商工業活動の發達を阻碍せざる相互の約束  
又今後朝鮮鐵道を滿洲南部に延長し、東支那鐵道及び山海關牛莊線に接續せしめむとする事あるも之を阻碍せざるロシアの約束

第四條

本條約第二條に記せる利害を防護するの目的、又は國際紛争を起すべき叛亂若くは騒動を取鎮むる目的を以て日本より朝鮮に、或はロシアより滿洲に、軍隊派遣の必要あるに於ては、其の派遣軍隊は如何なる場合に於ても實際必要なる員數を超ゆべからず、且右の軍隊は其の任務を果たし次第、直ちに召還すべき相互の約束

第五條

朝鮮に於ける改革及び政務刷新のため助言及び援助(但し必要な軍事上の援助を包含すること)を與ふる日本の專權をロシアに於て承認

第六條

本條約は従前朝鮮に關して日本・ロシア兩國間に取結ばれたる總べての協定に代る

之に對してラムスドルフ伯は、ロシア皇帝に於かせられては日本・ロシア兩政府の間に意見の交換を行ふことについて御異議あらせられず、伯としても協定に同意する旨を陳述した、と十三日附で報告してゐるが、ウイテの記録によると、十三日の閣



議で協定に同意する事に決定したが、此の日アレクセエフが遠東大守に任せられたので、彼の手許へ案を回送したとある。

なほ此の協定について、イギリス大使スコットは、ラムズドルフ伯は目下日本案を考慮中であると日本の栗野公使が述べた旨を二十六日附で報告しているが、此の日ラムズドルフ伯と會見したところ、伯は、此の月十三日海軍中將アレクセエフが遠東諸州の太守に任せられたことに就て、ニコライ二世は、大權は朕に在る、外交政策に關しては卿は朕と一體である、と仰出された由を傳へたとの事である。

九月三日に至つて、ラムズドルフ伯は、滿洲朝鮮に關するロシア日本間の談判は、自今東京に於て行ひたい旨を日本に提議したので、小村男は、談判地の移轉は日本政府から曩に提示した談判の基礎が承諾された事を意味するのかと問合はせたが、伯からの答には、必ずしもさうではないとの事であつたので、改めて栗野を介して、日本政府は兩政府の間に於て談判の基礎が承諾され協定されるまで、移轉問題を考慮に上し難い旨を回答した。しかしロシアとしては談判地の如何は根本の問題ではなかつたのであつて、要するに談判をアレクセエフの手に移して、ロシア

ロシアの  
栗野と  
相公の  
折衝

の要求通りに日本が屈服するまで、するするに引延ばし、其の間にポートアーサーの防備とシベリア鐵道との完成を期したのであつた。而も日本の伊藤博文侯は此の頃、殆ど代價の如何を問はずにロシアとの協定を熱心に鼓吹し、政府當面の困難も、ロシアの朝鮮滿洲に於ける活動も、これ皆日本、イギリス同盟の齎した結果である、と類に主張してゐた。

九日、北京駐紮のイギリス公使サトーは、其の本國に報告して、此の日ロシア公使は又、滿洲撤退に關して新規の要求を慶親王に提議した、其の箇條には頗る議すべきものがあつたので、自分は早速異議を述べて置いたが、内田公使からも同様異議の申出があつた由を慶親王から通知せられたと述べてゐるが、ロシア政府は、其の十五日、日本政府に對して、ロシアは近く對案を提示するはずである、此の對案と日本案とに基いて新案を作成したならば、談判の基礎に達せられようとの旨を通告した、しかし其の公使が北京で九日に要求した件については、何等の通知をもしなかつた。此の申越に對して日本は、ロシア對案の來るのを待つことゝした。又談判地を東京に移す事にも結局同意を表した。斯くして日本政府は、事態が切迫す

北京駐紮  
イギリス  
公使の  
報告



るに伴れて急、外交手續に念を入れ、國內國外のロシア黨が文句を挟む隙のないやうに仕向けたのである。

此の間ロシアは相變らず鴨綠江に京城にのさ張つた。そして其の皇帝ニコライ二世は、皇后の御生國たるヘッセン・ダルムタットへ向け、九月を以て悠々と御出遊あらせられ、十二月四日まで還幸せられなんだ。ウイヘルム二世は、日本が今や頻りに軍備を取急いでゐる物音を耳敏くもお聞付けになつて、ダルムスタット御滞在中のロシア帝に御警告あらせられたが、ニコライ二世は、戦争は起らない、朕が之を欲しないからである、と、山の如く泰然として靜に答へられた。

一〇 日本の滿洲協定案に關するロシアの對案

ロシアの對案が日本に到着したのは十月三日であつた。其の文面は左の如くである。

第一條

日本・ロシア兩帝國に於て朝鮮の獨立竝に領土保全を尊重する相互の約束

第二條

日本協定の案  
滿洲協定の案  
ロシアの對案

ロシアは朝鮮に於ける日本の優越なる利害を承認し、竝に第一條の規定に違反することなくして、朝鮮の施政を改良すべき助言及び援助を同國に與ふる日本の權利の承認

第三條

朝鮮に於ける日本の商工企業を阻礙せざるべきこと、又第一條の規定に違反せざる限り右の企業を防護する爲の總べての處置に反對せざる事についてのロシアの約束

第四條

ロシアに照會の上右と同一の目的を以て朝鮮に軍隊を増遣するは日本の權利たる事についてのロシアの承認、但し右軍隊の員數は實際必要なる程度を超越せざるべきこと、且右の軍隊は其の任務を果たし次第直ちに召還さるべきことに就ての日本の約束

第五條

朝鮮領土の一部たりとも軍路上の目的に使用せざること、又朝鮮海峡の自由航



行を妨ぐべき兵要工事を朝鮮沿岸に設けざるべき相互の約束

第六條

朝鮮領土の内北緯三十九度以北の部分を中心地帯と看做し兩締約國は何れも其處に軍隊を進めざるべき相互の約束

第七條

滿洲及び其の沿岸は全然日本の利害範圍外なることについての日本の承諾

第八條

本協約は従前朝鮮に關して日本・ロシア兩國の間に取結ばれたる總べての協定に代る

外務大臣小村男は、此のロシア案を得たので、早速に、東京駐紮のロシア公使ローゼン男と交渉を開始した上、其の第四條を、第二條に記されたる目的若くは國際紛争を發生する虞ある叛亂又は騒動を取鎮むる目的のために朝鮮に出兵する日本權利の承認と改め、第六條の代りに、朝鮮滿洲の境界に於て其の各の側に十キロメートルに達する中立地帯を設定する事の相互の約束を提議した。ローゼン男は其

小村外相  
と東京駐  
紮のロシア  
公使との  
折衝

の政府の賛成を條件として承諾した。又小村男は對案第七條を削除し、次の三ヶ條を之に換置することを提議した。

第七條

ロシアは滿洲に於ける支那の主權及び領土の保全を尊重し、滿洲に於ける日本商業の自由を阻礙せざることを約束す

第八條

ロシアは滿洲に於て特殊の利害を有するが故に、其の利害を防護するための措置にして前條の規定に矛盾せざる限り日本は必要なる措置を執るべきロシアの權利を承認す

第九條

朝鮮鐵道と東支那鐵道とが結局鴨綠江に達したるときは其の連絡を阻礙せざることを相互に約束す

しかしロシア公使は、對案第七條の削除及び第七條第八條の換置を主張する日本の提議を拒み、第九條のみは、これ亦政府の賛成を條件として承諾した。

小村外相  
の提議



## 一 日本政府イギリスの意圖聴取

此の談判の経過は、日本政府から直ちに東京駐紮のイギリス公使マクドナルドに通知せられ、之についてのイギリス政府の意見を承りたい旨が申出でられたので、マクドナルドは二十二日附で日本政府の希望を本國政府に取次いでるが、ランスタウン侯は二十六日附で之に返牒して

「對案の一、二、三の三ヶ條は差支がないと思はれる、日本、ロシアの現行條約よりも稍進んで更に確保する。第四條は日本外務省の提議した修正に同意する。使命が畢つたならばロシアに通知して軍隊を召還する規定を保存した方が恐らく宜しからう。

第五條は道路、鐵道、電信の改良に助力するのを妨げないことを日本で満足するならば差支がないやうに見える。しかし此の點を擧げない方が一層賢明だと云はれよう。

第六條は日本の修正案を至當と觀る。ロシア箇條は、必要でもないのに大面積を中立とする

日本政府  
イギリス  
取の  
意圖  
聴取東京駐紮  
イギリス  
公使の  
報告

第七條のロシア箇條は條約により又イギリス、日本協約に正式に記録せられて既に日本に保證されてゐる權利を日本が拋棄することになる。又他方に於ては、滿洲に於ける支那領土の保全及び日本の商業上の自由を尊重することは、ロシアが既に言質を與へたところであることに顧みて、今更又其の意向の確保をロシアに要求するのは無用のやうに思はれる。此の點を取扱ふ最上の途として我等の腹案は、日本の第七條を削除し、斯くて第七條となるべき第八條の、其の利害を防護するため、後の句を、斯の如き措置が支那帝國の獨立及び領土の保全並に商業上の交通の自由に關する他國の條約權利を尊重するロシアの現行條約に矛盾せざる限り云々と改補することである。

日本の第九條については異議がない。閣下は此の意味を日本外務省に通せられよ。

と言ひ送つた。するとマクドナルドからは、翌二十七日に又、小村男の意見を傳へて來た。即ちそれに依ると、ロシア公使は、小村男の修正第四條を參考として承諾した。ランスタウン侯の日本案第八條についての修正意見に對しては小村男は



斯の如く考へる、ロシア公使は其の政府は支那の領土保全を維持すること若くは支那に於ての諸國の條約權利又は商業上の利害を尊重することについて總ての國々又は何れかの一國と何等かの約束に立入ることはすまい、勿論ロシアとして斯の如き聲明はするであらうが、何等かの約束には立入らないとの旨を談判中にも屢々繰返したから、恐らくそんな事を要求しても同意せぬであらう。なほ他方に於て小村男は、日本政府はロシアの對案第七條には決して同意し難い旨をロシア公使に告げた、と云ふ事であつた。

一二 イギリス外相の腹案

二十八日、ランスダウン侯は又折返して、日本政府の考慮に上すため、左の腹案を  
通せしめた。

(一)ロシア案第七條の削除

(二)十月二十六日附の腹案の代りに、日本案の第八條を左の通り改む

措置が滿洲に於ける日本の條約權利又は商業上の自由を阻礙せざる限り云々

イギリス  
外相の腹  
案

日本の政府  
公式修正  
案

日本の外務當局は、以上のランスダウン侯の意見を参照して、ロシアの對案に答ふべき修正案を練つたが、十一月二日附でマクドナルドが本國へ申送つたところに依ると、斯くして遂に成つた日本の公式修正案は左の如くである。

第一條

朝鮮及び支那帝國の獨立及び領土保全を尊重する相互の約束

(第二、第三、第四、第六の諸條は外務大臣提議の通り)

第五條

朝鮮海岸に於て朝鮮海峡の自由航行を脅かすべき何等かの兵要工事を企畫せざることを日本側に於て約束す

第七條

ロシアの對案を左の如く改む

日本に於て滿洲は其の特殊利害範圍の外にありとの承認及びロシアに於て朝鮮は其の特殊利害範圍の外にありとの承認

第八條



滿洲に於けるロシアの特殊利害及び其の利害防護のために必要なるべき措置を執るロシアの権利を日本側に於て承認

### 第九條

朝鮮との條約上の約束に基きロシアに屬する商業上居住上の権利及び特權に干渉せざるべき日本側の約束、及び支那との條約上の約束に基き日本に屬する商業上居住上の権利及び特權に干渉せざるべきロシア側の約束

(鐵道に關する舊第九條は第十條となる)

即ちこれに依ると、十月二十六日附の第五條に關するランスダウン侯の腹案は、日本の修正案として採用せられたのである。

ところが此の日本の修正案に對して、ロシア政府は、更に十二月十二日を以て左の對案を寄せて來た。

### 第一條

朝鮮帝國の獨立及び領土保全を尊重する相互の約束

### 第二條

日本の修正案に對するロシアの對案

朝鮮に於ける日本の優越利害及び民政の改良を資くる勸告を以て朝鮮を援助する日本の権利をロシア側に於て承認

### 第三條

朝鮮に於て日本が其の商工業活動の發達及び其の利害防護の爲に執る措置に反對せざるロシア側の約束

### 第四條

前條に記せる目的の爲に若くは國際紛争を發生すべき叛亂又は騷擾を取鎮むる目的の爲に朝鮮に出兵する日本の権利をロシアに於て承認

### 第五條

軍略上の目的のために朝鮮領土の何れかの部分を使用せず、又朝鮮海峽の自由航行を脅かすべき何等かの兵要工事を朝鮮海岸に企畫せざる相互の約束

### 第六條

北緯三十九度以北の朝鮮領土を中立帶となし締約國の何れもは其の境域に軍隊を進めざる相互の約束



第七條

朝鮮及び東支那鐵道が鴨綠江に達したるときは其の聯絡を妨げざる相互の約束

第八條

朝鮮に關するロシア・日本間の從前の協定は總べて廢止す

此のロシア對案は毫も滿洲に觸れず、又北緯三十九度以北の朝鮮領土即ち元山平壤以北を以て日本の活動範圍以外に置かむとするものである。日本の外務大臣小村男は最も不満足を感じた。

一三 ロンドン駐紮林公使の覺書

一九〇三年十二月二十一日、ロンドン駐紮公使林子が、ランスダウン侯に寄せた覺書には、東京内閣の説に依ると、遠東の形勢は極めて重大の進機に達し、未決問題の平穩なる解決は不可能であるとまでは行かずとも、甚だ覺束なく思はれる。日本の政治家等は早かれ晩かれロシアとの破裂が避けられないことを年來承知してゐて、かねがね其の準備をしてゐた。ロシアの政策は今ややり過ぎた、ウラヂウ

ロンドン駐紮林公使の覺書

ストックとポーツアーサーとの間は一〇六〇海里もあつて餘りに遠いので、此の兩地の間に海軍根據地をロシアは欲しかつた。適當の港灣は只朝鮮沿岸の木浦と馬山浦とであつた。是等の繋留所が我が手に無くばロシアは遠東に於て其の大計畫を決して行ひ得ぬであらう。差當つてロシアは此の二繋留所を獲得する意思を表面上棄てたが、ロシアが海陸に於て十分に強くなり次第、一議に及ばず復其の競望を起すであらうとの事は、日本のよく承知するところである。しかし他方に於て何れかの外國が朝鮮に足溜りを持つことは日本にとつて懸命の問題で、商業上にも軍事上にも朝鮮は日本の領分である。又滿洲に於けるロシアの鞏固な足溜りは日本に對する常住の危険である。ポーツアーサー・ウラヂウオストクから海に依つて朝鮮に出る時機の到來する虞があるばかりでなく、恐らく又陸上からも到り得るであらう。さればロシアが滿洲を絶対に吸收することを豫防する措置を執ることとは、日本にとつて止むを得ぬ事であつたのである。此の朝鮮に於ける中立帶についての最近のロシア提議には、日本は承諾し難い、何となればロシアは、決して其の約束や條約義務に拘泥するものでないことが確だからである。されば日本は



ロシア政府に送つた最近の其の通牒に、朝鮮に於ける日本の自由行動を主張したばかりでなく、なほ滿洲についても或る嚴重なる規定を設けたのである。日本とロシアとの海陸の兵力について現在の形勢は左の如くである。戦艦・巡洋艦の数は殆ど同じ、しかし日本船は殆ど皆イギリスの建造であるから、ロシア出来よりは先づ以て良いであらう。ロシアは成るべく速かに艦数を遠東に廻さうとしてゐるが、東京に知れてゐるところでは、二ヶ月以内に少くとも五六隻の軍艦と他の水雷艇隊とはポートアーサーに到着するであらう。東京陸軍省情報局の知るところでは、ロシアは現在バイカル湖以東に於て兵數約二十四萬を有してゐるが、其の中約九萬五千は滿洲に、約三萬はポートアーサーに、數千はウラヂウオストクに、殘餘はシベリア鐵道の守備に使用せられつゝある、日本は現在精兵約二十三萬を準備してゐる、而して必要な場合には少くとも更に豫備兵二十四萬を召集し得よう」と見えてゐるが、之を見れば、其の時の日本の覺悟は知られるであらう。

ロシア案に對する日本の回答は二十一日を以てベラルブルグに達したと報せられたが、一般ロシア國民の間に於ては、遠東に於ての戦役は近東に於けるロシア

ロンドン駐紮の林子侯  
とダウンスの見

の利害を妨げるものであるとして頗る評判が悪く、日本との談判が破裂しさうであるとの新聞紙の報道は、甚だ人氣にさはつて、取引所に恐慌を起させた。

ロンドン駐紮の林子は、二十九日ランスダウン侯に會見して、日本最近の提議について語り、日本の要求は最少限度のものである、若しロシア政府が其の最近の對案の再考を拒むならば、日本政府は疑ひもなく強硬の措置に出るであらう」と告げて、就ては日本政府はイギリス政府の支持を期待してよからうか、若しそれが得られるとすれば、如何なる方向のものであらうか承知したいとの旨を、其の本國政府の訓令に基いて尋ねた。折柄日本イギリス同盟條件はまだ發生せぬ間の事であつたので、侯は此の申出に對して、強硬の措置とは何か、そして如何なる種類の支持を欲するかを反問した。すると林子は、訓令がないから知らない」と答へたが、其の個人の意見として、好意の局外中立は相當の援助とならうと云ひ、なほ石炭積込の便宜を日本艦隊に與へること、通信取次のために殖民地の利用を許さるゝこと等を例示した後、日本政府は恐らくイギリスから現金を借入りたいと思つてゐるやうと述べた。侯は、外交上の支持若くは調停をイギリスから得たいと日本政府は



考へないか」と尋ねたが、林子は「今や日本は全く戦闘準備に没頭してゐる」と答へた。此の頃に至つてロシアでは、軍人派乃至宮廷クリークの威焰稍衰へたかの如くに見えたが、滿洲の事を正式に條約によつて協定しようとする日本の要求に最も強硬に反對を唱へたのは、從來想像されてゐた如くアレクセエフではなくして、實は更に其の背後にあらせられる皇帝ニコライ二世御自身であつた。そして此のロシア帝の心の焰に別な方面から油を注ぎかけようと思はれたのは、ウイヘルム二世であつた。

ドイツ帝は御自身唯一人で思ひ浮べられた幻想で、人才雲の如くに簇がつてゐる外務省中に、誰一人も賛成する者のない黃禍説を此の時頻に提唱して世を驚かしてゐられたが、ロシア帝の日本に對する十分の敵意を看て取つて、此の際是非ともロシアをして黃禍の張本たる日本を粉微塵に打碎かしめようと思ひ立たれ、一九〇四年一月三日附の宸翰を以て、朝鮮は是非ともロシアに於て領有せらるべく、之を敵手に委ねて新しい一種のダルダネルとしてはならない」と熱心に入説された。しかしニコライ二世は、其の説には耳を假されなかつた。そして只々滿洲問

ロシア帝  
ニコライ二世  
の皇

題にのみ躍起となられた。

一四 日本に對する最後の通牒

此の時、日本政府に於ては、十三日を以て東京駐紮のロシア公使ローゼン男に、最後通牒の趣旨で、最少限度の要求を列擧して示し、翌十四日には又、ペテルブルグ駐紮の栗野公使を以て同一の口上をラムズドルフ伯に致さしめたが、別に其の口上寫一通を作つて、之を林公使の手からランスダウン侯に提出せしめた。

公使は其の口上寫を提出するに當つて、此の口上の中にある要求は最後の性質のものである、若し相當の期間内に回答がないか、或は不満足な回答であつたときには、日本政府は其の利害を防護するために、然るべき措置を取るであらうと言ひ添へたが、侯が「日本政府は略ぼどれ程の日數を相當の期間と考へるか」と質したのに對して、其の邊の事は委しく知らぬが、二週間の猶豫を許した先例がある」と答へた。提出された口上書は左の通りである。

ペテルブルグに於ける日本公使への訓令

貴官は茲に此の口上書をラムズドルフ伯に手交することを訓令せらる、此の口

日本に對する  
最後の通牒



上書は本十三日ローゼン男に傳達したる帝國政府の意見を伯に確認せしむる趣旨のものなることを申述べらるべし

帝國政府は未決の懸案を平穩に解決し、日本・ロシア兩國間の親善なる關係を鞏固にしなほ之に加へて日本の権利及び利害を防護せむとする趣旨に依り、本月六日ローゼン男より受理したるロシア帝國政府の回答に就き最も慎重にして且丁寧なる考慮を施したり、帝國政府は最後に左の變改を必要とする結論に達したり

第一、去る十二月十一日ローゼン男を以て日本政府に提示されたる(ロ)ロシア對

案第五條第一項即ち、軍略上の目的のために朝鮮領土の何れの部分をも使用せずとある句の削除

第二、中立帶の設置に關する全條項の削除

第三、滿洲に關するロシア提議に左の變改を加へて同意す

(イ)滿洲及び其の沿海地を利害の範圍外にありとする日本の承認、並に滿洲に於ける支那の領土保全を尊重するロシア側の約束

日本駐日公使館  
對日公使館  
の日本

(ロ)ロシアは滿洲境域内に於て日本若くは他の國が支那と現行條約により獲得したる権利及び特權の享有を妨げざるべし

(ハ)朝鮮及び其の沿海地を利害の範圍外にありとするロシアの承認

第四、左の一箇條を追加す

滿洲に於けるロシアの特殊利害及び其の利害を防護するために必要の措置を執るロシアの権利につき日本の承認

是等修正の理由は、從來時に屢々、又十分に説明したるところなるを以て帝國政府は更に其の説明を反復するの必要を認めず、只こゝにはロシア政府の再考を望むことを言明するを以て足れりと思考す。なほ注意を要するは滿洲に於て殖民地設置を拒絶する項の削除にあり、此の事は日本支那間の規定と牴觸するが故なり、されど此の件については滿洲に於ける殖民地に關し類似の権利を既に獲得せる他國と同一の取扱を受くるならば、日本は満足すべし、

ロシア回答の陳述に、日本政府はロシア對案第五條の元の用語に同意したりとあるは誤りにして、斯かる同意は帝國政府の決して言明せざるところなり



上記の修正は帝國政府が全然融和の精神を以て提議したるところなるを以てロシア政府に於ても同様の精神を以て受理せらるゝことを期待す、帝國政府は、なほ又ロシア政府よりの早速の回答を希望す、問題の解決が一層遅延することは兩國のため不利益なり

此の口上書で見ても知れる通り、日本ロシアの關係は當時頗る切迫してゐたのであるが、斯の如くに事態が切迫して來ると、得てして調停の申出がちである、そして如何に即戦を利なりとすべき情勢にあつても、好意に基く調停の申出を無碍に拒絶することは國際儀禮の上から困難である。そこで此の際即戦を以て利なりとした日本は、此の後に起るべき調停の申出に備へた。一月五日、ロンドン駐紮の公使林子は、外務省を訪づれて、調停の申出に對する日本の態度を説明したが、其の説明は、

(一)ロシアが調停を求め又容れるとすれば、これは只ロシアが遠東に於ける其の位置を固め、且又それを固めるために時を獲むとする目的とする事、本問題について完全且永久に互る解決に達すべき何等の見込もなからう

(二)日本はロシアと友誼ある談判の結果として満足すべき協定に達する意味合に基いて極めて穩當で調和し易い提議を出したのであつた。さり乍ら若し本問題の落着が最初に企てられた如く、直接で又友誼ある談判の代りに、調停の途によつて取運ばれるとすれば、帝國政府は其の提議を改め、元來考慮したるものに附加へて、一層有效に將來の紛争を豫防し得べき更に進むだ保證を求め、ることを餘儀なくせられるであらう

(三)上述の考慮によつて此の際調停を致さむとする企圖は、帝國政府の意見では無効に畢るべきで、隨つてロシアの利益となる結果を見よう

と云ふ趣旨のものであつた。

フランス外務大臣デルカッセは極東の情勢に極めて疎く、コセン・シーヌの事にさへ興味を持たないで、専らロシアの外務大臣ラムスドルフ伯の望むがまゝに行動してたに過ぎなうだが、二十七日に至つてロンドン駐紮のフランス大使カムボンがランスダウン侯を訪づれ、殊に際立つて調停といふわけではなく、單純の居中遊説の意味でイギリス・フランス・合衆國が入説したならば或は容認せられようかと

フランドン  
の日本  
の調停  
に對する  
態度

ロンドン  
駐紮  
の日本  
公使  
林子



思ふと述べて、イギリス側の意見を求めた、之に對して侯は、兎に角ロシアの回答の性質を先に知つて置く必要がある、なほ又日本としては滿洲について兩國側を拘束する或る種の協定を要するであらうと答へた。

そこで當時ロシアの意向はどうであつたかと云ふに、二月四日午前十時發で、ペテルブルグ駐紮のイギリス大使スコットから本國政府に送つた嚴秘報告には、只今承知したところに依ると、皇帝は今朝、日本への回答は明日發せられるであらう、其の條件は昨夜極めて重要な會議の後に取り定めた事で、皇帝の名譽と相容るゝ限り、できるだけ日本の要望を満足させ、不幸なる戰役を回避するために極度の讓歩をしたから、最も穩かに受取られることと思ふ。若し其の條件が東京で受入れられぬならば、それは只日本が直ちに武器に訴へることを其の利益と考へた結果であらう——斯の如き不慮の事は叙慮最も忌ませらるゝところである旨を仰せ出されたとあつたが、此の日恰も東京では御前會議を開かせられ、閣員としては、總理大臣桂太郎、外務大臣小村壽太郎、大藏大臣曾禰荒助、海軍大臣山本權兵衛、陸軍大臣寺内正毅、元老では伊藤博文、山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨等の人々が午後三時から

ロシア駐  
英大使の  
大イギ  
ス大使の  
報告の  
意

小村外相  
イギリス  
公使に  
本報の決  
意

參集して、こゝに日本としての最後の決心を固めた。即ち大本營を宮中に置き、陸海軍に對し戰鬪準備命令を下し、六日を期して國交斷絶の通告を、ペテルブルグに於ては栗野公使を経てラムズドルフ伯へ、東京に於ては小村外務大臣からローゼン男へ、同時に送附することに手はずが定まつたのである。

斯くて五日の午後、日本外務省はイギリス公使マクドナルドの來訪を求め、小村男は抑もロシア談判の發端から説き起して其の詳細の經過を述べ、日本政府はロシアの最後の決答を聞かむが爲に屢々催促したが、今に何等の沙汰もなく、二月二日附ペテルブルグ駐紮公使からの電報の模様では、こゝ三四日間には確な回答を爲し難いとの事である、而も一方ロシアの増遣軍は陸海軍とも續々滿洲地方に差送られ、其の部隊の或るものは朝鮮境に派出される準備が行はれてゐる。そこで日本は斷然、談判破裂と決し、今又其の趣旨の訓令をペテルブルグ駐紮の日本代表者に送附することゝした。今日まで日本が堪へ忍んで談判を延び延びに續けたのは、天皇陛下諸元老、殊に伊藤樞密院議長及び山本海軍大臣等が、ロシアの數回の拒絶にも拘らず、飽くまでも平和の維持を希望したからの事であつたが、今や是等の



人々さへも此の上の談判は無用であると云ふ意見に一致したと述べた。ロンドンに於ても、此の日、日本公使林子はランスダウシ侯を訪づれ、日本政府は明日動員を行ふはずである、日本はロシア政府の回答を待つてゐたが、未だに何ものをも接手しない、回答は不満足なものであることが豫期される、日本政府は滿洲に關する盟約同然のものを要する」と秘密に侯に告げた。

#### 一五 日本ロシアの國交斷絶

明くれば六日、日本政府は決然ロシアに對して敵對行爲を開始した。手套は投げられたのである。小村外務大臣は直ちに命を奉じてロシア政府と外交關係を斷つ旨の通牒を發し、遅くとも十日を以てペテルブルグを出發する公使の旅券を請求した、其の通牒文は左の如くである。

日本  
ロシア  
の  
國交  
斷絶

日本皇帝陛下の特命全權公使……は、其の政府の訓令に遵ひ、全ロシア皇帝陛下の外務大臣閣下に左の通知を提出する光榮を有す  
日本皇帝陛下の政府は、朝鮮帝國の獨立及び領土保全を以て其の自己の國の平安に緊要なりと認む、是を以て朝鮮の位置を不安ならしめむとする如何なる行

動をも無頓著に看過する能はず

帝國ロシア政府は容認し難き修正の途に依り朝鮮に關する日本の提議を連續して拒絶したり、是等の提議は帝國日本政府が朝鮮帝國の獨立及び領土保全を確保し、半島に於ける日本の優越なる利害を防護するため、に缺くべからざるところのものなり、之に加ふるに又帝國ロシア政府は滿洲に於ける支那の領土保全を尊重する約束を取結ぶ事さへも連續して拒絶したり。彼等は支那との條約上の約束を取結び、彼の方面に於て利害を有する他國に對して屢々保證せるも拘らず、此の州を繼續占領することに由つて著しく之を脅したり。是に於て帝國日本政府は談判に聯關するロシア側の延引を多く未だ説明せられずとし、其の海陸軍の活動を全然平和の目的と調和せしむることを困難なりとするに當り、執るべき自衛の途を慎重に考慮するの必要に會せり

帝國日本政府は未決の談判を行ふに當り頗る斟酌するところありたるを以て、彼等は其の帝國ロシア政府との關係に於て後日の不和の一切の原因を取除かむとする彼等の忠實なる希望につき數多の證據を提示したりと信す。然りと



雖も彼等の努力は日本の度に適ひ私なき提議も極東に於て鞏固にして永續する平和を設定するに足る何れかの他の提議も悉く皆ロシア政府の同意を得る見込なきを知りたるを以て、帝國日本政府は現在の無益なる談判を終結する以外他に途なし

此の方針を執るに當り、帝國日本政府は其の脅かされたる位置を固め又防ぎ、併せて其の確立せる権利と正當なる利害とを護るために彼等が最上と認むる獨立の行動を執る権利を保留す

之に對してロシア政府も亦、其の翌七日附で、ロシア公使に向け、館員を引きつれて遅滞なく東京を出發すべしとの命令を下したが、此のタロンドン駐紮のロシア大使ベンケンドルフ伯は、ランスダウン侯を訪づれて、東京政府側はロシア政府が恰も發送した回答の到着をさへ待たずに此の態度に出たのであるから、兩帝國間の談判破裂から起り得る何等かの結果について日本は其の全責任を負ふべきものである」と主張し、なほラムズドルフ伯の口上を傳へて、ロシア・日本の間に起つた朝鮮についての爭論は容易に取定められる性質のものである、唯一つ難件と見える

ロシア駐日公使の命令に引ア

のは朝鮮内地に要塞を築く日本の権利に關する事のみである、之に反してロシアは滿洲に於て支那の主權を承認すべしとの日本の要求は容認し難い、此の問題は特に日本にのみ關した事ではない、ロシア政府の意見では主權國たる支那は勿論一切の他國は此の問題について日本と同様の利害を有するのである」と述べた後、此の點についての候の意見を非公式に質して、ロシアと日本との間に朝鮮についての協定が成立した後に於て、ロシアは、日本を含む一切の諸國に對して、滿洲に於ける支那の領土保全の承認を記録に留める結果となる聲明をすることに躊躇しないつもりである、斯の如き聲明で十分ではあるまいかと問うた。候は之に對して、ロシア政府の保證は一時の事情に關聯して與へるもので、事情に變化が起れば保證は其の効果を失ふ旨の説明を一度ならずロシア政府から承つた、されば日本政府が保證或は聲明と双方の約束との間に差別を置くのは咎め難いと答へた。

此のイギリス外務大臣の答は、ロシアの保證或は聲明は、必ず只當座だけの意を含むもので、如何なる場合にも、幾久しくとも「未永く」とかの意味には觸れぬものと断定してかゝるのが安全であると觀察した意見である。如何にも事情は常に變



り得るものであるから、後日の事を豫め取定めるのは冒險であらう、さすれば、目前の事の外は一切考へぬのが絶対安全の途であるかも知れない、しかし此の方針は自國の外に世界に國無しとの原則を前提とする、而して斯様な前提を立て得たものは、世界に只ロシア帝國あつたのみである。

八日の朝早くフランス大使のカムボンは、ランスダウン侯の寢込を襲うて、侯を叩き起した上、又候居中を促したが、侯は前回通り辭退して相手にしなかつた。大使はそれを憤つて、外交官にはあるまじき舉動に出たと傳へられた。元來フランスは此の戦争には甚だ冷淡で、我等は北支那に殆ど何等の利害もないから、たとひイギリスが日本應援のためにエウロバ以外に出兵したとしても、フランスはロシアに赴援する義務はないと嘯いて、只好意の局外中立を守るに止まつたのであるが、ロシアは一意フランスの機嫌を損ねまいとして骨を折り、せめては居中調停の事を盡力せむことを依頼したのであつた。ラムズドルフ伯は、恐らく其の日の夜にも、まだ何とか局面を彌縫せむものと、百方工夫を凝らしてゐた事であらうが、旅順港外の戦は夢に入らなんだ。

ロンドン駐在イギリス大使  
フランス大使  
イギリス大蔵相  
フランス大蔵相  
イギリス外務大臣  
フランス外務大臣

ロシア大使ベンケンドルフは、イギリス政府は、内には新聞紙屋を放つて出たらめ出放題の悪口雑言をロシアに吐かしめ、外には日本政府の我が儘勝手を聊かも制御しなかつたから、遂にこゝに至つたのである、畢竟すべてはイギリスの仕業であると罵つた。

#### 一六 ロシア武断派の見込違ひ

近東のトルコと遠東の支那と、此の兩帝國の崩壊は時の問題である、そして、其の曉には、兩帝國の執れに取つても最も大なる隣國であるところのロシアが其の跡式に直るであらうと云ふ事は、他の諸々の競争國に於てもおさおさ覺悟の前であらうとは、クロバトキンの率ゐる武断派に於ても、ウイテの統べてゐる文治派に於ても、等しく一致するところの考であつた。即ち兩派の間に於て異るところは、只武断派が聊かの機會をも捉へて遮二無二前進せむとするのに對して、文治派は徐ろに時運の到來を待つて、和衷談笑の間に入國せむとする事であつた。

武断派が斯の如く、あせりにあせつて、それが爲に躓き倒れる虞のあることをも考へなんだのは、世界にロシアの敵無しと信じたからである。ロシアは其の位置

ロシア武断派の見込



と形勢の然らしめるところとして、世界の如何なる國と雖も之を攻めて最後の勝を收め得る見込の立たない國である、ロシアに討入つて百度の野戦に百度とも勝つたとしてもロシアを屈服させるには足りないものであつて、進攻軍は進めば進む程不利が加はり、防守軍は退けば退く程有利の度が増すから、打ちすてて置いても進攻軍は自滅をするにきまつてゐるのである、さればこそロシアは殆ど常に如何なる國に對しても、飽くまで固太い態度に出るのである。しかし専ら之を其の防備の上から観ると、ロシア帝國の各部が悉く皆平等に手堅く固められてゐるわけではない。其の首都は勿論、モスクワ以西の極西部であるのだから、脚部は恰もず、バイカル以東の極東部に當るのであるが、其れ等の關係上、ドイツやアウストリアは常住にロシアの首と接觸して鼻息の嵐に吹きすさまれ、ロシア陸軍の猛威をしみじみと痛感してゐるが、之に反して脚部の支那に對しては、抑もローマノフ朝の初めから親善友好を以て主義とし、支那人の機嫌を取ることに汲々としてゐた形があつた。ところが俄然としてロシアが支那の前に其の面を脱いだのは義和拳匪の亂以來で、今までとは打つて變つて支那を直押しに押しつけ、シベリア鐵道の聯

絡正に成るを待つて、片手に日本を制しつつ、支那に臨まうとした。しかし脚部の末節たる南滿洲は、僅にシベリア鐵道の一線のみを以て首部との聯絡を保つてゐる状態で、其の纖弱なること固より首部の末端なるオデッサ方面とは比較すべくもないので、茲に一九〇四年乃至一九〇五年の戦役は起つたのであつた。

### 一七 フランスの中立違犯問題

一九〇五年一月二日、旅順は遂に陥り、東洋艦隊は全滅したが、之に代つて第二の東洋艦隊となるべき豫定任務を帯びてゐるバルト海艦隊並に黒海艦隊はインド洋廻航の準備が成りかね、情あるフランス植民地の港湾に碇泊しつつ、空しく日を送つてゐるうちに、相手國の日本では、此のフランスの態度を以て中立義務に違反するものとし、嚴重なる抗議を申立てた。しかしフランスは本よりロシアのために好意の局外中立を守るものであると共に、一面では又、あはよくばロシアの驥尾に附いて支那の分け前を貰はうとさへ覗つてゐたのであるから、此の抗議を捉へて乗すべき機會を作つたのは自然の勢ひであつた。そこで外務大臣デルカッセから其の意向を洩らしたものと見えて、氏の機關新聞紙たるタムは、其の一月十三日

フランス  
の中立  
違犯  
問題



の紙上に「コセン・シーヌと日本」と題する一論説を掲げ、フランスが前印度に於て日本のために其の利害を甚だしく脅かさるる仔細を精細に列べ立てて、フランスは此の危険に對して備へねばならぬ、海上に於て殊に然りである、されど此の事は單にフランスのみに限つた事ではない、他のエウロパの國々も日本に對してはフランスと同様の位置にあるものである、今日アジアは宗とフランス、イギリス、ロシアの間に分割せられてゐる、而して支那の分割は其の實行中である、而も此の實行に對して日本は白色民族に對する黄色民族の勝誇つた代表戦士として立つてゐる、されば脅かされたる國々は一つに集まつて合同するのが最も自然である、しかし差當つては日本と關係のあるイギリスを取除くべきである」と主張し、又「ロシア、フランス、イギリスが其の利益を了解するならば、アジアに於て其の既に獲得し又競望したる領有物を確保せむがために、共同の敵たる日本に對して一致團結すべきである、尤も現在はイギリスを算用できない」と手放しに述べ立てゝゐる。此の議論から推すと、デルカッセは遠東の役が若しか範圍を擴げた場合にイギリスが同盟の義務を履行して日本側に立つてあらうかと疑ふたらし、又フランス、イギリス、

フランスの  
イギリス  
に對する  
危険

ロシアが支那分割の所得組合を仲好く組織し得るものと考へたらしい。斯の如く戦役の終、和議成立の間際に於て、第三國が横あひから出て戦勝國に迫り所謂「渡り」をつけさせて、一文の軍費をも使はず又一滴の血をも流さずに、戦場見物の慰勞品を獲得せむとする蟲のよい政策は、曾てナポレオン三世の採用したもので、其の後は暫く差控へてゐたのであるが、デルカッセは今や又此の傳統政策を復活せむと試みたものと見える。兎に角旅順が陥落したばかりであるのに、フランスが斯かる態度に出たのは、理の皮算用が如何にも餘りに早過ぎた。

#### 一八 アメリカ合衆國のドイツに對する通牒

十四日、ベルリン駐劄の合衆國大使シールメーン・タワ―は外務省を訪づれて、左の通牒を外務大臣リヒトホーフ・メン男に提出した。

予は合衆國政府の訓令に基き、ロシア・日本間の現戦役並に支那帝國保全の維持に關し、或る種の問題について政府の意見を閣下に致すことを報ずるの光榮を有し申し候

合衆國政府が近頃承り候ところによれば、ロシア・日本間に平和の結局の成立に



關聯して中立國より支那領土の分讓を競望致し候懸念、二三大國の間に現存致し候

大統領は此の懸念を分ち候事を厭ひ申し候、何となれば若し外部の利害が遠東に於ける現在の紛争に相加はり候はゞ、之に關聯する諸件の落着を遅延せしめ、且又甚だしき迷惑をかけ申すべく、熱望せらるゝはずの平和の達成を一層遠遠ならしむべき故に有之候

合衆國政府は此の儀につき屢々其の態度を公表致し候て、各國民が商業上の機會便宜を均しく享有でき候やう支那領土の保全維持、東洋の門戶開放の寛弘なる政策を踏み固め、且つ長久ならしめむとする盡力に對し、情誼厚き歓迎を與へられたることを満足に存じ申し候

此のゆゑに合衆國政府は支那帝國に於て保留せる何等かの領土上の權利若くは管理を享有する意思を蓄へ申さず、支那の太平洋商業の重要部を維持し、支那の附近に於て西太平洋に重要な領土を所有する合衆國として、其の政策に關與候限り、此の筋合について一切の懸念を遠ざけ候ために、此の目的を腹藏なく

ア  
メ  
リ  
カ  
の  
通  
關  
に  
對  
し  
て  
の  
合  
衆  
國  
の  
政  
策

ド  
イ  
ッ  
の  
對  
外  
政  
策  
に  
對  
し  
て  
の  
反  
對  
の  
意  
見

陳述候事を時宜に適ふものと存じ申し候  
閣下の御注意を此の件に喚起し候に當り、之に關する帝國ドイツ政府御意嚮の存するところを御發表下さるまじくや御勤め申上げ度く、訓令の次第も有之候につき、此の段閣下まで申し進め候  
予は此の機會に於て予の最高の敬意の保證を閣下に改めて申し入れ候  
一九〇五年一月十四日、ベルリンに於て

シ  
ア  
ル  
メ  
ー  
ン  
タ  
ワ  
ー

ウ  
ィ  
ル  
ヘ  
ル  
ム  
二  
世  
は、此の通牒の第四段に對して、次の如く批答してゐられる。

「これ亦正確に朕の政府の位置なり、朕は合衆國政府が支那の保全、門戶開放の維持につき議論の基礎として用ゐたる原則に全然同意す」

ピ  
ュ  
ー  
ロ  
ー  
は十八日附を以て、此の合衆國大使からの申越に對しドイツ政府が從來屢々發表した支那の保全、門戶開放の原則、竝に一九〇〇年十月十六日附のイギリス・ドイツ協約を引いて、合衆國政府の意向に全然同意する旨を返牒した。ドイツと相並んで、イギリス及びイタリアからも、同一趣旨の答を逸早く合衆國政府に致



した。而して之に對するフランスの態度は、どうかと云ふに、ロシアの外務大臣ラムズドルフ伯は、既に前年の十二月に、條件をデルカッセに内示してフランスの仲裁口入を希望したのであるから、ロシアの内情は充分フランスに判つてゐたにも拘らず、ワシントン駐紮のフランス大使デュッスランの如きは、フランスの遠東政策は合衆國のそれと絶對に同一であると言稱し、口を拭うて一時を糊塗してゐたのである。

ところが、フランスの此の秘密外交は、二月の初に至つて、ドイツ大使スベック・フォン・スタルンブルグによつて暴露された。そして大統領ルーズヴェルトは、大使から其の事を警告された。二月三日附で、スタルンブルグ男から、本國外務省に送つた報告に依ると、大統領ルーズヴェルトは、日本公使高平小五郎を以てロシア派の人物と睨むだらしく、此の公使に、ロシア・日本同盟についての重要な警告を與へて、斯かる協約によつて日本は只甚だしく迷惑するのみである、ロシアと日本とが爾餘の國々の利害と相伴る政策を支那に實行しようとするならば、日本の諸港は直ちに封鎖され、日本帝國は支那から離隔されるばかりであらう、而もロシアを支那に

ドイツの  
外交の  
秘密

於て損傷せしめることは甚だ困難である、と述べ、ロシアが其の勢力を大いに増進せぬ已前に和議を成立させることは望ましいが、而も此の問題に觸れる時機はまだ來ないと云ひ、又、和議成立の後に於て、ロシアと日本との間で競望される領土は、結局やつぱり滿洲若くは朝鮮の外にはないと思ふと告げ、ペテルブルグ駐紮の大使マクコルミックは任に堪へないから、取敢ず召還して、ローマ駐紮の大使マイヤーは、相當に器量もあり有爲の人物であるから、其の者を代りに任用し、ペテルブルグに於てドイツ大使と提携するやう訓令すると述べたが、後果してマイヤーは四月十二日を以て其の任に就いた。

### 一九〇〇年 ルーズヴェルト大統領の意中

此の間ロシアと日本との軍隊は、まだ盛に滿洲の野で戦を續けてゐたが、三月になると、戦報は又ロシアの不利を傳へた。即ちロシア軍は十二日の奉天戦に大敗し、敗殘の軍は、なだれを打つてハルビンさして總退却をしたのである。此の報道は和議を促進することに熱心なルーズヴェルトを大いに刺戟した。

十八日附でドイツ大使の報告したところに依ると、ルーズヴェルトは此の時、フラ



エルズグ  
中統領の  
意大

ンス大使と會見して、我等は和議の速かに成立せむことを切望すると告げ、日本の條件は相當である、少しも奉天戦以前の主張を超過してゐない。しかしロシアの外務大臣は、ロシア政府は平和を考慮することはできない旨を聲明してゐるから、宜しく入説せられたいと依頼したとの事であるが、勿論まだ効果のあらうはずはなかつた。

重ねて又ドイツ大使から二十一日附で報告したところに依ると、ルーズヴェルトは、何故に彼が斯くばかり熱烈に平和を望むかの理由を説明して、それは、日本が遠東に於て其の勢力範圍を大いに擴張することを妨げむがためである」と告げ、予は遼陽戦此の方既に早速の平和を願ふ必要とする旨を指摘した。それは日本がハルビン、ウラヂウ、ストックに前進することを妨げて、輕易の條件で、軍事債金無しにロシアに和議を取結ばしめ、斯くしてロシアの全力を内政の刷新に向けさせて、重大の災禍を未然に除かしめむがためであつた。しかしロシア人の愚味は想像の外で、折角の都合の好い機會を失ふた。日本公使との談話で予の知つた事であるが、日本に於ては今や一大黨派が成立し、嘗に奉天戦の大犠牲のために多額の賠償金

ハテ  
ルグ  
大使の  
活動大

を要求するのみならず、なほ又大陸に於て領土をさへも要求するとのことである。ロシアが此の際日を延ばせば延ばす程平和條件はそれだけ重くなるであらう、随つて又それだけ多く、日本の勢力は君等(ドイツ)にも我等(アメリカ)にも危険とならう、此のことは何故に予が全力を擧げて我等の艦隊の増設を要求するかの理由を説明する、十年のうちに我等は彼處に於て苦闘を遂げずばなるまい、ロシアが今平和を取結んで其の兵制を改正するならば、十年の後には又武器を執ることができよう、日本が申すには、今日本から平和を申込むならば、ロシアは其の態度を以て衰弱の證據と考へ、只々戦闘を繼續することに勇むであらうとの事であつた。予は自分の見込をロシア大使に傳へようと思つてゐるが、大使の最近の發表に徴して果して彼がどう考へるか知らない、予は君が彼を訪うて彼と談し、それとなしに其の意向を探つて呉れることを頼みたい」と述べたとの事であつたが、恰も之と前後して、ベラルグ駐紮のドイツ大使アルフスレーベンは、此の大統領の依頼とは關係なしに、ロシア當局に探りを入れて見た結果、ロシア側では東アジアの難件を獨力で處理することはできないから、友邦の援助を得て形勢を齊へようとのも







シアの活動を齎すとイギリスは観るのであると告げた。  
 ルーゾヴェルトはイギリスよりも寧ろドイツに親む態度を執つてゐた。遼陽戦の直後に、早くも満洲、朝鮮の後始末を考慮して、日本がクロバトキン軍を滅ぼし旅順を降し、斯くして講和の成る場合には朝鮮は之を日本の保護権の下に置いて、満洲は列國の保證の下に之を中立國とし、ドイツが任命する支那總督に治めさせようとする案を立て、ドイツに通知した如きも、其の一例であつた。此の考案はウィルヘルム二世の嘲笑を買つて沙汰止みとなつたが、ルーゾヴェルトとしては、満洲を揚子江流域と同様に心得て、將來それが純粹の農商國として發達する見込があるものと信じたからの事であらう。

イギリスに就ては、現時のイギリス國民は最早舊時の潑刺たるイギリス國民ではなくなつてゐる、彼等は其の舊時の勇らしさ、其の自信の厚さ、其の怯まぬ勇氣の多分を失ひ去つた、是等の事はドイツとイギリスとの關係に於ても亦明らかになつて之を實證することができるとルーゾヴェルトは断じた。そして、イギリスはドイツ艦隊をやたらに恐れてゐるが、予は之に反してドイツ艦隊の強い事を喜ぶものであ

アメリカの大統領の善方針

る、それは(一)先づエウロパに於て均衡を取る、(二)次に結局日本に對する押さへとなる、他日若し日本が危険となつたとすれば、ドイツと我等の艦隊とは合同して共に日本を封鎖することができよう、イギリス艦隊は單獨で此の事を爲得るだけの優勢を持つてゐるのに、此の有様であるのは全く政府の罪である、イギリスは社會の最上階級が治めてゐるが、此の階級は二年増しに腐敗し、墮落するやうに見受けられる、そして彼等の惡風は爾餘の階級にまでも波及する」と評し、彼等は我等がロシアやフランスと合力してイギリスに入寇しはせぬかと輒もすれば疑うてかゝると憤慨した。

二 講和に對するドイツの意圖

それこれするうちに、バルト海艦隊と黒海艦隊とは、インド洋を通り過ぎて、五月九日カムラン灣に會同し、十四日、愈々第二の東洋艦隊となつてウラヂウオストクヘ向けて發航することゝなつた。此の第二東洋艦隊こそは實際ローマノフ、ゴットルブ朝の君臣が最後の望を載せた艦隊であつたので、乗込將卒の決心の程も、さこそと察せられ、其の成績の如何は豫め測り難いものがあつた。さればドイツのビュー



ロシは講和の前途について頗る不安の念を抱き、萬一の場合ロシア・フランスに對抗する爲の策を立て、十六日附で之をステルンブルグ男に言ひ送り、ルーズヴェルトと腹藏なく打合はせるやうにと訓令した。即ちビューローの説は左の如くである。

ロシアの兩艦隊が既に合同した以上は、ロシア海軍の勝利の可能性並に其の結果を考慮に上すべきである、此の勝利によつてロシアと日本との間の勢力均衡は概ね定まるであらう。大統領が將來にも維持せむと希望せらるゝ斯の如き形勢は再び近いた、我等の軍人側の意見では、決然たるロシア陸軍の勝利は期し難いが、海軍の勝利は日本陸軍の給養を困難ならしめるから、それが陸上の作戰に影響するであらう。此の事と、沿海の處在を確鑿さるゝ事の危険とは日本人の平和條件を低下せしめ、隨つてまた平和を促進する事とならう、平和條件の中でロシアの最も承諾し難いのは、ロシア領土の割讓——カラフト、ウラヂウストク——と軍事償金とである。而も此の後者は恰も有力な艦隊を建造する資金に廻されるから、日本として之を辭退するのは最も苦痛とするところであらう。さ

講和に對するロシの意圖

りながら恐らく大統領も、日本が第一流の艦隊を持つことに懸念すべき點があるとする意見には同意であらう、それは他日に日本が誰と同行するか、今のところでは見据えがつかぬからである。日本人も——個々のエウロパ諸國のとほり——方針の定まつた獲得政策を執るものであるから、いつでも最も多くを提供するものと一緒に同行する、それは誰であらうか、恐らく——若し成立つとすれば——新東アジア三國同盟、イギリス、フランス、ロシアであらう、此の地球上最も有力な組合せは、恰も有力なトラストの如く其の組合員——例へば日本——に、第三者の費用で、考へ得らるゝ限りの最大の利益を提供し得よう。此の大四國同盟の實現は秘密ではなく、全く公けに世界の眼の前で行はれた、數ヶ月此のかた其の兆候は遞増する明らかさで目にとまる。一月中にデルカッセの御用紙が、フランス・イギリス・ロシアはアジア殊に支那の征服を完成し、黄色民族の代表者たる日本に其の條件を押し附くべしとする考案を述べ立てた時に、世人はデルカッセが——イギリス・日本條約には拘らず——イギリスの同意即ち中立は既に確であると觀たと感じた。ロシア艦隊は其の後四ヶ月の間もフランスの港灣に碇泊し、できる限り



の戦闘準備を遂げたが、これ亦イギリスの目こぼしなしには考へ得られぬ事である。唯此の了解、イギリスとフランスとの間に此の了解があつたればこそ、一切の豫期に反して勝利の榮冠を今一度日本人に對しての係争物となさしめ得る機會をロシア人に與へたのである。此の危機に際してイギリス新聞紙の言論は多く日本の事に及んでゐないで、おさおさイギリスのフランス・ロシアに對する關係を考察してゐた。バルフォール内閣にとつて、從來の日本との單獨同盟よりも新らしく建設した此の組合せの方が遙に重要であつたことは何等の疑を容るべき餘地もないであらう。之を日本政府の態度に徴して見ても、彼等は確に形勢を洞察して止むを得ない事情に立つてゐることを知つてゐる。さればこそ日本にとつては、フランスの國際法違反は測り難い結果を表すにも拘らず、彼等は慎重に抗議した。東京の内閣は、國際法の適用問題には力を極めて論辨するものが從來の慣例であつたのに、フランスに對してはイギリスの同盟者を算用し難いことを知つてゐる。アメリカにとつても又ドイツにとつてもフランス・ロシア・イギリスを中心として廻る斯の如き諸國のトラストが起ることは行末

の見極め難い事件であると認める我等の原則には、確に大統領ルーズベルトも御同意の事と信ずる。此の事の實現を妨げる途は唯一途だけある、即ちそれは後來の事業組合員に其の共同性の有效なる事證を示す機會を成るべく與へぬことである。此の事はモロッコ問題にしても東アジア問題にしても同様である。前者は之を後者に比べれば目に見えぬほどにも小さい、殊にドイツのモロッコ利害は、ロシア・日本の平和締結に當つて我等に影響するそれを比較して實に微々たるものである。しかし成功の威信は、政治の不可計量部に屬するから、フランス—イギリス・ロシアから慎重に援助されて—か、若くはドイツ・アメリカ並に爾餘の條約諸國側か、其のいづれが最後に成功を收めるかといふことは、後日のために決してどうでもよい事ではない。東アジア問題については平和を媒介したものが一時都合好からう、そこでデルカッセは此の目的に達しようとして極度の努力をしたが、此の努力は圖らずもツールの個人としての反抗に出くはした。これは我等が外交以外の途で承知をした事であるが、ツールは領土の割讓と軍事償金とは承諾せられない。若し平和が實際上フランス・イギリスによつて媒



介されたとすれば、我等は四國同盟が近寄つたと見る事ができまう、これはドイツの立場からしても切に希望したいのは、大統領から日本政府へ申し聞けられて、平和條件の如何なる變更も、之を先づイギリスへ申出ることを止めて、一切大統領へ通知するやうにありたいことである、イギリスからはパリへ送附する、さすれば日本人が其の條件を低下したにもせよ、或は又更に敗北を續けた結果としてロシア人が勇氣を喪うたがためにせよ、之をロシアに送附して成績を挙げられる見込があるかどうかを、大統領は考慮せられることができよう。何れの場合に於ても、フランス・イギリスの組合はせではなく、大統領ルーズヴェルトが成功の威信を得られることは、ドイツにとつて大いに重要である。ドイツ皇帝陛下が親しく講和の仕事に御援助あらせらるるのは、平和條件が陛下の親交あらせらるるツァールの滅亡と同様のものと見えない場合に限ること勿論である。閣下は以上の陳述の一切を大統領と熟議してよろしからう。

ビュローロー

當時のドイツ政府の立場は此の訓令で明らかであるが、世間の一部では、此の時に

ドイツとロシアとが秘密に協約して支那を分割せむと企ててゐるとの風説が頻に行はれた。此の風説を起した張本人は誰かと云ふに、ペテルブルグ駐紮のイギリス大使館附一等書記官セシル・スプリング・ライスであつた。此のスプリング・ライスはベルリン駐紮のイギリス大使ラッセルスの女婿で、ドイツに對しては格別に反感を持つてゐるのだが、頗るロシアを忌嫌つてゐた。此の人物が奮騰其の友人たるルーズヴェルトに呼ばれてアメリカへ渡航した途中で、ベルリンへ立寄つたとき、ドイツ大使のステルンブルグが恰も賜暇中で居合はせたので、兩人は東アジア問題につき特に支那分割の意味を以て互に腹藏なく論じ合つた。其の談話の中で、スプリング・ライスは、戦役の終末若くは直後に、ドイツは何等かの機會を利用して、山東省の全部を其の勢力範圍に編入しようとするのではなからうか、又フランスは南方にロシアは北方に於て何れも之と類似の行動を取らうとするのではあるまいかと鋭く切込み、ステルンブルグは又、合衆國も最後の場合には、揚子江の門戸開放を防護するため、其の艦隊を出動させるのではないかと疑つた。そこで直ぐ兎角の風説が立つたのであるが、ドイツ政府は直ぐに之を取消した、しかし



風説は依然として其のあとに残つた。何でもスプリングライズが青木子に話したのであるとの事であつた。

十八日、ルーズヴェルトは、日本公使に會うて、若し平和條件に変更を加へたときには、大統領に通知せられたい由を述べて、公使の承諾を得た。なほ又大統領は、デルカッセが平和を媒介しようとして頻に盡力してゐる由をドイツ大使から聞いたので、直接に其の事を日本公使に問ひ質すと共に、ロシア大使にもそれとなく探りを入れて見たが、双方の答は、目下の形勢では政府はなほ戦争を繼續する決心であるといふ事に一致してゐた。殊にロシアは其の艦隊に絶大の望を繫けてゐるし、日本は日本で又陸上に於て近くハルビン並にウラジウオストクに對し決然たる掩撃を加へむとしてゐる時であるから、今のところ平和條件を口にすることは拒絶したといふ事とした。

しかし日本公使は、若し政府が平和條件を發表したならば、早速大統領に通知するであらうと述べた旨を、ドイツ大使は二十四日附で報じてゐる。

## 二二 ロシア第二東洋艦隊の全滅

ロシアの  
第二東洋  
艦隊全滅

其の間にロシアの第二東洋艦隊は、其の船脚を進めて、五月二十六日には舟山群島の北方、馬鞍嶼を過ぎ、二十七日の午後二時には、愈々對馬水道に現れた。それを見ると、日本艦隊は直ちに之を迎へ撃つて、茲に激烈なる砲戦は始まつたが、夜に入つて水雷艇戦に移つた。そして翌日の朝には一切の運命が決せられた。十五萬三千四百一十一噸と註せられたロシアの全艦隊は悉く滅び盡して、辛うじて生存し得たロシアの司令長官ローヂェストウエンスキーを始め多數の將卒は日本軍の捕虜となつた。そして日本側の損害は、水雷艇三隻と五百三十七名の死傷に止まつた。此の海戦の詳報は三十日に到つて漸く整うたが、其の發表は確に世界を駭かした。

六月一日、ワシントン駐紮の日本公使高平小五郎は、ドイツ大使ステルンブルグを訪ねて、若しロシアに於て平和を講ずる意があるならば、日本はロシアと直接に談判しようとする、談判地は奉天に定めたい。就てはロシアの意向は何とあらうかと申し込む。高平が辭去すると入れ違へにロシア大使カシニエーが出て來て、現下の形勢についてドイツ大使の見込を問うた。ドイツ大使が言下に、陸上



ドイツ帝の  
露に對する  
勸告

に於て抵抗を續けることは絶對に見込がないと思ふ、日本は速かにウラヂウオストク  
 に向けて進撃するであらうから、ロシアは東シベリアから驅逐される危険がある。  
 今後なほ戦鬪を續けることは日本の要求を倍々高めるのみである。日本は世界  
 に取つて急々發達する危険とならうと述べる、此のロシア大使は度を失うて、曾  
 て遼陽戦の直後に大統領から講和を勧められた時それに隨はなんだことを悲み、  
 「一體どうすればよからう」とドイツ大使に問うた。それで大使は、大統領と形勢に  
 ついて熟議せよと、カシニに勧め、日本は今や償金を得て其の艦隊を建造す  
 ることを得るのであるから、日本の危険なことは大統領も十分承知である、又、イ  
 リス大使はイギリス日本同盟の延期が確實であるとの事を予に述べたと告げた。

二三 ドイツ帝のロシア帝に對する勸告

是等の事は、ドイツ大使からすべて本國に通知せられた。それでウイヘルム二  
 世も、事ここゝに到つては最早ニコライ二世の慚愧を斟酌してゐる邊がないので、斷  
 然ルトゾウエルトを促して講和を周旋させる事に決心し、三日附を以て左の有名な  
 勸告をロシア帝に進せられた。

ドイツ帝  
の勸告

(上略)純粹の兵略より申し候へば、朝鮮海峡に於ける敗北は君の氣運を回復する  
 時機を喪ひ申し候。今や日本人は豫備兵なり、新兵なり、彈藥なり、何なりとも望  
 み次第、之をウラヂウオストク攻圍のために滿洲へ注ぎ入れ候事自由自在と相成  
 り候。而もウラヂウオストクには之を支持するに足る艦隊無之候へば、長く抵抗  
 を續け候ふ事相かなふまじく候。リネウイチ軍は、之を其の元通りの能率に立ち  
 かへらせ候には、少くとも三四箇の新軍團を要し申すべく、よし然致し候うても  
 結果は如何有之るべきや、前の戦以上に他日の大戦に當つて成績を擧げ申すべ  
 きや豫言致し候事困難に有之候、勿論形式より申し候へば斯様に不運なる境遇  
 に於てもなほいつまでも戦を續け候ふ事は出來得ぬ事には無之候へども、一面  
 人情を無視致し候ふ事は相成り申さず候。君の國が前線に送りたる數千の赤  
 子は、或は死亡し、或は病み煩ひ、或は其の殘餘の生涯を片輪にて送る身と相成り  
 候。

予が先般申述べ候通り、此の戦は甚だ不評判にて、世人は戦地の父子等の肩を持  
 たぬのみならず、其の忌嫌ひある仔細の爲に戦ふべく、いやいや乍ら、又往々爪彈



きをさへしながら其の郷里を出づるを見申し候。全國民が聲明致し候意志に相持り候て、只君主の奉爲に其の子等を數知らぬ犠牲に強いて相供へ續け候こと、君主の責任と相容れ申すべきや、君主御一人の國民名譽の觀念のために、人民が其の行狀より觀て明白に戰の繼續につき不同意を表現致し候て後に(?)一切無益に供へられ候數千の生命血液は後日に至り君主の門戸に積上げられ申すまじく候や、一切の君主竝に人間の統治者にして又主人たる彼の造物主が、彼等の福祉を委託する爲に、其の治下に置き候彼等に對し答辯致すやう君主を呼出申まじく候や。國民の名譽はそれ自身に於て甚だ善事に有之、而も全國民が自らあらゆる方法を以て持ちこたへの決心を定め候場合に限られ申し候、若し國民の行狀が最早戰に飽き、名譽の爲には萬事皆去れりと致し候ときは、君主も亦一氣の進まぬことは疑無之候も——結果に顧みて結局は平和を希ひ候事當然に有之間敷や、假令苦き平和なりとも(?)。不評判の戰を續け候て國內に苦々しき反感を發生致し、遂には人民の希望を容れ、人民の意見に従ふやう、君主を強制する非常手段を執り候ことを憚り申さず候に立到り候危険を冒さむよりは?

勿論陸軍の事考慮致すべき儀に有之候、陸軍は戦ひ申し候、一年有半の間寒暑を厭はず、君と貴國の奉爲に勝利を得むとて、勇敢に戦ひ申し候、さりながら今日まで運命は成功を陸軍に授け申さず、却つて敗北を、恐ろしき生命の損失、言ひ難き艱苦を、憫むべき陸軍に降し候を、君の士卒等、是等の立派にして勇武なる、平靜にして己を厭はぬ者共は甘んじて耐へ申し候。彼等が復讐せむといきり立ち、あらゆる時機に戦闘せむと同意致すは至極自然に候、併し乍ら數千の生命を算用する新しき大努力を至當と致すべき程度に成功を保證し得候司令長官は諸將の中に有之候や、陸軍は今もなほ戰運を轉回し得と眞實に絶對に信じ候や。此の問題は勿論君御一人、答案を得らるべく候、しかし若し君の諸將が君の士卒の名を以て彼等は唯彼等の皇帝のために死すべし、而も陛下のために何等決定せる勝利を得難しと、彼等の名譽にかけて聲明し、否定の答を出し候はゞ、其の節こそ君は戰を繼續すべきや否や? 又ロシアを通じて君の一切の忠良なる臣民が聊かも躊躇せず、に彼等の皇帝に血の貢を捧げ候て、後に歡呼して迎ふべき平和の談判を開催せられてこそは、良心安らげくあらせらるべけれと予は存じ



申し候。其の節にこそ君は、フランスの老榴彈兵ボムバルドンのうたへる如く、  
「武運は我等を去りたれど、軍は務を致したり、半は斃れ餘りは傷けり、耻を忍ぶは  
是非もなし」と申さるべく、ナポレオン一世もフリードリヒ大王も曾て敗北いた  
されたる事有之候

物事凡てが斯様に相進み候ふは、神の思召のまゝにこそと存じ申し候へ、神は君  
に此の重荷を負はせ給ふ、君は此の重荷に堪へられざるべからず候、次第によつ  
ては神慮によつて補助を得、永久の幸慶遂には此の中より生れ出で候ふやも測  
り難く、ロシア發達の新生涯、新事物は、此の試練の時代に發生し、それが君の臣民  
に授けらるゝ豊なる報酬と相成るやも知れ申さず候と存じ候  
予の書翰の長々しき事は御宥恕下されたく、予は君の友人として又同僚として  
予が眞實なり正當なりと考へ候ところを君に申述ぶる義務有之候と存じ候、君  
は予をこゝに誘ひ候動機を御承知相成り候上は、君自身此の數行を如何に御取  
扱ひ相成り候とも、そは凡て君の御自由に有之候  
萬一此の書翰に於て予の發議仕候意向が、君の御意見と一致し、君に於て平和を

齎す準備手續のために予が如何に聊かにても君のお役に相立ち候とお考へ相  
成り候はゞ、君の御餘暇に予を御使用相成りたく願上げ候。ついでには予として  
君の御注意を促したき一事は、日本人は一切の他の國民よりもアメリカに對し  
て最も高き敬意を抱き居り候事疑もなき儀に有之候、何となれば此の強大なる  
新興國は其の莫大なる艦隊と共に彼等の隣人なるが故に候。若し世界に於て  
何者かゞ日本人に勢力を及ぼし、其の要求を相當ならしむることを得るものと  
致さば、そは大統領ルーズベルトに有之候。若し此の事幸に君の御同意を得候  
はゞ、予等は別懇の間柄につき内密に彼と氣脈を通すること容易に候、又彼の地  
駐在の予の大使も彼の友人に有之候、其の外に君にはマイヤー氏有之候、予は年  
來彼を存知致し、彼には最も充分の信用を置き候へば、君は彼を召され、彼と御腹  
藏なく御話ありて然るべく、彼は最も慎み深く且つ分別あり、氣持よき様子、面  
白き話相手に有之候(下略)

ウィルヘルム二世は又、同時にアメリカ大使タワリーにも宸翰を賜はつて、現下の形勢  
に鑑み、ニコライ二世の御同意があつたならば、ルーズベルト氏を調停者として推



薦すべき旨を陛下に申入れた旨を、茲に親しくルーズヴェルトに告げさせらるゝ旨を仰せ出された。タワ―は長まつてお請をして直ちに其の旨を大統領に傳達した。そしてピエローも亦、同時に同様の趣旨をワシントン駐紮の大使ステルンブルグに報じた。

#### 二四 ルーズヴェルトの在ロシアアメリカ大使

##### に對する訓令

ルーズヴェルトは既に此の月二日にロシア大使と會見して、現下の形勢について痛切の意見を與へたが、ウエルヘルム二世の親告を最大の満足をして迎へ、五日附で左の訓令をベテルブルグ駐紮のアメリカ大使マイヤーに授けた。

大統領は最も熱烈又誠實なる希望を以てロシアの爲に最上の策を勸告致し候、ロシアの熱誠なる友人の全部を含む一切の局外者の判断に依り候へば、現下の争闘は絶對に見込無之、之を續行致し候事は只東アジアに於けるロシア領土一切の損耗に終り候ばかりに有之候。此の故に予はロシア日本の全權委員が會合して平和條件について一致する事相かなふまじきや篤と協議する事を衷

エル  
ル  
ズ  
ヴェ  
ルト  
の  
在  
ロ  
シ  
ア  
ア  
メ  
リ  
カ  
大  
使  
に  
對  
す  
る  
訓  
令

心より勸告致し候。予の信ずるところに依れば兩國の全權委員は會議の上平和の全問題を審議して然るべく、如何なる局外國と雖も其の會合を調ふことに盡力する以上に出づることは許す可からず候。會合が成立ち候後は、何れの側の局外友人よりする注意事項にても討議致し候餘暇十分に可有之候、若しロシアに於て、ロシア日本の全權委員が平和條件を討議するための斯かる會合に御同意相成り候はゞ、予はロシアが御同意ありしとの事には一言も申し及ばず候うて、只予單獨の發意に基きたるものとして、日本の承諾を得候やう相試み申すべく候。予は其の成功を信じ候。尤も以上の手續は固く祕密に致し置き、改めて公然の手續を以て、此の會合に御同意あるべきや否やを予より各の國に相伺ひ申す可く、平和の爲の會合は、此の儀相定まり候て後、愈、開催致さるべく候。場所は予の思ひつきにては、何處かハルビン奉天の間が宜しかるべくと存じ候へども、固よりこれはホンの思ひつきばかりに有之候。

テオドール・ルーズヴェルト

ルーズヴェルトは此の訓令をマイヤーに與へて、其の趣旨をニコライ二世に言上せ



しめると共に、日本公使高平小五郎とイギリス事務官タウンリーには別々に、アメリカ大統領はドイツ帝と共同で平和の締結に盡力すべき旨を告げた。其の時高平公使は「イギリスは果して同意するであらうか、ドイツは山東地方を此の機會に獲得するのではないか」と質問したが、ルーズヴェルトは之をなだめて承諾させた。イギリス事務官には只通知したばかりで特に承諾を求めなんだが、これは勿論異議がなからうと思つたからであつた。フランスには六日に通知をして、ベテルブルグに於て平和の締結に盡力されたい旨をデルカッセに望むた。

### 二五 ロシア帝のドイツ帝に対する答電

ウイヘルム二世の宸翰は、恰もベルリン御訪問中であつたミハイル太公に托せられたのであつたが、ニコライ二世は、太公歸朝の後に之を御落手あらせられ、直ちに御答電があつた。其の電文の中には、君の宸翰が到着したる翌日、アメリカ大使マイヤー氏予を見むと請へり、彼は君が書翰中に述べられたる提議を申出づる事について大統領の訓令を受けたる旨を告げたり。予は日本が我等と準備談判を開始することを承諾するまで最も充分なる秘密を守る條件附にて之に一致した

る帝のロ  
答にドレ  
電對イア  
すツ帝

り。勿論日本の要求が不當ならば、討議を打切る」との旨が認められてあつた。

八日附で、ベテルブルグ駐紮のドイツ大使は、此のアメリカ大使謁見の顛末を本国外務省宛に言送つてゐるが、それによると、アメリカ大使は一昨日(六日)訓令を受け、昨日(七日)一時間に亘つてニコライ二世に謁見の上、このロシア帝の御腹藏のない叡慮を拜承したが、最も嚴確に秘密を守るやうに仰せ聞けられた。アメリカ大使は帝の御人格について從來見たとは異なる光に接した、予は昨日の謁見で帝を見直したと述べ、平和の望は無いでもないと言つた、との事であつた。

一方ワシントン駐紮のドイツ大使からは、其の翌日の九日附で、同様外務省宛に報告が來てるが、それには、カシニー伯は、最後の平和下相談の後に大統領の意見をベテルブルグへ電達したが、答は直截で、ロシアは如何なる調停の試みをも辭退せねばならぬ、とあつた、ところがそれから二十四時間の後に到着したマイヤー大使の報告は全く正反對を告げた、との事が報せられてあつた。

此の邊の消息から辿ると、ニコライ二世の心機は、ウイヘルム二世の説法で一轉したもので、ロシア皇后の魔力は、光明に觸れて退散したと見られるのである。



が、なほ此の時の報告に依ると、ルーズヴェルトは、日本公使をして其の政府に平和條件を穩當にすることを勸告せしめた。其の指示された條件は、穩當なる軍事償金、朝鮮に於ける覇權、ポーツアーサー、ダルニーの割讓、滿洲鐵道の行政權、カラフト島の割地を内容とするものであつた。此の日ルーズヴェルトはイギリス大使と會見して、平和條件を穩當にするやう日本政府に勸告せられたい由を其の政府に傳へられたいと依頼したが、之に對するイギリス大使の態度は甚だ冷淡で、當面の答を避けた。そこで大統領は日本、ロシアの平和についてイギリスはアメリカと正反對の意見を有してゐるのではないかと疑つたが、八月十二日に到つて日本、イギリス同盟が再び締結されて後には、イギリスに對する疑ひが、倍々アメリカに弘がつた。

## 二六 平和條件の難關

平和條件中での最もむづかしい事項は云ふまでもなく軍事償金であつた、殊にロシアとしては、曾て今までに敗軍の場合にも、償金を出した先例は一回もなかつた。これはロシアの國柄が然らしめた事で、前にも屢々述べたやうに、世界の如何

なる國と雖もロシアを征して其の死命を制することは出來ないからである——尤も蒙古は曾てロシアに勝つて其の地を領有し、ウイヘルム二世の黃禍論に根據を與へた事實はあるが、これは彼等が衆多の遊牧民族を率ゐて行つた仕事で、普通の文化民族には固より眞似のできる事ではなかつた、——併しながら日本としては固より償金を望むだ。日本は今までに莫大な軍事費を使つてゐるし、兵器の補充改良、艦隊の補充擴張にも少からぬ經費を要する上に、今後は又従前よりも一層緊張した國防準備が必要である。そこで日本の同盟國たるイギリスの立場から觀ると、日本がロシアから償金を取るとすれば、少くとも其の一部は軍艦の建造費に廻されるであらう、そして、其の軍艦は宗とイギリスの造船所が建造するであらう、此のイギリス建造の艦隊は日本の國防を掌る傍、東洋の靜謐を鎮護するから、さすれば、日本の力でイギリスは東洋に高枕することができると同時に、イギリスの造船所も一安心できると云ふ大利益を享けるわけである。それで此の關係から、イギリスは日本の償金要求を大いに後援するであらう、と思つたものは、あながちアメリカのみではなかつたであらう。



ニコライ二世は、世人が想像した程に情氣ではあらせられなかつた。誰がどう云ふ風に、取繕うて奏上したことか知らぬが、ロシア軍は常に寡を以て衆に當つたから敗れたのである。又部將の中には凡庸の輩も多少あつた。だから編成を改めて司令官を入れかへさへすれば勝を制することができようといふ固い信念をお持ちになつてゐた。随つて一ルーブルでも日本に償金を支拂はうなどとは夢にも思はせられなかつた。尤も當時ロシアの國情は頗る行詰まつてゐた。ウラテが大藏の局面から離れると、直ぐ其の後任に坐つて、一九〇三年から一九一四年までロシアの財務を引受けたのはココフツフであつたが、一九〇五年の春には、曾てウラテが苦心して積立て、置いた金塊をも疾くに使ひ果たし、兌換券は六億から十二億に上るといふ始末で、フランスのシンジケートも最早其の上には戦費を貸しては呉れず、剩さへ其の一方で民心は日増に荒廢して、前年の七月二十七日には内務大臣プレーウエが暗殺され、今年の一月二十二日には、冬宮に直訴しようとして押寄せた數千の労働者が殺戮されるなど、内外多難の有様であつた。是等の事實から推して考へると、ロシアの元首としてニコライ二世が爾く吞氣にはしておいでに成れ

戦敗とニコライ二世の心事

なさうにあるが、其處がニコライ二世で、此の皇帝をめぐる宮廷クリークが、憂慮すべき國情を決して在の儘に言上するはずはないから、何事も御存知あらせられず、事によれば、戦役を沼にしようとお考へになつたかも知れないのであつた。

戦役を沼にする——とはロシアに限つて執ることのできる特別の戦略である。これに就ては少しく説明を要する。ロシアのザバイカル沿海州は、一般に知られてゐるやうに、一望際涯もない荒れすさむだ森地である。冬は一面に雪と氷とに閉籠められ、夏は手足顔の嫌ひもなく、蚊蚊に攻めさいなまれるといふ厄介な土地で、休養しようにも村里は稀であるし、糧食を得るにも工夫がつかない。だからロシアとしては假令日本軍が此の方面へ攻込むで來ても戦ふには及ばないわけで、チタカネルチンスクあたりには悠々と寝轉んで遊び暮らし、日本軍には是等の人力では敵し難い自然を差向けて置けば、それで事が足りるのである。よし日本軍が多くの犠牲を拂つて廣漠な東シベリアの森地を何程占領して見たところで、オホートスク海の漁業とアムール河の川狩以外には、何等の收穫も得られまいし、ウイテムやオレンクマの金鑛を稼行するにしても、俄に成績はあがるまい、さすれば結局は占領費

戦役を沼にするの口實



倒れであるから、捨て置いて日本は居たまらないで、自分から退却して行く外は、あるまい、といふのが、即ち其の戦役を沼にする「ロシア一流の方略である、そしてカシニト伯あたりは、實際此の方略を底意に置いて考へてゐるらしかつた。ルーズヴェルトは早くも之を察したので、高平公使に對して、日本が講和をするなら今である、戦役を續けるとすれば今後なほ數年は戦ひ續けなければならぬかも知れない、そして其の結果はと云ふと、日本の國力を弱めて、荒れすさむだ東シベリアが取れるだけの事であると注意した。

此の間高平公使はステルンブルグ男を訪うて、平和條件について色々協議を重ねた。男はそれに對して、「ツァールは日本の條件が高過ぎると思はれたならば直ぐにも談判を打切られるであらう、だから日本としては、條件をベラルブルグへ送附する前に、豫め先づ大統領ルーズヴェルトに提示するのが最も利益であらう、さうしなければ日本にとつて最も好都合に戦役を終結せられる機會を容易に失うであらう」と述べたが、高平は此の大使の説を早速東京に電報して主張すると答へ、なほ日本は、土地としては只カラフトを要求するつもりであると云ひ、軍事償金を望む

駐米公使の活動

でもよからうかと尋ねた。男は、其の事は大統領と協議せられたがよからうと告げた。其の時に高平公使は又、談判地としては奉天よりも芝罘にした方がロシア人に都合が好からうと思ふが、男爵の意見はどうかと聞いたが、男は、名實共に、ワシントンが最も適當であらう、ワシントンならば無關係者が狡猾な工夫をする餘地がないと答へた。そして又、高平公使が、ローゼン男が平和談判の全權委員として任命されたことを傳へ、日本ではローゼンにはそれだけの賁祿が無いと見てゐるから不適任であらう、男爵は現在のロシア人物中で誰を適任と思はれるかと尋ねたのに對しては、數名を算へ上げて其の中にクロバトキンを挙げた。すると高平は喜んで、其の人は我々日本人の間でも潔白方正の人物であると信せられてゐる、若し談判を開く事になれば、閣下からクロバトキン大將を推薦せられたい、さすれば予は最も感謝する事であらうと述べた。ウラテの名も高平の耳には快く響いた。此の日の協議で男は日本政府がドイツとアメリカとの政策を容れる意志のあることを知つた。

## 二七 平和談判の準備進捗



平和談判  
の準備  
進行

斯くて平和談判の準備は順調に進むで、日本は六月十日、ロシアは十三日を以て正式に承諾の意を通じたが、此の日ローゼン男は新にワシントン駐紮のロシア大使に任せられ、随つて次席全権委員に定まつた。次いで七月初に至つて、ロシアは休戦を求めて益々誠實に又迅速に平和談判に進む覺悟を示したので、ルーズヴェルトは先づ以て休戦問題を起し、日本の條件を穩當にするやう盡力ありたいとの旨を正式にイギリスに申込むだが、イギリスは之を拒むだ。段々調べて見ると、日本は當時急いでカラフトの占領に取りかゝつてゐたから休戦を好まないものであるし、ロシア側では大軍を前線に増遣する餘暇を得むがための詭計として休戦を提示したのであることが分つたので、ルーズヴェルトは二の句がつけなかつた。

ルーズヴェルトは、此の時イギリスに對し、講和が成立つた後にも、東シベリアに國境についての係争を残して置くことはイギリスの利益であらう、此處からロシアを驅逐するといふことは其の勢力を更に南西方面に轉するわけである」と述べて、イギリスの注意を促したが、なほロシアの内情について深く留意し、若し陸軍が革命黨に加擔するならば、平和關係は如何に變すべきであらうか、其の曉には政務を

ウイッテ  
ロシヤ  
の全權  
に任命

刷新するため誰がロシアに金を貸すであらうか、などと頻に憂慮した。

ロシア側では十三日を以てウイッテが首席委員に任せられ、パリを経たシエルプールからニューヨークに向うたが、途中二十日を以てベルリンに立寄つた。其の際ウイッテは銀行家メンデルスゾーンと會見して、使命の趣を具に語つた由で、其の翌々二十二日に、メンデルスゾーンは、當時ノルデルネイに避暑中であつたビューローに詳細の事を報告してゐるが、今其の趣意を云ふと、ツァールは日本に對して

(一)朝鮮

(二)滿洲

(三)カラフト半部

(四)軍事債金は成るべく皆無のこと、よし出すとしても極めて少額として、多くとも五億を超えないこと、其の他は一切削除のこと

(五)ハルビン—ポートアーサー鐵道 尤もハルビン—ウラヂウオストク線は保留すること

等の件々を讓歩せらるゝ旨をウイッテに仰せ出された。が然し、ウイッテは、是等の讓



歩によつては恐らく和議を取結び難いと信ずる、そしてロシアはカラフト全部を割かずばなるまい、軍事償金には他の名稱を附けるやうに努力しようと思ふが、遂に莫大の金額を標準に置かずばなるまい、と述べた。就てはウラテは、ドイツ帝陛下がツァールに説かせられて、和議の談判についてはツァールがウラテに裁量の範圍を御一任あることを望むのである、さもなければウラテの見込では、和議の談判は速かに破れるであらうと云ふ事、よし和議が取結ばれても結果は恐らく不愉快であるかも知れないし、屈辱の感想敗れて激せる陸軍の歸國、軍事償金のために租税が増徴せらるであらうとしてニヒリスト黨が農民どもを煽動するであらう等の事、若し又戦争が今後もなほ繼續せられるとすれば、結果は何れにしても悪いであらう、そしてそれが爲に或はフランス大革命の騒動を蔭に廻すやうな慘狀がロシアに勃發するかも知れない、血が横流するかも知れない、とのことである。なほ又ウラテは、滿洲出先の將軍等が戦争の繼續を主唱するのは命令に基く仕事ではなく、彼等は軍事上の都合がロシアにとつて現在決してわるくはないと眞剣に信じてゐるからである、宮廷の將軍等の間にも此の意見が行はれてゐる、但しツァール

は分らないと云つてゐる、との事であつた。メンデルスゾーンが取次いだ此のウラテの説は、固よりウラヘルム二世やビュローを動かしてロシアの爲に一臂の力を致さしめようとする魂膽であるから、果して何處まで信用していか分らないが、兎に角首席全權委員の吐いた意見として、一顧の値はあるであらう。和議の下準備は其の間にも頗る進むだ。此の月二十八日、ウラヘルム二世は外務大臣代理ミューレルを以てワシントン駐紮の事務官ブッシュ、ハッデンハウゼン男に宛て左の勅語を勅書として認めてルーズヴェルトの秘書官たるループに致さしめられた。

只今ニコライ帝と會見致し候、陛下は頗る堅固にして温和に渡らせられ候、貴君の平和御周旋につき極めて深く貴君に御感謝あり、貴君の寄せられたる書翰に感銘あらせられ候。マイヤー氏には全然御信認を置かせられ、極めて御満足あらせられ候、貴君の有力なる人格と天稟の才略とは、如何にも過分なる日本、の條件を道理ある平準に引下げ得ることと希望し、且御依頼あらせられ候、此の通信の檢閲は貴君御一人に限られ候事にて、嚴正の機密に有之候條、平和の締



結まで一切お漏らし下さるまじく候

ウィルヘルム、帝、王

ミュールベルヒ

之に對してルーズヴェルトは、翌々三十日、ドイツ大使館を経て、ウィルヘルム二世の電報を謝し、帝がロシア帝に勸説を致された大功について衷心より感謝する旨の答電を致された。

斯くて残るところは、愈々談判地決定の事のみとなつたが、それについては、最初アメリカ合衆國側の主張とラムズドルフ伯の希望とを取合はせてワシントンに定まつた、しかしワシントンでは人目も多く、彌次馬の立入る虞があるので、ルーズヴェルトの計らひで、これ等の面倒を避ける爲と全權委員の安全を期する爲、新に同國北部の海軍鎮守府たるポーツマスを選むだ。しかし平和談判の成績について、八月初頃のニューヨーク邊の豫想は甚だしく悲觀に傾いてゐた。そして日本の條件は、軍事債金の最少限度としての七億五千萬ドルの要求を主たるものとして、其他ポーツアーサー、ダルニー、滿洲鐵道の讓渡、カラフトの割讓、ウラヂウオストク要

アメリカ大統領の答電に對する

塞の破却、外國の通商航行の爲にアムール、シベリアの解放等であると噂された。

### 二八 日本側の平和條件

日本側では最初に、全權委員として伊藤樞密院議長と小村外務大臣とを任ずる意向であつたが、伊藤侯が辭したので、小村男を主席委員と定め、高平公使を之が副として、七月三日公式に兩人は其の命を受けた。要求すべき平和條件については六月三十日の閣議に於て之を決定し、五日に勅裁を仰いで、小村全權委員に訓令として授けられたが、其の條件は絶対、相對、附加の三種に別れてゐて、就中、絶対、相對の二種は頗る重要なものであつた。

日本側の平和條件

(甲) 絶対必要條件 此の方の條件は戦争の目的を達し、日本の位置を永遠に保障するため、緊要缺くべからざるものとして必ず其の貫徹を期すべき主要の條件であつて、事専ら國家の威嚴に關してゐる。

(一) 朝鮮を全然日本の自由處分に委すべきことをロシアに承諾せしむること

(二) 一定の期間にロシアは其の軍隊を滿洲より撤退せしむること



(三)遼東半島の借入地及びハルビン旅順間の鐵道を日本に讓與せしむること

(乙)相對必要條件 此の方は事情の許す限りこれが貫徹を期すべき條件で、専ら國民の利害に關してゐる。

(一)軍費を賠償せしむること

(二)中立港竄入のロシア艦艇を引渡さしむること

(三)サハリン及び其の附屬諸島を割讓せしむること

(四)沿海州に於ける漁業權を與へしむること

(丙)附加條件 これは取捨運用共に全權委員の裁量に委せらるゝ條件で謂はゞ希望に過ぎない。

(一)極東に於けるロシアの海軍力を制限せしめること

(二)ウラデウスタクの武裝を撤し之を商港とすること

以上が即ち日本側の最も主要とした條件であつて、他の細目は談判の進行如何により全權委員に於て適宜に協定して苦しくないとして一任されてあつた。

甲種の三項は、何れもロシアにとつては國威の失墜を意味するもので、随つて同國の最も苦痛とするところであらうが、陸上に於ても海上に於ても負け續けて、殊に海上に於ては古今東西に類例のない大敗をしたロシアとしては、これ位の恥辱は忍ばずばなるまい、防守戦役の場合には世界に敵のない特殊の國柄を恃むで、押出しの立派さを利用し、朋喝と詐謀とで百事を成さうとしたロシアの軍人派には痛い教訓であつたらう。次に乙種の四項は利害問題であつて、日本の威信にも戦後の目的にも關係はないが、しかし當時の日本國民は百戰百勝の旨い酒に酔うて頭が狂うてゐた、酔うた樂みといふものは永續きのするものではない、酔はむがために使ひ捨てた軍費の祟は、いつまでも、しつこく日本の國民經濟にこびりついて重いハンデキャップとならうとする、こゝらの事情を思ふと、第一項の償金は多い程確に日本には結構であるが、ロシアの本國には——カラフトを別として——まだ一足も踏込むで居ない日本軍が何處までもそれを言ひ募れようかどうかは問題であつて、ロシアの強味はこゝに出て来る。更に丙種の二項に至つては問題にならな







法は双方の同意を以て之を定むること  
と、意義のみを擧げて金額を言はず、賠償の語を避けて「拂戻」とした。小村は賠償金額を十二億と豫定し、最後まで之を固守して一步も譲らなかつたので、アメリカ人から、日本は金銭問題の爲に戦争を続けようとするのかと嘲られ爪弾きされたが、而も結局一圓の金も取らずに引下がった。これは桂内閣の方針であつたので固より小村の責ではなかつた。

## 二九 平和條約の調印

ポーツマス會議は八月十日に始まつて同月二十九日に畢り、平和條約は九月五日を以て調印された。此の條約で日本が實際にロシアから取つたのはカラフトの半分だけであつた。ウイテは棄てたカラフトが又拾へた、ロシアに對馬あり、日本にポーツマスありだと笑つた。如何にもウイテが笑つた通りに日本はポーツマスで味噌をつけた、そして殊に大味噌をつけたのは、所謂戦争の實費拂戻し一條であつた。此の事は兒玉總參謀長の冷評を待たずとも最初から分りきつてゐた事で、小村も其の困難な事を十分に承知してた。然るに飽くまでもそれを言立て

平和條約  
の調印日本の償  
金希望額

譲らず、殊に談判の最後に臨むで、改めて北カラフトの代償を十二億と吹立てたに至つては、殆ど正氣の沙汰とは思はれない。其の時にルーズヴェルトは、アメリカが曾てロシアからアラスカを買入れた際に支拂ふた代償ぐらゐで宜しからうと思ふと述べられた。アラスカの面積を三七三・二九三平方キロメートルとすると、アメリカが當時其の代償としてロシアに支拂うた金額は七二〇〇〇〇〇ドルであつたから、ちやうど一平方キロについて一九ドル二八八に當つてゐる。ところが北カラフトの見積り面積は約三七九・九〇平方キロメートルであるから、アラスカ並の價格にすると、總計七三二・七四四ドル七となる。今假に一ドルを二圓と踏むと、一四六・五四八九圓四即ち大凡百四十六萬五千五百圓となるわけである。これは誠に尤もの次第である。小村は固より政府の命を奉じて談判に當つてゐるのであるから、多少の減額を行ふくらの裁量は許されてゐたが、十二億は戦争の實費として最少限度を見積もつたのであるから、桂總理大臣としては、何とが名義の附く限り、それだけの金はロシアから取りたかつたのであることは明白であつた。此の件について次に述べる事實は、参考すべき値打があるかと思はれる。



駐米大使  
ウイーン駐米大使  
アイカ  
メー  
大  
ア  
イ  
カ  
大  
使  
の  
見  
談

此の年の夏のことであつた。ウイーン駐米大使ベラミーストローラー氏は、高山地方にあるホヨス家の別邸ステクセンスタインに家族同伴で避暑に赴いてゐたが、或る日ドイツ大使ウエーデル伯が此の別荘へ遊びに来た。ちやうど九月二十二日の夕暮のこと、二人は打伴れ立つて散策に出たが、其の時ストローラーは、最近マリエンバードに静養した折、度々エドワード七世に謁見した事を内密に話した、彼は斯う云つた。「さうした謁見の折の事であつた、ちやうどそれはポーツマスで日本、ロシアの協定が成立つた少し前であつたが、皇帝が予に仰せられたには、常住に實行せられる慣例に基いて、日本は何處までも、戦勝國として、如何なる條件の下に於ても軍事償金を辭退すべきではないから、恐らく平和は成立つまいとの御趣意であつた。此の時の御様子から拜察して、陛下はロシアが末永く財政上に不自由することを望ましく思召されたらしかつたが、なほ此のことについて君はどういふ見込を持つてゐるか、と御下問あらせられた。恰も数名の人々が居合はせた前で斯ういふ御言葉があつたので、自分は困りきつて、漸く話を他事に外らして奉答した」と。此のエドワード七世の上意は、ルーズベルトが懇切に平和の周



講和形勢  
急  
勢  
危  
列

旋を依頼されたにも拘らず、イギリス政府が敢て聊かも盡力せなんだ事實と相俟つて相當の意味がなければならぬ。現にイギリスの新聞紙は、日本が遂に軍事償金を辭退したことを、九月の下旬になつてまでも、まだ繰返し繰返し不快がつてゐた。

しかし日本に何でも彼でも莫大の償金を取れと望むのは、非理を強うるものであつた。此の一件が無くとも談判は甚だ面倒で、八月の下旬頃には形勢頗る危急であつた。双方の側の全権委員は談判の破裂を豫期してポーツマス引上を覺悟した。そして當時クロバトキンの打算に依ると、滿洲の前線にあるロシア軍の兵數は、奉天戰の時と比べて約倍數となり、其の間ロシアの西部から十萬の精兵が新に着到した、ゆゑ會て奉天戰の時よりは約半數を占めてゐた豫後備兵を後方勤務に廻したとの事であつた。さればロシア陸軍史に於て一九〇五年八月末の滿洲軍ほど完全に充實した陸軍は未だ會てないのであつたとのことである。又、同月二十三日附でニコライ二世からウイヘルム二世に寄せられた宸翰にも

(上略)過ぎ去り候三ヶ月の間、予は平和か戦争かの問題について頗る考慮致し候、





ロシア帝  
のドイッ  
帝宛電翰

予は苛酷なる條件の下には決して講和せざるやうにと懇請する電稟、書翰、上奏等々を日々數多く受理致し候、忠良なるロシア人は皆最後まで戦ひ續ける覺悟に一致いたし居り候、彼等の望は、二點即ち我等の領土の一寸たりとも、又、軍事償金の一ルーブルたりとも日本に譲るな、と云ふ事に有之候、而も此の事は恰も、日本が譲らむと欲せざる事に候、しかし如何にしても此の二要求を予に承諾せしむる事は不能に候へば、差當つて平和の望は無之候、予が流血を惜み候事は君も御承知の通りなれど、しかし自信並に愛國心を粉微塵に散亂せしむる如き屈辱の平和を得るよりは優り申し候、此の問題は多分明日相決し申すべく候、予は自ら全責任を負ひ申し候覺悟に候、されど予の人民の大部分は予を後援致しくれ候事を確に承知致し居候故、予の良心は暗ればれと致し居り候、予も目下の時期が甚だ重大なることを十分存じ居り候へども、何とも外に致方無之候、君が予の心勞に御同情下され候段深く感謝仕り候

アリヌより宜しくと申上げ候

ニ  
ッ  
キ

ロシア帝  
の講和に  
對する決  
心

ある。

恰も此の日の午後四時、ニコライ二世はアメリカ大使マイヤーに二時間に亘つて謁見を賜はり、ウエルヘルム二世に披露あらせられたのと同じ疑慮の趣を懇篤に仰せ聞けられた上、重ねて又ドイッ帝宛電の文句をお讀み聞かせになつたが、終つて、此の際帝として御同意あらせらるべき平和條件を仰せ出された、それに依るとウラヂが既に同意した八ヶ點は御承認、償金は全然御不承認、但しロシア捕虜の收容費は充分に支拂に應せられる、日本は逃竄船艇の引渡並に太平洋海軍の制限に關する要求を取止めること、ロシアはサハリンの一半を保持し、日本は其の曾て領有したる南の一半を獲得することと云ふのであつた。なほ帝は最後に附加へて、大統領の平和の爲にする盡力に對して帝の深厚なる謝意を傳達すべき旨を仰せ下された。

これで見るとニコライ二世の御決心は八月二十三日を以て大いに定まつたわけ、ロシア軍人派はこれで閉息し、蟲のよいイギリスの朝野はこれで失望し、人情の餘り厚くないフランス國民は、さすがに嫌氣がさし、アメリカ資本家は日本が大



袈裟な事業を俄に支那に企てる心配が遠のいたことを喜んだわけであつた。又、此の戦役の副産物は日本イギリス同盟の再訂であつた。八月十二日の第二回同盟協約は前文と八箇條とから成つてゐたが、其の前文には、協約の目的たる左の三項を掲げた。

日本イギリス同盟の再訂

(イ) 東アジア及びインドの地域に於ける全局の平和を確保すること

(ロ) 支那帝國の獨立及び領土保全並に支那に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にして、支那に於ける列國の共通利益を維持すること

(ハ) 東アジア及びインドの地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並に該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること

此の協約の効果の中で、最も重要なのは第二條の規定であつて、即ち兩締盟國の一方が挑發することなくして一國又は數國より攻撃を受けたるに因り、又は、一國若くは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於て本協約前文に記述せる其の領土權又は特殊利益を防護せむがために交戦するに到りたるときは、前記の攻撃又は侵略の行動が何れの地に於て發生するを問はず、他の一方の

締盟國は直ちに來りて其の同盟國に援助を與へ、共同に戦闘に當り、講和も亦双方の同意の上に於て之を爲すべしと定め、なほ第一回の時には、協約の有効期限が五箇年であつたのを、今度は十箇年とした。

日本はロシアとの間に、百年此のかた積りに積つた行きが、りがあつて、其のまま忍ぶとすれば天智天皇時代の往昔に跡戻りする外はない事情にあつたので、日本イギリス同盟協約を利用してロシアを討つたのであるが、溜飲は一度下げればそれで可いのであるから、今後は此の二國の間も平穩になるであらうと思はれた。

## 第九章 イギリスとフランス並にロシアとの

### 協商

#### 一 イギリスフランスの敵對關係

イギリスとフランスの敵對關係は、日本とロシアとのそれよりも更に根が深かつた。此の二國は六百年此のかた互に仇敵の間柄で積いて來たものである。其の



抑もの起りは、フランスの王位継承に關する争を名義として勃發した百年戦役にあるが、年代が下がつてルイ十四世の時代になつては、又、植民地經營の競争から意地を張合つてインドに於ても北アメリカに於ても紛亂の絶間がなく、其の憎みと怨みとが重なり積つてナポレオン一世時代には殆ど國運を懸けての大出入となり、遂にイギリスが殆ど獨力で最後の勝を制したやうな姿となつた。されば此の二國の間には、いつになつても到底永年に互る懇親の交際が結ばれさうにもなかつたのであるが、時勢の推移るに隨つて、イギリスに於てもフランスに於ても、今までのやうに徒らに確執を續けてゐることの不利益を考へる政治家が段々現れて、色々工夫を凝らしたので、茲に漸く此の仲のわるい兩國が互に歩み寄らうとする氣運が熟して來た、そして更に其の氣運を急轉して、直接に握手せしめるきつかけを作つたのは、既に一言したフシオダ事件であつた。フランス側では、外務大臣のデルカッセが、イギリスと親善の關係を取結ぶことに最も熱心で、豫てから折もあらば其の政策に進みたいと考へてゐたのであつたが、恰もイギリスのソールスベリーも、やはり同意見で、早くから其の下心が動いてゐたので、測らず氣運の轉回を促したのであつた。

## 二 イギリス・フランスの親善關係

尤も兩國が一方では互に敵視しながらも、他の一方では相近づかうとする傾きは昨今の事ではない。既に一九〇三年頃にも、フランスの下院では、國際の爭議を今後は成るべく仲裁々判によつて決することにしたいといふ方針を提案して、就ては先づイギリス、フランス兩國の間で之に關する一般條約を締結することとし、てはどうかとの説が唱へられた事があつたが、これは下院議員デスツルネルとパリーに於けるイギリス商業會議所の前會頭パークレーとの兩人が、宗と主張したところの意見であつた。勿論其の時には只それだけの事で、まだ政府當局を動かすだけの力とはならなうだが、是等の事から漸次に議が進むで、遂に兩國の接近となり、長年蟠つてゐた外交上の懸案を解決して、思ひの外早く協議が纏まつたのは注目すべき事實であつた。

## 三 モロッコに於ける優越權問題

イギリス・フランス兩國の間に年來蟠つてゐた外交問題は種々あつたが、其の中



最も重大であつたのは、モロッコに於ける優越権問題であつた。

フランスは地中海を隔て、其の對岸にアルジェリアを所有してゐるが、其のアルジェリアの直ぐ兩隣は、即ちモロッコである。此のモロッコは、名義は帝國であるが事實は土着民族の自治地方の集團で、今日と雖も恐らく其の全體の踏査ができてゐまいと思はれる。されば、當時は勿論不明の地方が多くあつた事として其の正確な面積は固より分らないが、先づ五六七二一〇平方キロメートル位はあるらしく、其の隣國たるアルジェリアの五七五二八九平方キロメートル、フランス本國の當時の面積五五〇九八六平方キロメートルと比べて、略同じ程の大きさであつた。次に其の地勢を云ふと、北アフリカの海岸一帯には、アトラス山脈が長く連なつてゐるが、其の連山はモロッコに來つて高峰を重ね疊み、峯々の半腹には萬年氷の名残を留めてゐると云ふ始末であるから、大體に於て一個の山國であつて、其の谷あひには森が深く茂り、山麓には山野が開けてゐた。されば之を産業の上から觀て、山林農耕業の見込があるのは勿論、鑛山業も相當稼行の望がありさうに思はれた。だから近隣の諸國は可なり早くから此處に眼を著けて、イスパニア人、フランス人の如き

モロッコに於ける優越権問題

は、逸早く沿海地に入込むで住居を占め、巨利の獲得を夢みてゐたが、都合の悪い事には、土着の人民が頗る憚悍で、政府の法令にさへも従はず、殊に外國人の侵入を嫌うて、輒ともすれば居留の外國人相手に暴動を起して危害を加へむとしたので、内地には容易に深入することができず、偶ま内地に踏込むで行つたものには、生命財産の危険が常に伴うた。

さういふわけであるので、モロッコ領土の内で最も古く外國の勢力範圍に入つたところは、只北の方の海港であるタンジールと其の沿岸とだけで、其の他には多く恐れて進まなかつたのであるが、フランスは其のモロッコの隣にアルジェリアを持つてゐるので、其の國境一帯は直ちにモロッコの内地に接し、其處にはモロッコ土着民族の種々の部族が居住してゐて、屢々事を起すのに困り果てた。フランスがモロッコ國境地方に一再ならず討伐隊を進めたのは實にこれが爲であつた。

事情斯の如くであるから、フランスの立場から云へば、是等の軍事行動は全く己むを得ざるに出でたものであつたが、しかし強ひて其の心事を疑ふものは、フランスは斯かる國境地方の騷動に名を藉つてモロッコを征伐するのではあるまいか、そ

モロッコに對するフランスの立場



して結局は之を占領して了はうとするのではあるまいかと注視の目を見張らな  
いとに限らなんだ。果して當時のフランスにそれまでの野心があつたか否かは  
疑問であるが、兎に角イギリス政府に於ては、モロッコを成るべく保全する主義を執  
り、時期の未だ到来しないのに分割を企てるが如きことは宜しくないと思つてゐた  
のに對して、フランス政治家の間には、モロッコ政府は如何にも腐敗を極めてゐて、到  
底刷新の見込はない、捨て、置けば崩壊するの外はなからう、だから今のうちに何  
とかせねばなるまいとの意見を主張する者が少くなかつた。

フランスは固よりアルジェリアを其の隣國として持つてゐるのであるから、見渡  
したところ、エウロパ諸國の中で最も深い利害の關係を有してゐる事は云ふまで  
もないが、其の外にはイスパニアが又、可なり古くからモロッコの北海岸に領土を有  
し、なほ勢力範圍をも持つてゐるから、愈々モロッコの事に干涉するとなれば、其の政  
府とも篤と協議を遂げねばなるまいし、次にこれは近年の關係で誠に些少の事では  
あるが、イタリヤ商人や、ドイツ商人も沿海地に若干出入してゐるから、イタリヤ、  
ドイツの利害をも幾分は考へて遣らねばならず、其の外又、世界の到るところに門

イスパ  
ニアの  
イタリ  
ヤの  
モロッ  
コとの  
關係

戸開放主義を主張して廻つて横行してゐるアメリカがある、此の國の言ひ分にも  
耳を假して遣らねば後日に何を言出すか知れない、とすると、フランスとして容易  
に手が出せないのは勿論、イギリスとしても漫に口を切ることはできない、モロッコ  
問題がイギリス、フランス兩國の間の懸案中で、最も面倒であると視られたのはこ  
れが爲であつた。

#### 四 ニューファウンドランド問題

モロッコ問題に次いで、面倒なのはニューファウンドランド問題であつた。ニューファ  
ウンドランドは北アメリカのセント・ローレンス灣の沖にある大きな島で、世界屈  
指の大漁場の一つである。此の島は元フランス領であつたのを一七一三年のユ  
トトレヒト條約第十三條によつてイギリスに讓渡したのであるが、其の時にフラ  
ンスは、其の島の南海岸に近く接して存在する大ミクロン、小ミクロン兩島の領權  
と、ニューファウンドランド一部に於ての漁業權とだけを保留した。これが抑も兩  
國の間に後日の紛糾を起した原因である。

當時フランスが漁業權を保留した海岸線といふのは、東海岸のボナウイスタ崎か

ニュー  
ファウ  
ンドラ  
ンドの  
問題



フランスとイギリスの漁業協定の交渉

ら北端の岬を廻つて西海岸のリーシュ鼻に至るまでの線で、フランスの漁業船は其の捕獲した魚類を是等の海岸に陸揚して之を乾かす権利を與へられてゐたが、しかし建築物を設ける事は許されず、又、漁期中及び捕つた魚を乾燥させる時期以外には島へ行く権利を認められてゐなかつた。此の條件附のフランス権利は一旦満期となつたのを、一七六三年のパリ條約第五條によつて更に又確保せられたのであつたが、此の漁業権が原因で、出稼ぎのフランス漁業者と、イギリス移民との間に兎角小ぜりあひが絶えないので、双方の政府では兩國民の間に漁業の平穩に行はれることを期待して、所謂フランス海岸の位置を一七八三年のウルサイユ條約で變更し、フランス東海岸に於てボナウスタ崎よりセントジョン崎に到る間の漁業権を辭退した代りに、其のセントジョン崎から北端の岬を廻つて西海岸のレイ崎に至る海岸線に於て新に漁業権を獲得し、イギリスは別に同年九月三十日、聲明書を發して、漁期の間イギリス臣民はフランス人の漁業を妨ぐることを得ず、又、其の期間内は永久性の建造物を設けることを得ない旨を規定した。此の條約上の互譲ができたので、表面は正しく折合がついたやうであつたが、其の條約の規定に

フランスとイギリスの漁業協定の交渉

ついでには、イギリス・フランス兩國の間で互に解釋を異にした。例へばフランスは條約面に書上げられた海岸線に於て自國が漁撈の専權を有するのであると考へ、イギリス人は其の條約海岸に於て一切永久性の建造物を設けることを得ないものであるとしたのに對して、イギリス側では、條約海岸に於ての漁撈權はイギリス・フランス兩國民の共有であつて、斷じてフランス人の専有權ではない、又イギリスの聲明書に見えてゐる永久性の建造物は永久の漁業に關する建造物を指したもので、他の種類の建造物は問題外であると論じた。これは實に兩側に於ての根本の異議で、それから又色々枝葉の議論が岐れて出て、互に盡くるところを知らなかつた。それで兩國の政府は、これでは成らぬと云ふので、一八四四年以來調査委員を出し、できるだけは穩かに結末をつけようとして、一八五七年、六〇年、七四年、八一年、八五年と殆ど連續して協議を凝らしたが、一旦纏れ出した絲は容易にほぐれず、偶まイギリス本國で承諾しようとしても、ニューファウンドランドの植民地政廳の方で頭を振るといふ始末で、爾來此の問題は始ど拋棄されたまゝの姿であつた。

##### 五 フランス漁民の特權



此の状態に業を煮やしたのはフランス側で、彼等は談判が不調になる毎に、益々其の権利の主張を擧げ上げてイギリス政府を困らせる一方、漁業現場の監督のため沖にかゝつてゐる軍艦に命令を與へて、ともすれば穩かならぬ行動に出でむとする擬勢を見せて植民地政廳を脅かした。之に對してニューファウンドランドの地方政府も黙つてはゐなかつた、彼等は一八八六年に餌法を制定して明年之を實施したが、其の規定は、條約に依つてフランスに許された海岸を除く爾餘の海岸に於てフランスの漁業船に餌を賣ることを禁ずるものであつた。此の一撃はフランス側にとつて確に痛手であつた、出稼のフランス漁民は、タラ漁をするに主要の材料である餌を手に入れる途を限られたので、忽ち差支へた。そこで據なく彼等が漁業權の保留を認められてゐる海岸の一部に於てイセエビの漁獲を始め、段々と其の方へ手を伸ばして、遂には從來イギリスの漁民が其れ等の地點にイセエビの仕事を持つてゐるのは不法であると主張した。イギリス政府は之に對して、條約に依つてフランス漁民に與へられた特權にはイセエビの漁撈を含まぬ旨を論辯したが、斯の如く爭論はいつまで立つても果てしがないので、一八九〇年には

フランス  
漁民の特權

更に双方から歩み合ひ、相談の上で前提規則を立てて、双方共にイセエビの漁撈に従ふことに定めたが、結果は甚だ面白くなく、兎角に濫獲に流れた。それで翌一八九一年には、更に相談を立て直して、此の爭論を仲裁裁判所に掛けようとしたが、ニューファウンドランドの地方政府はフランス政府が要求した裁判所の決定施行に關する條件に不満を唱へて裁判を辭退したので、此の相談も亦破れた。一九〇一年にも双方で妥協の計畫が立てられたが、現場のニューファウンドランド地方政府は、我等が餌法を立てて置くのは、フランス政府が其の漁民を過分に庇ひ立てして漁獲物に保護金を與へるので、我等は獲物の賣捌上、到底フランス漁民とは競争ができないために、餘儀なく其の報復としてやつてゐる事であるから、フランスが其の保護金を撤廢しない限り、餌の賣値について讓歩することはできない、又このフランスの権利の爲に約五分の二の廣さに及ぶ沿海地に於て資本家は自由に投資して事業を営むことがならず、地方の發達は空しく棄て置かれてゐる次第であると云つて聞かないので、談判は又しても纏まらなかつた。

斯ういふ風に纏れた問題であるから、之を圓滿に解決する爲には、フランス側で



快く其の権利を投出してすふ外はないのであつたが、フランスは之を辭退する代りとして、漁民に對する損害の賠償、フランス國家に對する領土上の賠償、餌賣買の自由を要求したので、談判は容易に捗らなんだ。

#### 六 シアム問題

第三にはシアムについての問題であつた。シアムについては曾て一八九六年のフランス・イギリス協約に依つて、メナム河を境に其の東の地方はフランスの勢力範圍、西の地方はマライ半島をも含めてイギリスの勢力範圍とすることに協定したのであつたが、今度は又新たに之を細定しようとして云ふ事になつたので、問題となつたのである。

なほ又太平洋方面ではニュー・ヘブライズの事が問題になつてゐた。ニュー・ヘブライズといふのは、ニュー・カレドニア、フィヂ兩群島と三角の頂點を形づくる位置にある群島で、凡そ四十ほどの相當な島々から成つてゐる。他の一般メラネシアの島々と同様、別にこれぞと云ふ産物もないから、移民の好むで行くところではないが、イギリスの宣教師は、一八三九年以來此の島に渡つて布教を續け、食人の蠻風こそま

シアム問題

ニューヘブライズ問題

だ容易に絶つことはできないが、段々に成績を擧げてゐる關係があるし、曾ては又クックがフランスのブーゲンビユーと相踵いで探検して、クックは之をニュー・ヘブライズ、ブーゲンビユーは之を大キクラデスと命名した係り合ひもあるので、大體に於て餘り見込のない群島であるにも拘らず、イギリス・フランスの兩國で殆ど對等の占有權を持つてゐるかの如くに心得てゐるため、始終面倒な問題が絶えないのである。尤もイギリスの本國政府としては、斯様な見込のない群島の領權を強いて争ふ意思もないのであるが、何分にもニュー・ジラランドの地方居住民が熱心に其の領有を欲するので、深くフランスに譲れない關係にあるし、又フランスとしては、ブーゲンビユーの緣故がある上に、直ぐ近くにはニュー・カレドニアがあるので、どうかして之を手に入れたと思ふのであつた。兩國が此の島の爲に、互に其の領有權を主張して、容易におさまりのつかないのは之が爲であつた。

#### 七 サンジバル問題

別に又ザンジバルについても問題があつたが、それは、フランスが當時もなほザンジバルに領事裁判權を有し、又フランス自國の郵便局を持つてゐたのに對して、



イギリスが其の撤廢を欲して、頻に之を督促してゐる事件の爲で、其の外又、マダガスカルについても、イギリスは此の大きな島が、まだフランスの領有に歸せなんだ以前に、マダガスカル政府との間に通商條約を締結して商業上の關係を持つてゐたところから、それがフランスの植民地になつて後にも關稅の問題が引つかかつてゐた。

イギリスとフランスとの間に蟠つてゐた外交問題は、此の種のものであつて、何れも其の一つだけを見れば、論にもかからぬ小問題のやうであるが、一括して之を論ずるとなると、相當考慮を要する題目となるのであつた。さうして茲には特に取立てて算へ入れなんだが、此の外なほ兩國の間には、先年から引續いての面例な懸案となつてゐるものにエジプト問題があつた。何れにしても、總ての問題の中で、最も重大なのはモロッコ問題で、其の平穩なる結末をつけむが爲には、エウロパの列國が、此の後も苦心せねばならなかつた。

#### 八 ニューファウンドランド問題の解決

フランスとイギリスとの間に横たはる植民地關係の諸問題は、何れも地方居住

民が瑣細の點にこだはつて相譲らないため、面倒な紛糾が續いて、談は仲々捗らぬのであつたが、しかし兩國とも何れも何とかして歩み合ひたいといふ希望は十分にあつた。されば精々協議を凝らして徐ろに談を纏めようと云ふ大體方針が一九〇三年の春に定まり、五月エドワード七世のフランス御訪問となり、七月六日には、フランス大統領ルーベールが外務大臣デルカッセを伴うてロンドンに答訪し、九日まで滞在して、イギリス政府と打合はせるといふところまで事が運んだ。

此の三日の滞留中にデルカッセはイギリス外務大臣ランズダウンと互ひに腹藏無く意見を交換して大體の相談を定めたが、翌一九〇四年四月八日に至つて、(一)ニューファウンドランド西部及び中央アフリカに關するイギリスフランスの協約、(二)エジプト及びモロッコに關するイギリスフランスの聲明、(三)シム、マダガスカル、ニューヘブリイズに關するイギリスフランスの聲明なる三種の協商が急ぐ公式に成立した。

第一にニューファウンドランドの漁業權問題から云ふと、此の問題については、フランスは飽くまでも保護金の下附制度をニューファウンドランドに停止すること



はできないと唱へ、ニューファウンドランドの地方政廳も亦餌法の變改不能を主張して互に譲らなかつたので、結局フランス側で其の漁業權を棄てる代りに之に對してイギリス側から何等かの賠償をして貰ひたいと望むで出たことは既に述べた通りであるが、其の時のフランス側の言ひ分では、イギリスでは西アフリカに於けるイギリス領ガムビアに續くガムビア河中流以下の河岸地方を競望して居るがそれをニューファウンドランドの漁業權の代りとしてフランスに譲つてくれまいかとの事であつた。イギリスが此の地方を競望して居る理由は、在來のイギリス領ガムビアは此の方面に於けるイギリス植民地の中で最も利益が少く、且つ現に占據して居るのはガムビア河口の沖合にあるセント・マリー島だけであつたので、何とかして今少し利益の上がるやうにしたいと思つての事であつたが、イギリスが此の河筋の地方を競望するため、フランスのセネガムビアはガムビア河航行の自由を奪はれ、之が爲に甚だしい不便を被つたので、ちやうど幸ひ之をニューファウンドランドの漁業權と交換しようと思つたのである。しかしイギリスとしては、此の事はこれまでも曾て一度フランス側から談があつて議に上したにも拘らず

ニア  
ラウ  
ンド  
の  
解  
決  
問  
題

下院の反對で否決された件であるから、斷じて許すことはできないので、之を拒絶する代りには、フランスのガムビア植民地のためにできるだけの便宜を圖ることにして談判を纏めようと努めた。

此の問題についての談判は、三月中旬から始まつて、四月上旬に批准を了へたが、其の取定めによると、フランスはユートレヒト條約第十三條に基くニューファウンドランドに於ての漁業權に改定を加へて、ニューファウンドランド海岸の中、セント・ジャン岬から北岬を廻つてレイ岬に至る領海に於いて、フランス人はイギリス臣民と對等の漁業權を有する事とし、此の權利は毎年十月二十日を以て締切る通常の漁期の間施行せられる。又、フランス人は、各種の魚類、餌、なほ又貝類をも含むで撈獲することが出来る。彼等は上述の海岸線に於て何れの港灣にも入ることを許さず、ニューファウンドランドの居住民と同一の條件に依つて各種需要品、餌、及び小屋を得るであらう、但しそれについては地方廳の規定に従ふべきである。彼等は又河口に於ても漁撈することを得るが、河が海に落ちる點に於て兩岸の間に引いた線から外に出ることは許されぬ、なほ網又は其の他の漁具については地方廳の



許可を要する。フランス人で従来所謂條約海岸に於て漁業を營むてゐたものが其の施した設備若くは事業を抛棄せねばならぬ事に立到つた場合には、イギリス政府は其の損害を賠償する。次に又フランス國家に對しては、ニュー・ファウンドランドに於ける其の漁業權抛棄の賠償として、フランス領セネガムビアとイギリス領ガムビアとの間の現在の國境を變更し、フランス領がガムビア並に其の支流に達するやうにすると云ふ事であつた。なほコナクリの沖にあるイールド・ロと呼ばれる小島の群は、面積としては殆ど問題にもならぬ無價値の島々であるが、其の位置がフランス領に接近してゐるところから、他の國が取るとなるとフランスには不愉快であるので、イギリスは之をもフランスに讓つた。

### 九 モロッコ問題の解決

次にはモロッコ問題である。

モロッコは相當古い國であるが、フランスがこれと交渉を起したのは、フランスが確實にアルジェリアを占領した一八四三年五月以後の事である。何さまモロッコはアルジェリアの直ぐ西に接してゐる國であるので、アルジェリアがフランス領に移ると

モロッコ  
問題の解  
決

アルジェ  
リアとモ  
ロッコと  
の國境問  
題

第一に起つたのは國境の問題であつた。そこで一八四五年三月十八日の日附で、モロッコとラル・マフニアの條約を結んで國境を確定したが、其の大部分は沙漠地方の事であるから、普通の意味で云ふ國境の線を正確に定めることは固よりできるはずは無く、凡そ地形によつて國境線を定め得たのは地中海の海岸から僅に八十キロメートル程の内地まで、それから奥は居住の部族に據つて定める外はなかつた。其の一層奥地となると、全くの沙漠で、處々に散在するオアシスや井戸は附近居住の諸部族が互に入り會つて、家畜を放牧したり水を汲むたりする共有の土地となつてゐるから、境を定める由もなく、只其の儘に棄て置かれた。

斯かる始末で、最初の間はフランスもアルジェリアとモロッコとの境を強いて確定しようとしなかつたが、其のうち段々に拓殖が進むに隨つて、何とかしてできるだけ正確に定めたいとの希望が起つて來たので、一九〇一年から二年に亘つて、三回まで、モロッコとの間に國境並に税關のことに交渉を進めて、種々議定するところがあつた。斯くしてフランスはアルジェリアの事からモロッコとの關係が次第に濃くなるに伴つて、其の利害もやうやく加はり、茲に各國から猜疑の眼を以て視られ



るまでになつたが、イギリスとフランスとの間には別にエジプト問題があつて、イギリスとしては其の方が殊に重大であるので、兩國の間ではモロッコ、エジプトの懸案を交換問題とすることに暗黙の了解が成立ち、其の結果案外談判は滑かに進むで、イギリスは専らエジプトの經營に力を盡し、エジプトの國債には殊にフランスが最も深入してゐる事實に顧みてイギリス統監はフランス人のエジプト債権者の保護に最も力を致すこととし、一方フランス政府は又モロッコの政治上の位置に何等の變更をも加へる意志がないことを聲明し、イギリス政府はフランス領がモロッコの領土と長距離に互つて境界を接してゐることに鑑みて、フランスがモロッコに於いて秩序を維持し、又行政上、經濟上、財政上、軍事上の刷新を行ふために援助を提供することの至當であるのを承認して、大體の話をつけた。其の外又イギリスは、フランスが條約、協約並に慣例に由りエジプトに於て享有するところの諸種の權利に、エジプトの津々浦々に於ける沿岸貿易權をも含めてフランス船舶が享有することを尊重し、イギリス、フランス兩國の政府はエジプトに於てもモロッコに於いても商業自由の原則を認め、是等の國に於て關稅、租稅、運輸稅等の不均等なる賦課

モロッコ  
エジプト  
懸案を  
交換問題  
とす

を禁止し、モロッコ並にエジプト相手の兩國民の商業は、アフリカ處在のイギリス領フランス領を通過する時と同一の取扱を受くべきものとし、兩國の間に其の通過の條件を定め、入國點を決定するについては協議を遂げることとを約し、これ等相互の契約は向ふ三十年間效力を有する事とし、なほ少くとも一年以前に明言して廢棄されなければ更に又向ふ五箇年間效力を續ける事と定め、又フランスはモロッコに於てイギリスはエジプトに於て、道路、鐵道、港灣、其他公益に關する重大の企業について國家の權威を完全に維持するため特に條件を附して許可を與へる權利を保留した。

なほ又其の協商の中に於てイギリス政府は、エジプト政府に任用さるゝフランス人が、同様の地位に在るイギリス人よりも不利益の條件を受けぬやう其の勢力を利用することを約し、フランス政府もモロッコに於ける同様のイギリス人について類似の條件を適用することを承諾し、更に兩政府は、ジブラルタル海峽の自由通過を確保するため、モロッコの海岸に於てはメリラ並にセブ河右岸の高臺に於て要塞若くは軍事上築造物の設置を許さぬ事について一致し、なほ其の一致から特



にメリラを除外し、次に又兩政府は、イスパニアに對する切實なる友誼の情に基き、イスパニアの地理上の位置と地中海のモロッコ海岸に有する其の領土よりする利害に關して特別の考慮を廻らし、之についてフランス政府がイスパニア政府と了解を得むことを希望する旨を相約した。

### 一〇 其の他の諸問題の解決

第三にシムムについては、一八九六年一月十五日の聲明に依つて、イギリスフランスの間でメナム河を中心に兩國の勢力範圍を分け定めたこと既述の如くであるが、其の前後にはイギリス・シムムの條約があり、同じく祕密協約があり、此の原則の効果を或ひは危うするかも知り難い事件があつたので、イギリス・フランスの兩國は新に約してシムムの領土を兼併する一切の考へを止め、また現存條約の規定を従す一切の行動を慎み、各々其の勢力範圍に於ては行動の自由を享有する旨を聲明した。

次にマダガスカルについては當時ザンジバルに於て行はれてゐる領事裁判權並に郵便事務の問題に關する談判に同意すること、イギリス政府はフランスがマ

其の  
他の  
諸  
問題  
の  
解決

所關  
アン  
ゲト  
ン  
コ  
ル  
メ  
ル

ダガスカルを併合して後に、設定したる關稅率の施行に對する抗議を撤回することとし、ニュー・ヘブライズに就ては、イギリス・フランスの兩政府は、政治上の現狀に何等の變改をも加へずしてニュー・ヘブライズの土着民に對する司法權の缺乏から起る困難を解決するために、共同して協定案を作ること、に同意し、又兩政府は彼等の各の國民が島に於て所有する土地の財産に關する爭議を決定するため委員を指名することに一致し、此の委員の權限並に其の事務取扱の規定については、兩國政府の間に於て豫備の協定を遂げることとした。

以上三種の協定はイギリス・フランスのアンタント・コルデアルと總稱せられるもので、之に依つてフランス・イギリスの植民地に關する三百年此のかたの紛争を一掃し、二國の和親は初めて茲に徹底した。此の協定は、普通にはエドワード七世の御盡力によつて成立した如くに云はれてゐるが、實はウクトリア女皇の晩年から話のあつた事で、それが一向進まずにあつたのを、エドワード七世の御代殊に一九〇三年三月以後に至つて急轉して抄らせたのであつた。

### 一一 中央アジアに於けるイギリス・ロシアの抗爭



ロシアがイギリスと著しく不仲となつたのはロシアが中央アジアの経略を起して以來であつた。兩國の間には此の頃から殆ど確執が絶えぬ有様で、事毎に角突合ひをしてゐたが、ロシアの方は常に實力を以て地方の民族に臨むだのに反して、イギリスはいつも外交官式に口先だけで丸めようとしたので、概ねロシアの爲に機先を制せられて、イギリスの勢力はインド洋とベルシ、灣との濱に漸次追ひ詰められる情勢に陥つた。されば勿論、ロシアとしては其の軍人派が威焰を發揮する間はイギリスとの妥協など到底思ひも寄らぬことであるが、一方イギリスの方でも亦、特に進むで妥協の方針を執らうとはしなかつたので、紛争の種は彌々増し加はるばかりであつた。尤もロシアの外務大臣ロバノフは斯かる情況を憂ひて、個人としてはイギリスと妥協する志があり、ベテルブルグ駐紮のイギリス大使館附書記官ハルデングも亦色々兩國接近の策を講じたが、大勢が其處に至らぬので結局、物にならなかつた。

ところがポーツマス條約成つて以來、ロシアの宮廷クリークの勢力が頓に減じ、軍人派の威焰が甚だ減衰すると、兩國接近の問題は漸く考慮に上る可能性を有す

中央アジアに於けるイギリスの抗争

ロシアの外交見解

ロシアの政治外交

ロシアの外交見解

るやうになつた。此の頃ロシアに於てはウイテの經綸として型ばかりながら議會を召集し、之に諮詢權を與へて、年來囂しかつた輿論を聊か鎮めようと圖つたが、國務大臣ラムスドルフは大の議會政治嫌ひで、型だけにもせよ其の匂ひのする政體の下には断じて御奉公はできないといふ主張であつたので、一九〇六年五月十日、愈々第一回のヅマが召集されることになる、直ちに十二日を以て辭職して了つた。此のラムスドルフ伯の辭職こそは、ロシアの外交に新しい生命を與へたものであつた。

元來ロシアの外務省畑には一種の墓があつて、十九世紀の初めアレキサンドル一世の御代にネッセルローデが外務大臣となつた時以來、省内に有爲の人物を養成して順次に登用する方針を採り、ネッセルローデの後にはゴルチャコフが其の職を襲ひ、ゴルチャコフの後には其の高弟ギエルス之を繼ぎ、ロバノフ、ムラヴィヨフを経てラムスドルフ局に當るといふ風で、其の根は深く又牢く、臨時に外から飛込むで外務の任に就くことは到底不可能であつたと同時に、其の墓に繋がる省内の人物については、兎角の評判が常に絶えない有様であつた。ところがラムスドルフ伯が辭



職すると、此の傳統を破つて新に外務大臣の要職に上つたのはイズウォルスキーであつた。

### 一二 イズウォルスキーのイギリス接近策

イズウォルスキーは、一九〇〇年から一九〇二年まで東京駐紮の公使、一九〇三年から六年にかけてコペンハーゲン駐紮の公使だつた人物で、本省の事務には何の経験もなかつたのを、此の時突然拔擢されて外務大臣となつたもので、彼には名聞を喜ぶ癖があるとして非難を加へたものもあつたが、概して人柄の好い物靜かな外交家として知られてゐた。されば從來本省勤務の経歴がないだけに、彼は省内の役人に對しても公平の眼を以て視るであらうから、就任早々とは行くまいが、假すに多少の時日を以てしたならば、省内の刷新をも敢て爲し得るであらうとして望を賜せられたが、彼は又、フランス文學に頗る深い趣味を持つてゐたにも拘らず、フランスの政情に對しては餘り同情せず、東京駐紮の時代にイギリスの國情を相當研究して、イギリス政策に就ては了解するところがあつたと傳へられる。彼は外務大臣に就任する約三ヶ月前、即ち三月中には特に内命を受けての事らしく、パ

ロシアの  
外交政策  
に接近  
する

ベルギー  
に對する  
交渉の  
イギリス

リー並にロンドンに遊んで、列國の大使と交際し、殊にロンドンではロシア・イギリスの接近策について密かに列國大使の意見を探つたが、其の間何等かの見込を得たらしかつた。實にイズウォルスキーの任命はイギリスとの接近を策する爲かとも覺しく、既に五月十八日附ローマ駐紮のドイツ事務官ヤゴウの電報に據ればロシア大使ムラウイオフは最近に成立したイギリス・ロシア協約を取敢ず公布されよう、一切の豫備條件が缺けてゐるから一般に渉る協商は行へぬが一定の論點だけに就て即ち差詰めベルギーに關して協約したとアウストリア大使館のリュッウ伯に談した由であり、同二十四日下院でのエドワード・グレイの聲明にも共同に利害を有する問題に就きイギリス側にもロシア側にも友好の方法で解決をつけることに段々傾いて來る、この趣旨で近頃色々の折に兩國の政府が打合せする、イギリス政府はこの傾向を喜んで進める、兩國の親善を強めようからと述べてゐる。

翻つて當時のイギリスの政情を觀るに、曾てイギリス・フランスの協商が成立つまでは、ロシアに對しても接近の望を持たななだが、フランスとの協商既に成つて以來は關係が違つて來たので、進むで從來の行きが、りを排して、ロシアとも親む



イギリス  
ロシヤの  
皇室の  
關係

必要を感ずる上に、一方皇室の御關係から云つても、エドワード七世の皇后アレクサンドラは、ニコライ二世の皇太后ダグマルの姉君に當らせられ、随つてイギリス皇はロシヤ帝の伯父君であらせられるのであつた。此の二君は從來未だ會て一回の御會合すら爲し給うた事はなかつたが、必ず一度はペテルブルグを訪問して、兼ねて又イギリス・ロシヤの接近の基礎を作りたいとの思召は、早くからイギリス皇の胸中に動いてゐた事であつた。

イギリスが會てフランスと協商した時の内閣は、一九〇二年七月十二日に成立したバルフォール内閣で、外務にはランスダウン侯が當つてゐたが、バルフォールは一九〇五年十二月四日に辭し、カメル・パンナーマン之に代つて内閣總理大臣となり、サー・エドワード・グレイが外務大臣に任せられた。而してイギリスがロシヤに接近せむとするの策を立てたのは、バルフォール執政時代の末年たる一九〇五年からであつたが、カメル・パンナーマン代つて政局に當るに及んで、此の方策は順調に涉り、ロシヤ側ではロンドン駐紮の大使ベッケンドルフ伯並に一等書記官ボクレフスキの兩人が、最も熱心に事に當つた。

イギリス  
内閣の  
更迭ロシヤの  
多難  
時代のポーツ  
マス條  
約の  
細目  
協定の

何さまポーツマス條約直後のロシヤは、多難の時代で國內の在々處々には大袈裟のストライキが起つて、革命の氣勢の民間に漲ること蓋ふべからざる一方、日本は戦後にも亦更に一層の戦備を整へて、近くウラヂウオストクを初め、太平洋沿岸ロシヤ領の津々浦々を占領せむとする計畫中であるとの評判が専ら朝野の間に喧傳され、人心は甚だしい不安におびえてゐたので、政府當局者の苦心は一方ならぬものがあつた。此の時に外務の局に當つてイズウォルスキーが差詰め弱つたのは、大體の荒筋だけはポーツマス條約で定めてあつても、細目については何等定まつたことがないため、一々改めて日本と談判して定めてかゝらねばならぬ事だ、而も相手の日本は勿論戦勝國の事であるから、日本政府から全權を授けられて談判の衝に當つた栗野の權幕は、とても凄じいものであつた。さればイズウォルスキーも、一時は非常に憤慨して、斯かる横暴を受けて耐へ忍ばむよりも寧ろ斷然と談判を破つて日本と再戦しようかとさへ思つたが、日本の背後に其の同盟國として頑然として控へてゐるイギリスの事を思ふと、餘儀なく讓歩に出る外はなかつた。ロシヤが斯く讓つて出たので、日本側でも相當に歩み合うて、幸に數種の協定が成立



つたが、日本との當面の問題は片づいても、其の背後のイギリスとの問題を片づけるのは容易でなかつた。

### 一三 ベルシ、及びアフガニスタン問題

イギリス・ロシアの接近について、取敢ず議論に上つたのはベルシ、問題であつた。尤もロシアとイギリスとの間の交渉問題はと云へば、廣くカムチヤトカからスエズに至るまでのアジアの全海岸に亘つてゐるのであるが、其の中でも殊に切要を極めたのは此のベルシ、とアフガニスタンとの問題であつた。されば兩國が互に相近づかうとするには、先づ此の二問題から片づけてかゝらねばならぬのであつたが、ロシアの國情は一九〇六年の春になつても未だ充分に落ちつかず、進むでイギリスと談判を始めるまでには固まらなかつたので、急に思ひ切つて打つて出ようとはしなかつた。

此の年即ち一九〇六年の三月中旬に、ロシアの内情に關してベンケンドルフがロンドン駐紮のドイツ大使に語つたところに依ると、自分ベンケンドルフの意見では、アフガニスタンに於てのイギリス・ロシアの勢力範圍を決定すること、並にベル

ヘルシ、及びアフガニスタン問題

第一回  
マの解散

シ、に於ては、ベルシ、灣を終點とする鐵道の敷設權をロシアに取ること、なほアフガニスタン及びベルシ、に於て領事裁判權の範圍を定めることが何よりも必要であると思ふが見込むだところ、ベルシ、灣に出る鐵道を敷設しようにも差當つてロシアには資金がなく、なほ何れの方面に向ふにしても、ロシアの膨脹政策は、戦役のため、にこゝ數年の間不可能となつた。粗暴な鎮壓政策は溫和の分子までも革命の方向に振向ける。ウラテは自ら支持する何ものをも有しない。健全なる行政をするには同僚がない。警察政治はあらゆる限りの粗暴の方法を用ゐるにも拘らず、最早長くは之を行ひ得べきではない、陸軍の全部も若干の近衛聯隊を除いては立憲政體の上に自由主義の進展を望むのである。現金並に國債の缺乏は最も高度に達した、而も無責任なる入説は相も變らず最も容易に皇帝に聽容られる事である。實に此の年の五月十日には、第一回ツマを召集されたのであつたが、民黨側の議論が激越を極めたため、政府は居たまらず、七月二十一日に至つて竟に之を解散したほどであつた。

斯の如くロシアの國情は、平穩の外交談判を進めるには適當の時機で無かつた



ので、外務大臣イズウォルスキーは、イギリスとの接近策を暫く差控へたかの如くであつたが、ロシア人の多数の考へとしては、何分にも日本が絶えず新戦を準備してゐるから、之に備へるがためには是非とも日本の同盟國たるイギリスに接近することと必要である、イギリス政府殊に國皇は接近策に熱心であるから、イズウォルスキーにパリ訪問の機會を利用してロンドンを訪問させ、談判を纏めしめてはどうか、との説が、年末には出てゐるのである。しかし、これは只多数の考へといふだけで、ニコライ二世はロンドン訪問をイズウォルスキーに許させられる御意志はなく、政府部内の説も寧ろ日本を押さへるためにイギリスを利用しようとするにあつたから、此の意味の申込を常に拒絶して來たイギリスが進むで之に應ずるはずは無かつた。

#### 一四 イギリス・ロシア協商の成立

斯の如くにしてイギリス・ロシアの接近策は、成るべくして容易に成らなかつたが、而も議は徐ろに纏まり、遂に一九〇七年八月三十一日、ベルブルグに於て調印ができた、之を世にイギリス・ロシアのアンタントと稱へる。

ロシアの  
接近策不  
遠接

イギリス  
の成立協  
商

ベルシア  
問題

協商はベルシア、アフガニスタン、チベットの三方面に別れてゐる。

先づベルシアについては、カスリシリンからイスバハン、イエズド、バックを経てロシア・アフガニスタン國境の交叉點に於てベルシア國境の一點に至る線の外に於て、鐵道・銀行・電信・道路・運搬保險等の特許の如き、政治上若くは商業上の何等かの特許を、イギリスは自らの爲、自國臣民のため求めず第三國臣民のためにも要求せず、又ロシア政府に依つて支持されたる其の地方に於ての類似の特許に對する要求には、直接にも又間接にも反對せざるべきことを約束する、又アフガニスタン國境からガジク、ピルチャンド、ケルマンを経てベンデル・アップスに至る線の外に於て鐵道・銀行・電信・運搬保險等の特許の如き政治上若くは商業上の何等かの特許をもロシアは自らの爲に求め若くは第三國の臣民のために要求せず、又イギリス政府によつて支持されたる其の地方に於ての類似の特許に對する要求には直接に反對せざるべきことを約束する、次にロシアはイギリスと前以ての協議を経ずして、上記二線の間に於けるベルシアの地方に於てイギリス臣民に與へられたる何等かの特許に對して反對せぬことを約束する、又イギリスはベルシアの同一の地方に於てロシ



ア臣民に與へられたる特許に關して同一の約束をする、と云ふのが其の重なる條項である。

第二にアフガニスタン地方については、イギリス政府に於てアフガニスタンの國體を變更する意志のないことを聲明し、ロシア帝國政府はアフガニスタンがロシアの勢力範圍の外にあるものとして之を承認し、イギリス政府の仲介によつてアフガニスタンと一切の政治關係を執行ふことを約束し、又アフガニスタンに何等かの外交員を派遣せぬことを約束する。次に又イギリス政府は單に平和の意義に於て其の勢力を用ひ、ロシアを脅す政策をアフガニスタンに於て執り又アフガニスタンをして執るべく獎勵せぬことを約し、一九〇五年三月二十一日カブールに於て調印したる條約に基いてアフガニスタン領の内治に干涉する何等の意志をも有せぬこと、又彼の條約に背いてアフガニスタンの如何なる部分をも兼併若くは占領せず、又は其の内治に干涉せぬことを約束し、なほ之に附けて、エミルが條約によつてイギリス政府と締結したる約束を履行すべきことは勿論とする旨を注意した。

チベット  
問題

第三にチベットについては、イギリスとロシアは、チベットの領土保全を尊敬し、其の内治に一切干涉せぬことを約束し、チベットに對する支那の宗主權を原則として認め、イギリス並にロシアは支那政府の仲介に依るに非ざればチベットと政務を行はぬことを約束し、併しながらイギリスの通商委員が取結んだ一九〇四年九月七日の協定によるイギリス支那の間の約定によつて保證せられた直接の關係は此の限でないとの事を注意し、なほイギリス並にロシア政府はラサに外交員を派遣せぬことを互に約束した。

斯の如くしてイギリス・ロシアの協商も、三年越しの協議の後遂に調印済となり、數十年に亙る二國の間の確執もこれで全く消滅したので、エドワード七世は、かねがね御希望のロシア御訪問を實行あらせらるべき時期が到來したものであるとして、一九〇八年六月九日から十日に亙り、レワルにロシア帝を御往訪あり、海軍大將サー・デオン・ライッシャー、陸軍大將フレンチ、外務永久次官ハルデング之に供奉した。之に對してロシア側では皇帝を初めとして皇太后、皇后、ギリシア皇后、皇太子・オルガタチヤナ、マリヤ、アナスタシアの諸内親王、ミハイル、アレキサンドロウチ太公、アレキサン

イギリス  
ロシア  
の調印協



ドロウナ太公女、オルデンブルグ公を御帶同、會見の席に臨ませられ、國務大臣四名之に供奉し、なほイギリス皇にはペテルブルグ駐紮大使ニコルソンの奉侍してゐるのが見られた。

此の時の御會見に於ては、表面上何等政務に關する御談話も無かつたやうに聞こえ、ニコライ二世からウイヘルム二世への宸電にも、政治上の意味は絶対に無かつた旨を述べられてゐるが、ロシア側からは國務大臣が四名、イギリス側からは外務次官と陸海軍の大將までも供奉して、一時間餘にも互つて御會見になつたのであるから、何等政治上のお話が無かつたとは信じられない。察するところ、ロシア、イギリスの協商について御談話が交はされものと観るべきであらう。

## 第十章 ドイツの離間策

### 一 ドイツとロシアとの歴史的關係

ドイツ帝國は抑も其の建國の初からしてロシアの後援を頼みにしたものであるが、フランスはフランクフルト條約によつて名儀上こそアルサス・ロルレンをド

イツに譲つたものゝ、早かれ晩かれ是非ともこれを取還さねばおかぬと固く決心してゐるので、ドイツとしても其のつもりで、飽くまでも之を持ちきらねばならぬ關係上、フランスに對しては暫くの間も戦備を緩めることができず、随つて後方の國々とは、できるだけ平和の國交を續けることが必要であつた。尤も其の意味では早く既にアウストリアと同盟して、其の方面から後方を脅かされる患だけは除いたが、ドイツの後方にはなほロシアと云ふ大國があるから、若し一朝其の側から異變が起つた時には、腹背に敵を受ける危険に陥らねばならぬ。曾てビスマルクが無理算段をしてまでも再保險條約を結んだのは、實に之がためであつたが、此の祕密條約が期限満了と共に消滅して已來は、何の特別條約も兩國の間に現存せぬのであつた。

さればウイヘルム二世は、殊にロシアとの交際に意を注がれて、兩國を繋ぐ再保險條約の縁の絲が無くなつてからも、兩國の間柄は普通り少しも渝らぬものとしてロシアを待遇する方針を守らせられ、政府當局者も亦、ビスマルクの甚深の訓戒に隨うて、相手のロシア側からは屢々不愉快の仕向をされたにも拘らず、飽くまで



も之を耐へ忍んで、假令如何様の事があつてもロシアに對しては敵意を表せぬ態度を執つた。

## 二 日本ロシア戦役中ドイツのロシア後援

斯ういふ關係にあるドイツが、一九〇四年の日本ロシア戦役に當つて、ロシアの便宜を圖るに傾いたのは當然の事であつた。ところが、此の戦争は諸國が豫想した如くにはロシアの爲に都合好く運ばず、却つてロシアは其の豫想を裏切つて意氣地のない醜態を列國の前に示し、同年十月に至つては日本軍の旅順攻圍の成績漸く進み、ロシア太平洋艦隊の勢力は次第々々に減少して、速かに後詰の艦隊を差向けねば、其の運命もどうあらうかと危ぶまれるまでになつた。此の飛報に接したロシアでは大いに驚いて、取敢ずバルト海艦隊を第二太平洋艦隊、黒海艦隊を第三太平洋艦隊として東洋に派遣すべしとの議を起し、それについては先づバルト海艦隊を差送ることゝして、ウイヘルム二世の賛同を得たが、次いでは又黒海艦隊差遣の事に及んで内議を凝らした。此の時にウイヘルム二世の意見では、極めて密かに出師を準備して不意に海峡を通過し、地中海へさへ出て了へばさすがのイ

日本戦役中  
ドイツの  
後援

バルト海  
艦隊の  
航

ギリスも施す策はなからう、尤も新聞紙が聊か騒ぎ立てるであらうが、只それだけの事で、イギリス政府としては結局泣寝入の外はあるまじく、爾餘の諸國に至つては勿論何も言ひ得まい、随つて黒海艦隊派遣の事は勿論賛成である、とあつたので、ロシアでは第三太平洋艦隊として續いて出發させる事とした。

斯かる次第でバルト海艦隊は、ロージエストウエンスキー中將が總指揮官として之を率ゐ、遠く東洋へ廻航することに定まつたが、それについて差當つての大問題は、其の艦隊に石炭を供給する一件であつた。茲に説明するまでもなく艦隊の戦時行動には無煙炭が必要である、そして常例使用されるのはイギリス南ウールズの無煙炭である、これはカーヂフ港から積出すので普通にカーヂフ炭と稱するが、此のカーヂフ炭を如何様にすればバルト海艦隊に供給することが出来るか、即ち當時のロシアにとつての重要問題だつたのである。勿論のこと表向きに懸合うたならばイギリスが賣るはずはないし、さればとてフランスに相談したところで、所詮覺束ないことであつた。成る程フランスはロシアの同盟國でこそあるが、此の時のフランス政府の腹では、假令イギリス政府が日本に味方をして戦端を開



いたとしても、フランスはロシアの爲に起たない考だつたのであつて、其の事を政府部内の或る有力者が密かに人に漏らしたのを、ドイツの外務省では聞いて知つてゐたのである。ロシア側では此の消息を果して知つてゐたかどうか明らかでないが、兎に角此の場合、ロシアが専ら頼みにしたのはドイツの盡力であつた。

斯ういふ情況であつたので、ビューローの意見としても、ニコライ二世に對するドイツ帝の御關係は尋常の親善程度ではない上に、國としてのドイツ・ロシアの間柄もこれ亦普通の程度ではないのであるから、今度のロシアの頼みは何としても聽入れて一思案してやらねばなるまいと考へた。そこで此の事件に關係したのが、ドイツのハムブルグ・アメリカ線汽船會社であつた。

### 三 バルト海艦隊に石炭供給の問題

斯くてバルト海艦隊は愈々十月十五日に出發して、二十一日から二十二日の夜にかけては、有名なドッガバンク(淺海)を通過する事になつたが、其の時旗艦スウォロフの艦橋から何げなく海面を見ると、水雷艇らしいものが二隻、全速力を以て旗艦目掛けて進航して來るのが見えたので、咄嗟に砲口を開いて之を撃沈した。しか

バルト海に石炭供給の問題

し此の時スウォロフのために撃沈められたのは、意外にも日本の水雷艇ではなく、イギリスのトロール船であつたので、事件が勃發し、此の事あつて以來石炭供給問題が急にやかましく論議せられた。

石炭の供給については、既に述べた通り抑も艦隊出發の當時から、豫め契約を結んで、ハムブルグ・アメリカ線汽船會社が之に當る事になつてゐたが、しかし取敢ず契約が調うてゐたのは、マダガスカル・ノシベ灣到着までの間で、それから向ふの事は未定であつた、ところが本國を出ると間もなく斯かる意外の變事を惹起したので、其の事が將來の石炭供給方に少からぬ悪影響を來した。斯う成ると、ノシベ灣到着までは契約があるから心配はないとしたところで、それからさき日本領海附近に達するまでの航程は随分遠距離であるのに、其の間航海を續けるための石炭の供給をどうして受け得るか、大問題となつて來るのであるが、而も頼みにするハンブルグ・アメリカ線汽船會社では、ノシベ灣から先の事についてはまだ考へてもゐなかつたのである。元來ロージエ・ストゥエンスキーの考へでは、いつまでもノシベあたりで暇取つてゐると、日本艦隊が逆に南下して來る虞があると信じてゐ



たので、一日も早く日本海方面へ行着きたいと思つてゐたのに、此の頓挫を見たので、ロシア側の苦悶は一通りでなかつた。

ウイルヘルム二世のお考へとしても、ノシベ港から先途インド洋に入れば最早海戦の戦場であると看做されたが、しかし、第二艦隊即ちバルト海艦隊のみでは日本艦隊に比べて劣勢で、何れにしても敗北することが明白であるから、勝算を得ようとするならば、是非とも速かに第三艦隊即ち黒海艦隊を増遣して共に協力させねばならぬ、とすると、黒海艦隊が先發のバルト海艦隊に合するまでには相當の時日がかゝらう、とすれば其の間に會社の石炭船がノシベ灣へ到着することができ、一方、黒海艦隊の將校下士卒中で、手あきの者を必要な人員だけ先づ以てノシベ灣へ廻して置いて、ドイツの石炭船の到着を俟つて乗込ませ、彼等に操縦させて東洋へ向つたらよからう、ついでにはドイツの船を將來は又同じ會社へ拂下げ、るつもりにして一時之をロシアで買上げたたらよからう、と云ふ策を立て、其の事をロシア政府へ申込ましめられた。而し此の便宜法をロシアは採用せなんだ、そして、仰の如くにして石炭船へ乗込ませるやうな將校下士卒がないから、是非とも

ドイツの乗組員がついて来て貰ひたいと飽くまでも主張したので、仲々談が纏まらなかつた。ビューローの考も、大體帝と同じ事で、フランスの海法に據ると、中立港に碇泊してゐる船は中立船であると見做すのが古來の慣例である、だから假令交戦國の軍艦でも中立港にある間は中立船である、随つて中立港から出て敵を撃ち再び又中立港に入つて休養をした後、更に打つて出ることも總べて自由勝手である、なほ又、交戦國の軍艦は、必要とあれば、其の望み次第にいつまでも期限を問はず、且又武裝には手を觸るることなくして滞留することも出来るのである、そこでロージェストウエンスキー艦隊はドイツ海軍部内の意見では第三艦隊と合同する以前に敵と戦ふに於ては單に犠牲となるに過ぎないとの事であるから、第三艦隊の着到をノシベで待受けるとすれば其の間に石炭船は到着するであらうで、其の前にロシアの乗組員を黒海から出發させて置けば、間にあふであらうと、一九〇五年の二月四日附で述べてゐる。

此の間にロージェストウエンスキーからは、此の月の十三日附で本國政府に窮狀を訴へて、ハムブルグ・アメリカ線汽船會社の石炭船は、今日に到つてもまだドイツ



ロシア帝  
に對す  
るに依  
る電

國旗を掲げてマダガスカルから前方へロシア艦隊に追隨して進航せよとの命令を會社から受けないと三度目に言つて來たので、ニコライ二世は少からず焦燥を感せさせられ、斯の如き有様ではロシア艦隊は、いつまで立つてもノシベ灣を出發することが出來ないから困却する、戰時保険の事はメンデルスゾーン銀行を経て汽船會社と協定済であるが、會社はドイツ帝國大宰相から訓令を受けずに前進することを恐れてゐるのである、ついでには艦隊が前進のできるやうに必要な許可を與へらるゝやう希ふとの旨を翌十四日附でウイヘルム二世まで御依頼になつた。ウイヘルム二世は十五日附で、此の石炭事件の最初から予は何等之を妨げぬ旨を申上げた、しかし此の事は元來私事であるから、予としては何等の訓令をも與へられない、ハムブルグアメリカ線汽船會社は事情の全體を知つてゐるのであるから、彼等の責任で行動せねばならぬと答へられた。

ハムブルグアメリカ線汽船會社では、別に會社としての談判員二名をベテルブルグに派して、曩にビューローが提言したやうに、石炭船の一時買取を頻に促したが、ロシア側では依然として、船を操縦する人員を黒海艦隊から融通し難いとの理由

で承諾しなかつたので、止むを得ずドイツ政府は會社に其の責任で事を取計らふべき旨を命じ、但しドイツの船員を大切にせねばならぬから、ノシベから前方の航路は敵地と心得、若し停船を命せられたならば直ちに停船し、すべて敵艦の命令通りにしてドイツ船員の生命の安全を期するやうにと訓令した。

#### 四 ドイツ帝のロシア帝宛電

石炭供給一件の顛末は大體斯の如くであつたが、機會を捉へることに抜目のないウイヘルム二世は、此の一件をもまた巧に利用して、彼の再保険條約の満期消滅此のかた常に軫念あらせられたロシア・ドイツ間の防禦同盟設定の事を思ひつかれた。

恰も漁船砲撃事件の五日後の事である、ウイヘルム二世はニコライ二世宛に宸電を發して、次の如く申し送られた。

ドイツがバルト海艦隊に石炭を供給したるに依り、日本・イギリス兩政府よりドイツの行動に對して或は抗議を申込むことなしとも限らず、斯の如き戰の脅かしの結果は、燃料不足のためにロシア艦隊が絶対に行動不可能となり、其の目的

ドイツ帝  
のロシア帝  
宛電



地に到達し難き事とならむ、此の新しき危険に對してはロシアとドイツとが共に同して當るべく、同時にロシアの同盟國たるフランスにも其の義務を注意して戰鬪行爲を執らしむべきならむ、フランスが斯の如き協議を受けて其の同盟國に對し缺き難き義務を盡すべきは議論の外なり、デルカッセは如何にもイギリス派なれば憤るならむも、彼とても亦イギリス艦隊がパリを全然救ひ難きことを了解せむ、斯の如くして最も強き三大陸國の有力なる合同が成立つが故にイギリス・日本組合も之が攻撃行動に移る前に再考するならむ

此のドイツ帝の宸電に對して、ニコライ二世は、外務大臣ラムスドルフ伯にも御相談なく、早速御答電があつた。

ラムスドルフはオステン・ザッケンの報告に依つて、ドイツ政府部内にドイツ・ロシア・フランス三國同盟の計畫があることを早くから既に承知してゐたが、若しロシアが迂濶にドイツと同盟するならば其の結果はフランスとの親善を破壊する惧がある、如何にもロシア・ドイツの同盟は有利の事であるに違ひないが、豫めフランスに相談して其の同意を得た上で、ドイツと話を進める必要があると考へた。

ロシア帝の答電

ところがニコライ二世は只一概にイギリスの態度を憤らせらるゝ御念が深かつたので、ウイヘルム二世の申さるゝまゝに、ドイツ・ロシア・フランスは直ちに合同してイギリス・日本の暴慢を制する必要がある、斯の如き同盟の概略について君の見込を申越されまじきや、我等が採用すれば、フランスは同盟國として加入する義務がある、此の組合は屢々考へたところであつたが、世界のために平和と休息とを意味するとの意味で御答電を打たれたのであつた。

##### 五 ドイツ・ロシア防衛同盟案

ロシア帝からの此の御答電があつたので、ドイツでは大宰相ビュローが早速勅命を奉じてロシア帝御要求の同盟案を作成し、之を閣下に捧呈した。ウイヘルム二世は長文の宸翰を添へ、十月三十日特に使節を簡派して之をロシア帝の許に送らせられた。此の條約文の草案はビュローとホルスタイン、宸翰はビュロー専ら之を起草して、ウイヘルム二世之に御加筆あらせられたものであるが、其の同盟案の趣旨は要するに、先づロシアとドイツとの間のみで防禦同盟を取結び、然る後フランスをも加入せしめむとするにあつた。ニコライ二世は此のドイツ案を入手

ドイツ、  
ロシア、  
防衛同盟案



されて後、ラムスドルフと協議して對案を作成し、十一月七日を以てドイツへ廻送された。

此のロシア案もロシア・ドイツの間に防禦同盟の締結を趣意とする點に於ては、やはりドイツ案と同様であつたが、フランスを加入せしめる手續と、條約の適用については重要な相違があつた。即ちドイツがフランスには事後に加入を押し附けようとするのに對して、ロシアは先づフランスに打明けて協議を盡した後、ロシア・ドイツの間に同盟を取結ぶことに定めむと欲した。これは畢竟ラムスドルフが、其の胸中切に憂慮するところに基いたもので、彼がロシア・フランス・ドイツの三國同盟を取結ぶ必要のあることは十分に承知してゐながら、而もフランスを事後に加入せしめむとするウィルヘルム二世の計畫に反對を唱へたのは、斯くして結局ドイツ帝の計畫を破壊せむと期したものに相違ない。ウィルヘルム二世の御考へは、ロシアとドイツとの間に同盟を取定める前にフランスに相談をかけることすればフランスは直ちにイギリスと内相談するであらうで、結局ロシア・日本の交戦區域制限の目的を達することができなくなる、だから先づ我等の間で同盟を結んで

ドイツの  
防禦同盟  
案に對する  
ロシアの  
對案

フランスの  
防禦同盟  
案に對する  
ロシアの  
對案

置いて、其の後にフランスを引入れ、ばよい、フランスは元よりロシアの同盟國であり、從來ロシアからの注文には異議なく同意を表してゐる國柄であるから、今度の計畫についてもロシアから申込みさへすれば無論直ちに賛同するであらうと云ふにあつたが、ラムスドルフはロシアの立場から觀て不利益であると考へて、之に同意せなしたのである。斯ういふわけで、一件を先づフランスに打明けて熟談を遂げてからロシア・ドイツの間に同盟を取結ぶか、若くは先づドイツ・ロシアの同盟を取結んで後に、フランスに通知して加入せしめるかについて、兩國各々意見を異にしたので、問題は茲に停滯した。

此の年の夏、ウィルヘルム二世は避暑の目的でバルト海を巡遊せられたが、七月十八日、ヘルンエー・サンドからニコライ二世に宸電を發して、

予は近々歸途に就く、フィンランドの入口を君に何の挨拶もなしには通り過ぎ難し、予に逢ふことは何か君の樂みとなるまじきや——陸上にても或は船中にも——予は勿論何時にても君の都合次第一切の儀式抜きにて單なる一旅人として行く



と申送られた。すると折返して、ロシア帝からは、君の御申越を欣ぶ、ウイボルグに近きビルクエー・スンドは愉快にして静なる處なれば我等の船にて遊びたしと思ふが君の都合は如何、予は此の重大の時に遠く都を離れ難し、勿論我等の會合は極めて簡單ならむ、君に逢ふ事は熱心なる樂みなり

との御返電があつた。

ウイヘルム二世は此の御返電を最も愉快に受取られたが、やがて、此の事を卿自ら翻譯することといふ御注意附で、ノルデルネー滞在のビューロー宛に秘密電信を發せられ、昨年十一月にドイツ帝から直接にツァールへ申込まれた防禦同盟案の寫を至急差送るやうに命せられた。此の急命を受けたビューローは、早速極秘でホルスタインに電信を打ち、二十日附で勅命の趣を傳へたので、ホルスタインは、昨年十月三十一日にドイツ側から提出したところの原案の前文、竝に十一月七日附ロシア對案の第三條に修正を加へたものを新草案として之に理由書を附け、翌二十一日を以て差出した。此の時に加へた修正といふのは、曾ての前文には、日本、ロシ

ホルスタインの同盟條約案

ア戰役の區域を成るべく制限せむがためとあつたのを、エウロバに於ける平和の維持を確保せむがためと書改め、ロシア對案第三條は之を秘密條として、其の末項に、二國の協商はロシアと日本との間の平和談判に當り起り得べき困難に對しても等しく有效とすとあるのを削つたもので、其の結果條約案は左の如くになつた。

全ロシア皇帝及びドイツ皇帝兩陛下はエウロバに於ける平和の維持を確保せむがために防禦同盟條約の左の箇條を設定したり

### 第一條

兩帝國の一が一のエウロバ國により攻撃せられたるときは其の同盟者は海陸の總勢を以て之を援助すべし、全ロシア皇帝陛下は此の申合せにつきフランスに通知する必要の手續を執り、同盟者として合同すべくフランスを招くべし

### 第二條

高貴なる締盟國は何れかの共同の敵と何等の特別平和をも締結せざるべし

### 第三條



本條約は一年前に廢棄せられざる限り效力を有すべし

秘密箇條

高貴なる締盟國は「現？」戰役の間に彼等の一國によつて行はれたる行動例へば一交戰國に石炭の供給を爲すが如き場合に於て第三國より中立國の權利を侵害したるものと見做して苦情の差起りたる場合に、共同の態度を執ることに一致す

第一條第一段の辭句より推してドイツはロシアに對する敵對傾向を意味するを得る何等の行動にも一切相携はらざるものとす

ビューローはホルスタインの此の條約案を受取ると、直ちに其の重大なる二點について注意の電信を打つた。重大なる二點とは即ち(一)ロシアが我等に對して承諾を表する前に豫めフランスに打明けて其の加入を説き勸むることを我等はロシアに許し難いが、此の點を陛下に電奏すべきか否か、答電を俟つ。(二)東京へ、恐らくは又ワシントンへも電報することが必要と思ふが、豫定の皇帝會合は、差當つての平和談判にドイツが容喙することを意味しない、一八九五年の先例を復舊すること

は問題でない云々と云ふ趣旨のものであつたが、之に對してホルスタインも亦、其の意見の存するところを慎重に説明した。案は直ちにドイツ帝に送られた。

六 ビルクエーランドに於ける條約調印

二十三日夕、ドイツ帝の御乗船は、漣を蹴立てつゝ、ビルクエーランドに進むで、ロシア帝の御乗船間近く投錨した。

此の日の兩帝御會見は、既にロシアの公報に發表せられてあつたので、世人は早くも色々の推量を廻して、必ず重大の結果を齎すであらうと豫期してゐたが、其の御會見の實況は、當時ウイヘルム二世の側近に供奉したハムブルグ駐紮のプロシヤ公使チルシュキーが、二十四日附で詳細にビューローへ申送つた報告を見るとよく分る。左に述べるところはドイツ關係の分である。

即ちウイヘルム二世は二十四日の朝を以てニコライ二世を其の御乗船に御訪問、朝餐を共にせられたのであつたが、畢つて直ちに、ニコライ二世の御船室で、兩陛下は上記の同盟條約に御調印あらせられたのであつた。此の秘密條約は前年の秋にウイヘルム二世からニコライ二世に對し聊か押附けがましい態度で石炭供

ビエル  
エル  
ス  
に於  
て  
ス  
ル  
條  
約  
に  
關  
する  
印  
調  
印



ロシア帝  
の思召の  
變化

給の事に聯關して申込まれた同盟條約案と同じ性質のもので、前年はロシア側でフランスを憚つて體よく之を握り潰して了つたのであつたが、今度は殆ど出しぬけにドイツ帝からお直にロシア帝へ案を差付け、否應なしに即刻調印を取られたのである。ロシア帝の思召が斯の如く僅の間に甚だしく變化したのは頗る奇怪に見受けられるが、これについては今日に到つてもまだ明瞭になつてゐない奇怪な事件が絡むのである。詳細の事實は後に述べる機會があると思ふから略するが、其の要領を云ふと、此の年即ち一九〇五年の夏にはモロッコ事件に關してイギリスとドイツとの間に甚だしい不和の兆候が見えた。そこでイギリス側からフランスに對して、ドイツに鋒先を向けた攻守同盟の締結を申出で、デルカッセがそれについて通牒を交換したと云ふ噂が當時頗る囂しく傳へられたのである。實否は兎も角、斯ういふ事件があつたので、ニコライ二世はデルカッセの反覆を憤らせられたものと思しく、「モロッコに關する協定すら彼はロシアへ一言の下相談もなしに勝手に取結び、而して斯かる再保險條約を帝の背後で取結ぶとは餘りの仕打である」と、ウイヘルム二世に御述懐あらせられた事から推して、帝がドイツ帝から御

提出になつた秘密條約に即時御調印あつたのも、全くフランスに對する御立腹の餘りに出た事であらうかと思はれる。

此の條約の調印には、場所が場所であり、且つドイツ帝咄嗟の御思ひ立ちであつたから、ロシアの外務大臣ラムスドルフは勿論ドイツのビューローさへも立會はなかつたが、兩帝の御署名が畢ると、ウイヘルム二世は、ニコライ二世と御相談の後、ドイツ側では供奉のハムブルグ駐紮プロシア公使チルシュキー、ロシア側では海軍大臣ピリレフの兩人に、條約の本文を示されずに各保證人としての署名を命せられた。本文は左の如くである。

プロシア帝  
の思召の  
變化

## 第一條

ドイツ皇帝及び全ロシア皇帝兩陛下は、エウロパに於ける平和の維持を確保せむがために防禦同盟條約の左の箇條を締結したり

兩帝國の一がエウロパの一國により攻撃せられたるときは其の同盟者はエウロパに於て其の海陸の總勢を以て援助すべし

## 第二條



高貴なる締盟國は何れの共同の敵とも特別平和を取結ばざることを約束す

第三條

本條約はロシアと日本との間に平和が取結ばるゝや否や直ちに効力を發生すべく、一年前に廢棄せられざれば効力を保有すべし

第四條

全ロシア皇帝陛下は該條約の効力發生の後其の一致をフランスに示し同盟者として加入を約束せしむるために必要な手續を執るべし

ウイルヘルム      フォン・チルシュキ  
ニコライ      ビリレフ

七 ビルクエースト條約とドイツ原案との相違

斯の如く調印されたる條約の本文は、豫てドイツ側から提示した案文と比べて聊か相違がある。それがエウロバに於ける平和の維持を確保するための同盟であることと、ロシアから事後にフランスに示して加入せしめることとは、同一であるが、頗る注意すべき重要な異同を擧げると、此の條約本文には、特に第四條なるも

ビエル  
エール  
スル  
スト  
の條約  
とイッ  
と案  
遠案  
と原  
相原

のを設けて効力發生の時期を特に指定してある外に、其の第一條に於て兩締盟國の一方がエウロバの第三國に攻撃せられた場合には他の一方は海陸の總勢を擧げてエウロバに於て其の締盟國に援助を與へることを相約したことである。此の「エウロバに於て援助する」といふ一項は、ウイヘルム二世が獨斷で書込まれたことで、寢耳に水のロシア側よりも、提案者たるドイツ側のビューローやホルスタインに於て、金輪際御同意申上げることのできない點であつた。即ちホルスタインの唱へた議論に依ると、此の「エウロバに於て應援する」といふ一件は、條約の折角の効力を無効ならしめるものである、何となれば、エウロバの一國でロシア又はドイツに向つて攻撃戦を始め得るものはと云へば、それは只イギリスあるのみである、そこでロシアがイギリスのために攻撃せられた場合ドイツが條約に基いてロシアの爲に戦ふとすれば、其の場處は北海バルト海の外はない、だから特に「エウロバに於て」と制限せずともドイツはエウロバ以外に於てイギリスと戦ふことは無いはずである、そしてドイツが北海やバルト海でイギリスと戦ふことは、現に海軍力のないロシアにとつて非常に有利な事である、ところが之に反してドイツがイギ



リスに攻撃せられた場合にはロシアから何等の期待し得べき利益もない、と云ふのが、反對の要旨であつた。

併しながらウィルヘルム二世のお見込は全然異つてゐた。即ち帝は、此の一項をお差加へに成る前に、豫め參謀本部に意見を徴せられたところが、其の答申には、ロシアにはインドを脅す準備がない、インドを脅すといふのは容易ならぬ仕事で、兵數といひ、準備といひ、頗る大事をとつてかゝらねばならぬのであるが、ロシアにはまだそれだけの覺悟ができてゐないとあつたので、さてこそ斯くは決定せられたのであつた。

此の兩様の見込の何れが當つてゐるかは、問題外であるが、ビュローとしては何としても上意に従ふことはできなかつたので、遂に断然辭職を乞うた。それで流石の帝も驚かれて、極めて懇切に誠意を披瀝して辭意を翻すやう仰せ下され、條約の第一條に「エウロバに於て」の句を御獨断でお差加へになつたことを、しみじみと後悔せられた。ビュローも亦、知遇の厚いことを感銘して、帝の誠意に動かされ遂に辭職を思ひ止まつた。そして其の結果、條約の中から「エウロバに於て」の句

を削り除くべきか、或は又、此の一句を其のまゝに存して置いて、ドイツが若しイギリスから攻撃せられた場合にエウロバ以外にも特にロシア兵を動かすことをロシアに同意せしむべきかを差當つての問題として、ビュローは苦心して策を練つた。

遂にビュローは長文の宸翰案をドイツ文で起草して、之をウィルヘルム二世御得意の極めて巧妙且滑脱なるイギリス文に御翻譯を願ひ、文辭を以てニコライ二世を感動せしめることに腹案を定めて、取敢ず先づホルスタインの意見を求めた。此の案はドイツ帝に於ても内々御同意のものであつたが、ホルスタインの意見は、「假令彼の條約には不満足の句があるとしても、一方イギリスに對するロシアの意思を明かにして萬一の場合フランスに對するロシアの押を期待し得るものであるから、ドイツにとつて有利である。然るに只今彼の一句のために其の修正を提議するに於ては、ラムスドルフをしてそれを機會に修正を提出して條約全體を無効に歸せしめむと試ましめるに至る虞がある。だから此の際ビュルクエー條約を修正する提議は勿論、總て此の問題については何事も言ふところのないのが利益



であらうと思ふ」と云ふにあつたので、ビューローは取敢ず宸翰の草案にホルスタインの意見書を取添へてドイツ帝のお手許に差出した。すると帝は其の意見書を見そなはせられて、ホルスタインに御同意あらせられ、結局ニコライ二世に修正を通知する宸翰を差送らせらるゝことはお取止めとなつて、やがてウイッテがポーツマス談判を畢つて歸朝して来る途中に彼を要し、ドイツの方針に同意せしめむとする方策を執られた。

#### 八 ウイッテのイギリスに對する反感

九月九日、平和條約はポーツマスに於て遂に調印を見たので、ウイッテは歸朝の途に就き十九日パリに着いたが、これより前、ウイッテは九月四日附を以てニコライ二世に宸翰を寄せられ、ウイッテが歸朝の途中ドイツに立寄つて會見することを求められたため、ロシア帝から其の旨の勅命がウイッテに降つたので、命の如くベルリンに立寄り、二十五日先づビューローと會見し、畢つて、當時ウイッテは九月四日附が御滞在あらせられたロシア境の獵場ロミンテンの離宮に赴いて、二十六日ドイツ帝に拜謁し、其の夜は離宮内に一泊した。

ウイッテのイギリスに對する反感

此のウイッテは常々イギリスに對して反感を抱き、大陸諸強國の間で同盟を結んで之に合衆國をも差加へ、其の合同勢力を以てイギリスを打挫かむとする意見を蓄へてゐたので、ビューローは彼と會見の際に、ドイツの方針を懇々と説明し、ドイツとしてはロシアと協力してイギリスに對抗し、フランスとは和解を欲する精神であることを告げ、ウイッテの心が少からず動いたらしいのを見て取つて、其の日の會見の顛末を委しくドイツ帝に報告するところあつたが、ロミンテンに於てウイッテはルム二世は、此の隣國の重臣を最も鄭重に待遇せられ、ベルクエー條約の内容に論じ及んで、エウロパ大陸の三強國たるロシア、ドイツ、フランスが此の際協調の關係を結ぶことの必要を切言あらせられた。此の皇帝が熱心に論せられたことは大體論としては勿論ウイッテの賛同するところであるので、彼は甚だ満足して之に傾聴した。

二十七日の朝に至つて、ウイッテが辭去せむとする、ドイツ帝はニコライ二世帝に宛てた一封の宸翰を托せられた。此の宸翰に對しては、後日に、十月七日附ニコライ二世からの御返翰が、當時グリックスブルク御滞在のウイッテに送られた。



手許に届いたが、其の文面は左の如くであつた。

(前略)君も御承知の通りポーツマス平和條約は數日の中に調印せらるべく候、されば我等のビルクエー協約も現存するに至るわけに有之候。此の莫大の價値を有する文書は、總ての側に其の義務を忠實に又公明に履行するやう一層鞏固にせられ明瞭にせらるべき儀に有之候、大問題はビルクエー條約第四條により君が今後の組合せを適正に呼ばるゝ如く有力なる大陸聯合を築き上ぐるために我等の新防禦同盟にフランスを引入るゝことに候、若しフランスが我等に聯合することを拒絶致すとせば、當に第四條が消滅するのみならず、尙又第一條の意味も根本より變化せらるべく候、何となれば現在の本文による其の義務は、何れものエウロパの一國並にロシアの同盟たるフランスを指すが故に候、ビルクエーに於て君の御滞在中、予は予の父が調印せる文書を携帯せず候、しが、該文書はフランス・ロシア同盟の原則を明白に規定致し候ものにて、それには二國の間に何等かの軋轢が起り得べき一切の場合を勿論避居候、然るに今度、フランス政府が我等の新條約に加入するやう勸説して然るべきや否やにつき相探り候

ロシアの皇帝  
ドイツの皇帝  
に對する  
返答

目的にて歩を進め候ところ、此の事は頗る困難の事業にて、其の自由意思に由り當方へ打向ひ候様相成るには久しき時を要するが如く相見え申し候、慌だしく事を取急ぎ候ては、フランスは敵の腕に押遣らるべく、申込の祕密は保たれ申すまじく候、故に予はビルクエー條約の効力發生は、フランスが如何に之を觀るかを我等に於て承知致し候まで延期すべき儀と存じ申し候。フランスが絶対に我等二國に合同することを拒む場合に於ては、一八九〇年三國同盟の成立以來、フランスに對するロシアの義務と十分に一致せしめ候ために、第一條及び第四條の辭句を變更すること必要なるべく候、予はフランスに我等と合同せしむるやう精々努力致すべく候、希くはビルクエー條約は我等の國々並に我等の相續人の將來の平和及び福利を擁護するために堅固なる保證とならむことを。イギリス政府が新しきイギリス日本同盟について我等に致し候通告は、我が國に於て一般に惡しく、いらだたしき感觸を起し申し候、これよりはイギリスの最後の賞讃者も此の邊にて口を閉づべくと存じ申し候。(下略)

#### 九 ウィットのビルクエー・スランド條約反對



此の返翰は、先づ以て返翰としては餘りに日附がおくれてゐることが目に著くが、これには勿論仔細の存したことである。ウイッテはかねがね平和論者で、できる事ならばエウロパ諸強國の戦備を撤廢して、其の費用を大艦隊の建造に廻し、此の大艦隊の威力を以てロシアの國威を世界に振はむと欲したのであるから、今回ドイツ帝の思召で成立つた密約の精神を承つて深く歡喜したのであつたが、其の詳細の規定については何等の仰出されもなかつたので、これは歸朝後にニコライ二世から拜承するやうにとの思召であらうと心得た。ところが歸朝早々ラムスドルフに會うと、彼は一應の挨拶を済ませるや否や突然に、「君はビルクエーの協約を眞實に賛成するのか」と聲を擧げて尋ねた。ウイッテが「其の通り」と答へて、平生の持論たるロシア・ドイツ・フランスの協商の成立を望む旨を述べにかゝると、ラムスドルフは急に之を遮つて、「でも、君はビルクエー條約の成文を読んだのか」と叫んだ。ウイッテがまだ讀まぬ由を答へると、伯は其の成文を出してウイッテに突きつけた。ウイッテはそれを一目讀むで初めて驚いた。協約文の示すところに依ると、ロシアとドイツとは、フランスをも包含するエウロパの一國がロシア若くはドイツ

ウイッテのビルクエー條約  
反對

に對して戦を起した場合には互に防戦の義務を負ふことに成つてゐるのである。此の規定の如くば、若しフランスが自國の都合でドイツに打つてかゝつたときにはロシアも亦條約の趣旨に隨つて、假令フランスが同盟國であるにしても一緒に之を討たねばならぬのである。次に又條約の命ずるところに隨ふと、條約の效力發生後ロシアはフランスに申込むで同盟に加入させる手はずに成つてゐるが、若しフランスが加盟を拒めばそれまでの事で、結局防禦同盟はロシアとドイツとの間にのみ存する事となる、そして若しもロシアがエウロパの一國と戦ふ事があれば、ドイツは當然ロシアを應援する義務を負ふが、ドイツはアジア方面に於て實際にロシアに應援することはできないから、此の義務は結局無効である、此の事はロシアの弱點たる遠東に於て殊に然りである、これでは條約はロシアにとつて少しも利益ではない。そこでウイッテはラムスドルフ伯に向つて、「斯かる協約は如何なる値を拂ふとも必ず破毀せねばならぬ、ポーツマス條約を批准して斯かるビルクエー協約の效力を發生させる位ならば、寧ろ日本と戦を續けた方がよい」と聲明し、なほ語をついで、「これは如何にも甚だしい、此の條約は我等をフランス人の眼中に



不名譽とする、斯様な事は君が關係せずにはできる事でないが、君は知らぬと云ふのかと聞いた。伯は一向知らなんだ旨を答へた。

ウイッテは早速皇帝に言上せねばならぬと思つたが、自分は内閣議長で、皇帝に咫尺して政務を言上する資格がないし、ラムスドルフ伯も名望の高い外務大臣ではあるが、陛下を動かすだけの大きな勢力はないので、此の上はニコライ・ニコラエウイチ太公にお継り申す外はないと考へた。此の太公ならば陛下の御信任も最も厚いばかりでなく、例の交霊術信仰の關係よりして大なる勢力を有せられ、又個人としても熱誠の勤王家である上に、外務大臣よりも先に密約の性質を承知せられたらうと信すべき理由があつたからである。そこでウイッテは早速太公に面謁して、協約の廢棄について陛下の御同意を得るやうお取做しを希望し、爾餘の事はラムスドルフ伯の處分に任せて可なりと信する旨を陳べたところが、太公はウイッテ陳述の要旨をつかまれたと見え、早速皇帝と協議すべき旨を約束せられた。

次にウイッテは又、ビュルクエー協約に署名した海軍大臣のピリレフに會つて、閣下はビュルクエーに於て何に御調印あつたか御承知であるかと聞いた。すると海軍

ウイッテの協約  
廢棄運條

ロシヤの御前  
會議の決定

大臣は、「一向に存せぬ」と答へ、なほ言葉をついで、「予は何か知らぬが兎に角重大の文書であるとは思つた、しかし一向何事をも知らぬなりに調印せねば成らなんだ、最初に陛下は予を御座の間に召されて、實に思ひ懸けもなく、アレキセイ・アレキセエウイチ、卿は朕を信ずるか」と仰せられた、勿論外に何ともお答の仕様はなかつた、すると陛下は次いで、然らば此の紙に署名せよ、これには卿の見受ける通りにドイツ帝と朕とが署名した、又ドイツ側では適當の官職の者が副署した、そこでドイツ帝は朕の國務大臣の一人が副署することを要求せられる、重ねて申すまでもないが、朕は既に此の書面に署名したのであると仰せられたと告げた。

是等の事があつてから數日の後に、ウイッテはペテルホーフの御殿に召された。參つて見ると、既にニコライ太公とラムスドルフ伯とが上つてゐた。陛下は改めて一同を御前近く召され、其の場で臨時會議を開かせられたが、其の席上に於て、ビュルクエー協約は廢棄せられねば成らぬといふことに決定した。ニコライ二世は少からず御困却の體に拜されたが、止むを得ず條約の廢棄を御承引あらせられ、必要の手續を取るやうにとラムスドルフ伯に仰せつけられた。そこでドイツ帝へ



の御返翰の趣旨も同時に決定して、前掲の如き取紛らした辭令で一時を糊塗することになつたのであつた。

### 一〇 ドイツ・ロシア兩帝の往復宸翰

ウイヘルム二世はロシア帝の返翰を見そなはせられて頗る失望せられた。しかしそれ位の打撃で引下がられる帝ではないから、更に折返して又ロシア帝に宸電を送つて、其の寫を同時にビューローまで下げられた。宸電の御趣旨は要するに、「條約の文言は我等がビュルクエーに於て一致したる如くならば、ロシア・フランス同盟と矛盾するものでない、勿論此の同盟は直接に我國を覬ふものではない、そして又他方に於てフランスに對するロシアの義務はフランスが其の行狀に依つて之を受くるに値するに止まるのである。君の同盟者は全戦役の間、君を著しく不利の位置に差置いたが、ドイツは中立法規を破らない限りできるだけのあらゆる方法で君を助けた、此の事は情誼上我等に對しての義務をロシアに負はせる、そして此の間にデルカッセの不用意のためにフランスは君の同盟者でありながらイギリスと協約を遂げ、予が君竝にフランスの同盟者たる君の國を助けるために精々努

ドイツ帝  
ロシア帝  
對する  
宸電

力してゐる間に、彼等は恰も平和談判の最中に、イギリスの應援で我がドイツを脅さむとしたことを世界に示した。斯の如きはフランスが再びしてはならぬ試験で、其の再舉に對しては予は君の保護を望まざるを得ない、尤も予と雖も、我等に合同するやうにフランスを説き諭すには、時も、勞力も、忍耐も要することについては、君と十分同意見である。(中略)我等の條約は建物を築き上げるのに甚だ好い基礎である。我等は手を結んだ、そして我等は盟を聞召された神の前に調印した。故に予は條約は效力を發生するであらうと考へる。しかし若しも君が將來或は異つた場合のために辭句或は箇條に何等かの變改を望まらるならば——例へば甚だ有りにくい事ではあるがフランスの絶對拒絶の場合——予は喜んで君が予に提示して然るべしと考へらるる何等かの提示を待つものである。是等の提示が予に爲され、同意せらるるまでは條約は在りのままに我等に依つて支持されねばならぬ。(中略)我等の調印したる條約は君の同盟に干涉することなく正當に進む方法である、調印せられたものは調印せられたのである、神は我等の保證人である、予は君の提示を待つであらうと云ふにあつた。



ロシア帝  
に對する  
宸翰

ニコライ二世は之に對して、遂におくれて十一月二十三日附で、ツァールスコエセロから親筆の宸翰をドイツ帝に寄せられた。其の文は左の如くであつた。

先般予が君に書を寄せて以來六週日を経過した。此の暫時の間には種々の事柄が起つた。何よりも先づ予は我等のビルクエー條約の問題に立戻らねばならぬ。彼の條約が調印せられた時には、日本との戦が繼續中で、フランスが加入の用意をする爲に十分の暇があつたことを君も記憶せられるであらう、ところが其の後の出來事は我等三國の條約に少くとも差當つてフランスを引込む仕合はせが多かるまじく見える。ロシアは其の古い同盟國を出しぬけに打棄て若くは之を凌辱する理由を持たない、我等の勢力をして効果あらしめむがためには、注意深く又忍耐強くなければならぬ、そして又随分ゆつくりと構へねばならぬ。併しながら若し結局フランスが我等の協約に合同することを拒むやうな事があつたら甚だしい困難が起るであらう、其の場合には唯ドイツとロシアとだけが條約に残るべきで、若しビルクエーの祕密が洩れたとすれば、必ずや我等二國に對しての強固なる聯盟(クリミア同盟等)が組織さるるに至るべきこと

ロシア帝  
の要求は  
條約の聲明  
に附

を予は斷然保證する、さりながら君が正しく云ふ通り、調印したものは調印したものである、同一の忠誠は予の父によつて調印されたものを履行する義務を予に負はしめる、これは筆の一揮によつて取消することはできない。さればドイツの新條約の條項を忠實に履行し得むがためには、ロシアはビルクエー協約に聲明を附け加へて之を補足することを必要とする。事件の全體はこれで明確になる、そして予は君が我等の協約其のものには何等の變改をも予が望まぬことに賛同するであらうと信ずる。(下略)

## 附 錄

## 聲 明

一九〇五年七月二十四日、ビルクエーに於て調印せられたる防禦同盟條約にフランス政府の即時の加入——該條約第四條に於て見込まれたる加入——に反抗する困難に鑑み、彼の協約の第一條は、フランスとの戦の場合に於て何等の適用をも受けず、而して彼の國をロシアに結びつくる相互の契約は、三國の一致が設定せらるるまで完全に維持せらるべきこと勿論とす



## 第十一章 モロッコ問題

## 一 ドイツ皇帝とイスパニア皇との會見

二十世紀の初め、モロッコは國運傾き制令紊れて、外國關係の案件類に起り、殆ど紛争の絶間がなかつたので、一九〇四年三月、ドイツ政府は遂にたまりかねて軍艦をタンジエルに派遣し、ドイツ領事メンツィンゲン男を掩護せしめむとした。

此の時恰もウイヘルム二世は地中海を巡遊あらせられ、イスパニア皇アルフォンソ十三世とビホに御會見あつたが、其の月十六日附を以てビューローに仰せ出された趣旨に依ると、此の御會見に當つて、帝は皇とモロッコ問題につき懇談せられ、皇がフランスと取定められた協約を意義あるものとして賛同せられたとの事で、なほドイツとしては彼處に於て何等の領土の獲得をも欲しない、只解放せられた港灣と鐵道敷設の特許、工業品の輸入とを希望する、ス、河口(即ちアガデル)に望を置くことは實利に適はないと考へる、其の代りにフェルナンド・ポーを買入れねばならぬとの御上意であつた。されば三十日附で、ビューローが軍艦派遣を請うた上奏に對

ドイツ皇帝  
とイスパニア皇  
の會見

しては、供奉のチルシュキーからメッシナ發四月三日附の電報で上意を傳へて來て、ドイツが單獨でモロッコに對し海軍の行動を起す事は、モロッコ問題の現状に鑑みて全く時宜に適はずとの思召である、今日までに上奏せられた相一致したる諸報告に據れば、イギリス・フランスとの關係談判は既に甚だ捗つた程度にある、イスパニアとも打合はせた二國の完全なる合同は恐らく成立したらうと見受けられる、此の瞬間にドイツが一方だけの軍事行動を起すならば此の國々の不信認を喚起すのは疑のないところで、我等が屢々聲明し、又、ビホに於て陛下がイスパニア皇に向つて、我等はモロッコに於て何等の専有權利をも競望せずと明白にお繰返しになつた御證言に對する信仰に動搖を來し、我等の政策に二枚舌の極印を打たれることにならう。されば叡慮に於かせられては、ドイツ側からモロッコに對して武力の壓迫を加へようとするには、先づ以てモロッコに對する我等の苦情をモロッコに最も利害を有する三國に詳細の事實を具して精密に通知することが肝要である。なほ因みにモロッコ政府の態度に對する療法は、單にドイツの利害のためのみではなく、同様に又一般エウロパ人の利害の繁るところである。だから前に擧げた三政



府の後援協力によつてモロッコに於てエウロパの受けた不面目を拭ひ去ることができれば、ドイツはそれで満足する、ドイツがイギリスフランスと共に事に與かる由を知つたら、それだけでもモロッコ政府は退讓の態度に出るであらう、と仰せ出された、との事であつた。しかしビュローは、此の目的を達せむがためにパリ、ロンドン、及びマドリッドに交渉するに於ては、其の結果或は近く提出すべき新海軍法案に對して望ましかる影響を與ふるに至らむことを惧れた。

## 二 フランスイスパニアの妥協困難

既にしてフランスはイタリアと接近してトリポリを譲り、其の代りにモロッコを棄てしめてイギリスと協商を遂げたが、イスパニアとの妥協は仲々容易でなかつた。それは、元來イスパニアはモロッコとの關係頗る深く、其の人民は早くからモロッコ沿海地の處在に居住し、ジブラルタル海峡の對岸には古い時代から領土を持つてゐる始末であるので、モロッコの沿海地は全部之を自國の勢力範圍と心得、其の領地に連なる廣大の奥地を領分として、タンジエル及び其の周圍地の警察組織並に憲兵の編成に是非ともあづかりたいとの希望を前から抱いてゐたのに、デルカッセは

フランスの妥協困難

イスパニアの妥協困難

これに對して、モロッコはフランスに屬せずとの見地を固く執つて動かさず、随つてモロッコの領土を宛行ふことはできないとしてイスパニアの要望を撥ねつけ、今に十年も立つたら、フランス勢力の性質及び範圍が略定まるであらうから、それまでの間イスパニアは具體的の協約を辭退したらどうか、此の期間の過ぎた後には當方に於ても或る程度まではイスパニアの競望に留意しよう、委細の事は其の時になつて徐ろに協議するであらうと言ひ聞けたから、イスパニア大使の如きは、殊に此のフランスの押附がましい態度に憤慨したが、現下の形勢では到底それ以上の事を要求したところで、承諾を得られさうな見込がないので、十月六日、遂にイギリス・フランスのモロッコ協約に加入した。

斯くしてフランス側の基礎は大部分固まつたが、フランス政府は協約を其のまま公布したならば、或はモロッコに於て事變を醸さむことを惧れたので、これを秘密とし、只モロッコ領土の保全、モロッコ主權の維持、モロッコ行政改善の指導を主眼として協約が成立つた旨を披露するに止めた。しかし政治上の指導といふ觀念は完全なる主權と相容れないものであるから、直ちに其の點について國際法上の疑問が



起つた、そして第一に之に突つかゝつて行つたものはドイツであつた。

### 三 ホルスタインの覺書

當時ドイツ政府がモロッコ問題について執つた方針は、一九〇四年六月三日附のホルスタインの覺書に審である。それには左の如くある。

エジプト・モロッコに關するイギリス・フランス協約に依つてイギリスはエジプトに於てフランスはモロッコに於て利得を獲た。而してイギリスはエジプトに於て正當の利害を有する國々と豫め諒解を遂げてから之を得たが、フランスはこれに反して、イギリスの希望に應じて只若干の領土上の讓歩をイスパニアに致さむとしたゞけで、此のイスパニアの利害を別としては、一切の第三者の正當なる利害を全然無視してモロッコの兼併に取りかゝつた。これについて疑ひもない確な事實は、フランスのモロッコ漸次吸取のために第三國が受ける損害は、エジプトの國體更新の爲に起るべき被害缺損の程度よりも限なく甚大であることである。エジプト・モロッコ協約の第四條には、兩締約國は關稅並に鐵道賃金につき同等の取扱を受くべしとある。此の狭い交通の自由は曾て外國商業・外國工

業を一切のフランス植民地及び保護領土から驅逐したやうに、又モロッコから驅逐することをも妨げぬであらう。殊に到るところで、鐵道・鑛山の特許に於ても一切の政府の注文に於ても只フランス人のみが指定せられるのが常例であるから恐らくモロッコに於ても同様であらう。モロッコは今日に到つてもドイツが其の交通のために自由に競争し得る僅少の國の一つである。モロッコは今や鐵道網を張り始めむとしてゐる時であるから、フランスの專横によつてドイツの被るであらう損害は正に大きいであらう、しかしそれよりも一層憂ふべきことはドイツの協力なしにドイツの利害に立入ることを我等が黙つて傍觀してゐるためにドイツの體面が受けるところの損害である。凡そ大國の要務は其の領土内の保護ばかりではなく、又國外に於ける正當の利害をも防護せねばならぬ、そして此の意味に於て正當とすべきものは他の一層強い權利と對立せぬ一切の利害である、フランスがモロッコに於いての隣國として我等よりも一層強い權利を有するとは如何にしても承認し難い事である、近隣と云ふことから引出した獲得の權利を若し承認するならば今までの國際法を覆して奇怪なる結論



に達するであらう。ドイツは實質上の理由からばかりでなく、其の威信を保持するためにも亦、フランスによつて企てられたモロッコの兼併に對して異議を唱へねばならぬ、其の理由は次の如くであらう。フランスによつて公然計畫せられたモロッコの吸取は、外國の自由競争を差止め、それによつて第三國殊にドイツの利害に、今日に於ても又後日に於ても手痛い損害を加へる。フランスは利害を有する國々に對して了解を求めらうとは我等が久しく確信してゐたところであつたが、しかし此の事はドイツが關係する限に於て起らなかつた、さればドイツ政府はドイツの利害のために自發して陛下がイスパニア皇に仰せられた如く、モロッコに於て我等は自由なる商業と交通とを求め、これを餘儀なくされた。然るに此の方針は遂にフランスの兼併によつて消滅せむとしてゐる。證據はチュニス、トンキン、マダガスカル其の他にある。此の説明を以てドイツ政府は一國が中立地方に於て他國の同意を得ずして其の利害を毀損する弊を根本から覆すことを目的とする(下略)

#### 四 ドイツ外相のバリー駐紮ドイツ大使宛訓令

又、ビュローが七月二十一日附でノルデルネイからバリー駐紮のドイツ大使ラドリンに送つた秘密訓令には左の如く見えてゐる。

フランス・イギリス協商が締結されるまではモロッコの政治上の將來について何等定まつた方針はなかつた。此の國は海事または殖民地に關して競望を有する一切の國々に對して無制限に開かれてあつた。ところが本年四月八日の聲明によつてイギリスは是等の國々の列からフランスの爲に引別れ、フランスの都合を利益ある代物から殆ど專賣物にまで高めた。ドイツがモロッコに於て政治上に立脚する可能性は此の聲明によつて制限せられて、全く空想とはならぬまでも、それ自身に於て我々に重大なる不利となつた。しかし損害の層痛切に感ぜられることは、モロッコに於ける談判が我等を引合に出さずに行はれ、イギリスとの一致が達せられた後とでも、フランスは我等を全然度外に措いた事である。なほそののみならず、フランスはモロッコに於て行動の自由を得た、ゆゑに、イギリスには高價を支拂うたが、ドイツに對する代償の給與については毛頭も考慮せなんだ、若し我等が斯の如くして得られたフランスの政治上の特權を今

ドイツ駐外  
大使宛  
訓令



直ちに承認するとしたならば、我等は何等の代償もなしに自ら我等に損害を加へるのである。故に我等は斯かる承認を成るべく長く避けてゐるべきであらう。されば差當りモロッコに於ては現状の維持を唱へ、なほ又四月八日の聲明にも調印せなんだ國々は、モロッコに關して只イギリスとフランスとの間のみで取定めた協約からフランスの趣旨利益に適ふ結末を引出さぬやうにするのが、結局我等のためであらう。言を換へていふならば、モロッコに於ける一切の權利は、フランスが彼處に關係の有るイギリス以外の諸外國に對して問題を條約に依つて規定する覺悟を立てぬ間は、之を従前通り無制限に執り行ふのが我等の利益である。政治上の不利益よりも一層重大で且つ緊急なのは本年四月八日の聲明によつて我等の産業上商業上の利害がモロッコに於て脅されることの危険である。モロッコとのドイツ商業は最近十箇年の間に於て年と共に増加し、今やパリに於ても認められてゐる通り略ぼフランス商業に匹敵する。遠洋航海業に於てもモロッコ沿岸航海業に於ても、ドイツ國旗は幅を利かしてゐる。ドイツ商人は殆ど總てのモロッコ港町に營業し、本來の商業と聯絡を取つて農業を兼ね、内

地の一層廣大な農圃事業を不必要とする、またドイツ鑛山業者もモロッコに眼を著け、競争の益々烈しい鐵鑛の從來の原産地を補足するために、豊富なモロッコ鑛石を求める。されば自由な賣込無制限の産業經營がなほ可能なる國々の追々減少する折柄、モロッコは我等にとつて侮るべからざる意義を有する。然るに恰も聲明の規定は、此の點に於て損害を與へ制限を加へる、フランスが其の約束通りモロッコの政治上の獨立に手を觸れぬ間は、彼處に於ける我等の商業關係は、一八八〇年七月三日のマドリッド協約、一八九〇年六月一日の廢棄し難きドイツ・モロッコ通商條約に依つて最惠國條款の原則に基き保障せられたる法律上の基礎を有してゐる。我等は之に依つて關稅についても又沿岸航海業についても保障されてゐる、しかし鐵道賃金を別とすれば諸條約も又最惠國條款もモロッコ行政廳の支拂事務特權の許與に效力を持たない、此の二件は行政行爲であつて條約が何等規定せぬところである。聲明第四條の末段なる保留によつてフランスはイギリスの同意を以てモロッコに於ける國權の此の二項を全く其の手に收め、何等かの外國の競争をフランス側利害者のために遠ざけることを明らかに目



的とした。(中略)斯かる專賣取扱は、かねがねフランスに行はれてる習慣に相應する事で、其の領土勢力範圍の地方を、成るべきだけ外國並にフランス以外の企業に鎖さうとするのである。モロッコ的一般人民は貧困で不自由に満足してゐるから、産業の情況はこれで定まり、政府への納入が外國輸入貿易に重要な位置を占めることになる。そして又恐らく將來もさうであらう。スルタン政府との取引、殊に兵器の注文については、從來大部分ドイツの手を経てゐたところが、フランスの計畫してゐる制限は、ドイツ商業を此の見込の多い賣込地から驅逐し、又、特許の事について云ふならば、ドイツ工業は其の重きを置くところの將來發展の望の多い活動地を喪失するに至るであらう(下略)

### 五 マドリッド協約の規定

此のピエローとホルスタインとの兩人が唯一の論據としてゐるのはマドリッド協約の規定である。抑もマドリッド協約なるものはモロッコ居住のユロパ人の生命財産を保護せむが爲に、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、イスパニア、アメリカ合衆國、フランス、イギリス、イタリア、ノルウェイ、オランダ、ポルトガル、スエ

マドリッド協約の規定

ーデンと以上十三箇國の全權委員が、一八八〇年の四月から七月に互り、イスパニアの首都マドリッドで會議をして、七月三日附で決定した協約で、是等の國々とモロッコとの通商條約は皆此の協約に根據を置いてるのである。そして此の十三箇國の中で、イギリス、フランス、イスパニアの三國は今や互に協商して、此の協約から脱退したが、ドイツ以下九國のモロッコ居住民は、依然として此の協約に依頼して安堵してゐるわけであつた。されば他のイギリス、フランスに比べては桁こそ違へ、兎にも角にもモロッコに於ける三大通商國中の一國に備はつてゐるドイツとしては、國家の威信を保持する必要から言つても、又、列國の信頼を固める必要から云つても、將又、自國商工業を振興する必要から云つても、此處一番フランスに對して強硬の政策を執るべき理由があつた。ところが此の時恰も起つたのがフランスのモロッコ内政干渉事件であつた。

### 六 フランスのモロッコ内政干渉事件

一九〇四年夏、フランスはモロッコ行政の改善を勸告する計畫を立て、タンジエル駐紮のフランス公使サンルネ・タイヤンヂェーを其の事に當らしめた。彼がモロッコ



の首都フェズに入つて勸告せむとする改善の要項は、タンジエル駐紮のドイツ公使館事務官キュールマンからのビューロー宛十一月二十八日附の報告に依ると、

- (一) フランス教官によるモロッコ軍政の變改
- (二) 外國の政治勢力を脱離するにつきフランス・モロッコ條約の調印
- (三) モロッコ財政の監督

の三項であつて、若し之を完全に施行するとなれば、恰も保護權を設定したのと同じことに成るのであつた。

其の後フランス公使は、十一月十八日に至つて、其の談判一件を一九〇五年一月まで取敢ず延期することゝしたが、これはモロッコ黨の反抗運動が效を奏したもので、續いて十二月十七日附の報告に依ると、モロッコのスルタンは、此の度財政上の都合によつてエウロパの傭職員全部を解職する由の同文通知書を、フランス・イギリス・イタリアの各公使館に送つたので、タンジエルの形勢は急に緊張し、二十三日フランス公使はフェズ行を中止して、彼の地に在任若くは居住するフランス人に對し、十三日以内に至急海岸へ向けて出發を命じ、二十七日にはイギリス公使ニコル

フランス  
の内政干  
渉事件

ソンも亦、ロンドンからの訓令に基いて、居留民のフェズ引上を命じた。しかしドイツ・アメリカ・イスペイン・イタリア等の諸公使は、引上準備の警告だけはしたが、なほ追つての命令を待たしめたとの事であつた。

斯くして事件は俄然容易ならぬ進展を示さうに見えたが、此の場合イギリスは一切の責任をフランスに負はせて、自らは手を下すことを避けた。そしてロシヤ・アウストリア・ベルギーは無頓着に見えた。フェズ駐在のドイツ領事は何處までも踏止まつたが、形勢が彌々惡變するにつれて、爾餘の外國代表者たちは、首都に一名も居なくなつた。この際フランスの執るべき態度は頗る慎重を要した。そしてイギリスは之を支持した。此の場合イギリスがモロッコに於てフランスを援助したのは固より當然の事であつたが、爾餘の諸國がモロッコに於ける其の利害をフランスに供託せなんだのもこれ亦當然であつたかも知れない。ドイツが一切差控へて黙つて経過を視てゐたのは、畢竟お得意大事と心得たからであらう。

しかし、事は容易に落着した。二十八日附でフランス公使館書記官シエリセイ伯から本國政府に致した報告に依ると、フランス公使からは、スルタンに向つて、フラ



ンスとの共同事業の重要分子を原則として存置する方針にスルタンが違はるべき旨を書面を以て申立てられたい由を要求したのに對して、スルタンからの返書は、少しも其の「方針云々」の事を記述せず、單に「誤解に基いて起つた軍事派遣員の罷免を遺憾として之を取消した由」を通知するに止まるものであつたが、フランスはこれで満足して、首都引上の命令を撤回した。此の意外に早い落着は一見頗る不可思議のやうであるが、當時は恰も日本・ロシア戦役の最中であり、而もロシア側は負が重なつて、旅順の陥落も最早目前に迫つてゐる有様であるのに、第二太平洋艦隊の進航可能性は未だ定まらず、一方ドイツ國境のフランス防備軍は一兵と雖も動かし難い情況で、モロッコ出兵の事は容易でないところへ、タンジール駐紮の外交團は、若し此の際フランスがモロッコに出兵するならば、それは同國に於ける一切のエウロパ人を虐殺する相圖となるであらうとの懸念を持つてゐたので、彼是の事實に鑑みて、コム内閣は手柔らかい措置に出たものであるらしい。

#### 七 スルタンのモロッコ國民議會開催

翌一九〇五年の一月になると、スルタンはモロッコ全國から有力者を召集して國

のフラン  
コモロッ  
コ干渉事  
件落着

のスル  
タンの  
國民議  
會開催

民議會を開催し、これに行政改善案を審議させることとした。これは勿論フランスからの談判に豫め備へる對抗策であつたが、此の方策は圖に當つた。此の月二十五日、フランス公使は特使としてフェズに入り、スルタンと會見した上、モロッコ政府と行政改善の事を談判したが、其の事は既に議會に案を提出することになつてゐたので、談判は一向に捗らなかつた。

國民議會は二月二十二日を以て開會式を挙げ、フランス公使も之に臨むた。當日、公使は其の式辭に於て、フランスの趣旨に適ふ廣きに互る内治の改善の必要であることを唱へたが、其の中で、フランスの提議はタンジールに於ける他の外國代表者の同意(二十三日附ドイツ領事フラスセル第一回報告)又は外國人の賛同(三月七日附フラスセル第二回報告)を得た由を述べたといふので、端なく問題が起つた。此の事については、なほ別にフラスセルの報告してゐるところに依ると、二月二十一日にフラスセルはスルタンに拜謁したところが、スルタンは、フランス公使がエウロパの委任を披露しはしないかと頗る懸念してゐられた折柄であつたので、若し公使が一般の委任を披露したならば何と答へて可からうかと問はれた、そこでフラスセル



は、争はせ給へ、我等の側からは左様な委任を與へたことは御座りませぬと奉答すると、スルタンは、委任が曾て與へられなかつたことを神とドイツの友誼とに依頼すると仰せられた。其の後四月二十一日に至つて、フランス公使は實際にエウロパの委任を受けた由を申立てたとスルタンはフッセルに明言せられた、この事である。が、なほ四月五日號のフィガローには、サンルネ・タイヤンヂェーの言として、フランスは利害を有する種々のエウロパ諸國と協約を取結び、フランス側から犠牲を出して、是等諸國の委任引受者となつた、この言ひ分が掲げてある。フランス公使がモロッコ政府と行政改善の談判を開始するに當つて言上した言葉の言ひ廻しと語調とで、或は諸國の委任を引受けたと述べたかのやうにスルタンには聞こえたかも知れぬが、公使がよもや左様な事を明言したらうとは思はれない。しかし兎にも角にも此の噂はドイツに屈強の武器を提供したものであつた。

#### 八 ドイツ帝のタンジエル上陸

一九〇五年の夏、ウイヘルム二世は地中海巡遊の計畫でハムブルグ丸に御搭乗、三月二十三日を以て御出發あらせられ、同三十一日にはタンジエルに御入港、四時間

御假泊の豫定であつた。ところが此の事についてビューローは、ノルド・ドイツ・チエアルゲマイネツァイツングに旨を傳へ、其の三月二十日號の社説に於て左の如くロンドン・タイムスの記事を引用させた。

「昨日タンジエルよりタイムス社に宛て左の如き來電ありたり、フエズに於けるフランス特使の失敗は、日々に公然のものとなり、モロッコ政府とドイツとの接近は日々に著明となりて現る、故意か不用意か、フランス公使は自身が雷にフランスのみならず、實際に全エウロパを代表するものなることをスルタンに了解せしめたり。スルタンは此の事につき直ちにドイツ代表者に釋明を求め、事件はドイツ政府の耳に達したり。ドイツ政府はモロッコに關しての如何なる協約にも與らざるのみならず、斯かる協約の存在について公然未だ何の知るところもなし、而して又モロッコの保全は確保せられあること勿論の議と思惟する旨を聲明したり。此の點に於てドイツの権利は確實にして、今日ドイツの勢力がモロッコに於て優越なるは其の成功を示す。ウイヘルム帝の豫定の御訪問は土人の間に大なる満足を起したり。帝は公式の名譽表彰のみならず、モロッコ全國民の歡喜



を以て接待せらるゝならむ」

これは斯くしてドイツ帝の御心を陵り奉らむが爲で、此の論説が豫定の如く紙上に現れると、ビューローは早速之れをお手許に發送し、陛下のタンジエル御訪問はデルカッセ氏を困難に陥らしめ、其の計畫を蹙躓せしめ、モロッコに於けるドイツの産業を大いに奨励することゝならうと申し送つた。しかしドイツ帝は此の事に餘り御氣乗がないらしく、翌二十一日附で來た宸電には、朕の訪問をドイツ居留民やモロッコ人は切實しようとし、イギリス人は又成るべく高値に之をフランス人に賣附けようとして種々の準備をしてゐる。直ちにタンジエルへ向けて朕が上陸せむことは甚だ覺束ない。朕は一旅人として微行する、されば謁見なく接待なしと電報することゝあつて、寧ろ御不興であつた。光風霽月の行樂中に高等政策めいた事に觸れることは成るべく避けたいと思召されたからであつた。

二十九日、帝はリスボンに御到着、同地駐紮の公使タッテンバハ伯は、曾て長くタンジエルに在動し、モロッコの事に精通してゐるので之を供奉員として召伴れ、愈々タンジエルに向はせられた。伯の觀たところでは、ドイツ帝左右の諸臣は、帝のタンジエ

のドイツ帝  
エル上陸

モロッコ  
に於ける  
ドイツ帝  
歓迎

ル御上陸を甚だ危ぶんでゐる者の如くであつたが、伯の見解では、タンジエル御訪問は僅少の時間内の豫定で、到底事變の起る憂はないであらうし、其の効果はビューローの目算通り必ず莫大であらうと堅く信じたので、供奉の宮内大臣オイレンブルグ伯を説得した。斯くて三十一日、船は既にジブラルタルに入つたが、帝はタンジエル上陸の困難を口實として此の時になつてもまだ訪問を避けむと思召された。諸臣はハタと當惑したが、其の時供奉員の一人であつた無任所公使シーン男が殊に憂ひて、警衛隊司令官シオル中將にタンジエルの檢分を依頼し、其の實況報告を言上に及んだので、急に帝の上意が變つて御上陸遊ばされることゝなつた。總ては豫定の段取で進むだ。

帝は御上陸になると直ぐタンジエルのドイツ公使館に臨ませられ、ドイツ居留民、外交團、モロッコ使節等の歓迎を受けさせられ、之に對してそれぞれ型の如き御答辭を賜はつたが、フランス公使館事務官シェリゼイ伯がデルカッセに代つて敬禮を表した時と、スルタンの伯父に當る老人が歓迎の辭を述べた時とは、特別の勅語を宣らせられた。デルカッセ代理に賜はつた勅語は、其の中でも意味の深重なものであ



つた。帝は斯う仰せられた。

朕が此の地を訪問したのはドイツの爲に自由商業を求め、なほ爾餘の國民と共に完全なる均等を要求せむがためである、朕は其の事について一獨立國の對等なる一自由君主たるスルタンと直接に談合するであらう、そして朕親らの正當なる競望を效力あらしめるであらう、此の事は又フランスよりも相當に尊重せられるであらうことを期待する

此の仰せ出されを承つたシェリゼイ伯は、色を失つて、何事かを奉答せむとしたが、最早時間がなかつたので、悄然と打ちうなだれて下つた。

又スルタンの伯父には、殊に深い親みの色をお見せになつて、朕はスルタンを何れの外國主權にも服従しない國の自由にして獨立なる君主であると考へる、朕はドイツの交通商業のために一切の他の通商國民と同様に均等の利益を期待する、朕は親しく常に直接にスルタンと談合するであらう、スルタンが實施計畫中の改革は、只常住に其の人民の習慣、見解の限度に止まり、コーランの規範を犯すことなく、秩序安寧の誠實なる行政と堅固とを以て實行せられねばならぬ、さすれば外國

勅にツのド  
語對セテイ  
す代ルツ  
る理カ帝

にも最上の感觸を與へるであらう、エウロパ風の習慣や仕來りは其の儘に移してはならぬ、それについてはスルタンは縝密に其の國の大會議に聽かれたらよからうと仰せられたのであつた。

兎に角此の時の御訪問は成功であつた、時間にすれば僅に三時間程であつたが、其の成績は頗る顯著で、モロッコ人にも外國人にも目に見えて烈しい感觸を與へた。そしてウイヘルム二世が殊に満足に恩召されたのは、向後モロッコはドイツ帝國政府と前以ての打合せなしには何等の改革をも執り行はないといふスルタンからの祕密通知を聞召したことであつた。デルカッセの外交進路には實に恐るべき暗礁が現れたのである。

### 九 ドイツのモロッコ協約不承認

一九〇五年の四月はイギリス・フランスのモロッコ協約が締結されてから滿一年の後に當る。此の協約の成文は青本・黄本には掲載されたが、ドイツへは會て正式に披露されたことがなかつた。如何にもデルカッセは之を締結する直前の三月二十三日、ドイツ大使ラドリン公に協約の内容を腹藏なく漏らして懇談し、其の因

モド  
ロイツ  
ツツ  
成コ帝